

令和5年11月7日

厚生保健委員会

健康福祉部障害保健福祉課

第4次浜松市障がい者計画の策定について（素案）

1 趣旨

第4次浜松市障がい者計画（R6～11）、第7期浜松市障がい福祉実施計画及び第3期浜松市障がい児福祉実施計画（R6～8）について、浜松市障害者施策推進協議会、浜松市障がい者自立支援協議会、浜松市精神保健福祉審議会において審議を重ね、計画案がまとまったため報告するもの。

2 報告資料

- ・第4次浜松市障がい者計画（案）概要
- ・第7期浜松市障がい福祉実施計画及び第3期浜松市障がい児福祉実施計画（案）概要
- ・第4次浜松市障がい者計画（案）

3 計画策定のスケジュール（案）

月	厚生保健委員会	障害者施策推進協議会	障がい者自立支援協議会	精神保健福祉審議会
10月		第2回<10/20> 計画案の審議	第1回<10/23> 計画案の審議	第2回<10/25> 計画案の審議
11月	<11/7> 計画案の報告			
	11/15～12/14 パブリック・コメントの実施			
12月				
1月		第3回<1月下旬～2月> パブリック・コメント実施報告 修正案の審議	第2回<1月下旬～2月> パブリック・コメント実施報告 修正案の審議	第3回<1月下旬～2月> パブリック・コメント実施報告 修正案の審議
2月	最終案の報告			
	2月～3月 市の考え方の公表、計画策定完了			

第4次浜松市障がい者計画（案）の概要

1 計画の位置づけ（6頁）



2 計画の対象（7頁）

障がいのある人
身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や難病患者。
精神障がいのある人には、発達障害、高次脳機能障害、認知症等も含まれます。

3 計画の期間（7頁）

障がい者計画/6年、障がい福祉実施計画・障がい児福祉実施計画/3年
障がい者計画は障害者基本法第11条、障がい福祉実施計画及び障がい児福祉実施計画は障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく計画



4 現状と課題（11頁）

- 障がい福祉に関するアンケート調査では、「嫌な思いや配慮に欠けると感じた対応の経験」について「ある」と回答した人が22.2%（約5人に1人）が嫌な思いや配慮に欠ける対応を経験しており、障がいのある人の差別解消に向けた取り組みを積極的に推進する必要があります。
- 障がいのある人の抱える課題が多様化・複雑化する中で、相談を包括的に受け止め、支援関係機関が連携して対応するとともに、多様なニーズに対応できる相談支援体制の更なる充実を図ることが求められています。
- 地域生活への移行の促進にあたり、入所又は入院していた人が地域で生活していく意欲をもてるよう、入所施設や精神科病院、地域の相談支援事業者と連携した支援が求められています。
- 近年、台風や豪雨等の様々な自然災害が全国で発生し、災害発生時に障がいのある人が安全に避難するため、災害時・緊急時に助け合えるように平時からの関係づくりが必要です。
- できるだけ早期に必要な療育を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上が期待できることから、障がいの早期発見が必要です。

5 背景（近年の主な障がい福祉施策の動向等）（12頁～）

- 国の「障害者基本計画（第5次）」/R5～R10年度
障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画（地域社会における共生、差別的禁止、国際的協調）
- 社会福祉法の改正/R2.6
自治体主導の下で地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築として重層的な支援体制整備事業が新たに規定
- 障害者差別解消法の改正/R3.5
障がいのある人に対する不当な差別的取り扱いの基本的な考え方や具体例の規定、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供の義務化
- 医療的ケア児等支援法の成立/R3.6
相談支援や情報提供、関係機関と連携した支援体制を整備すること、学校において医療的ケアその他の支援を行うため看護師等の配置
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立/R4.5
障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進
- 児童福祉法の改正/R4.6
児童発達支援センターの役割及び機能の強化として、児童発達支援センターが地域における障がいのある児童支援の中核的役割を担うことを明確化
- 障害者総合支援法の改正/R4.12
障がいのある人等の地域生活の支援体制の充実、障がいのある人の就労支援及び障がいのある人の雇用の質の向上の推進
- 精神保健福祉法の改正/R4.12
地域生活の支援の強化等による精神障がいのある人の希望やニーズに応じた支援体制の整備を推進

6 基本理念（17頁）

誰もが住み慣れた地域で支え合い、
希望を持って安心して暮らすことができるまち

7 基本目標（18頁～19頁）

- I 地域で安心して暮らすための地域社会への理解促進
- II 自己決定と自己選択の尊重
- III 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の更なる充実
- IV ともに支え、ともに暮らす地域でつながる“輪”づくり

8 重点施策の取り組み（23頁～31頁）

- 1 差別の解消・権利擁護の推進
 - ①障がいを理由とする差別の解消の推進
 - ②成年後見制度利用支援の促進
 - ③関係機関との連携による虐待防止の取り組み
- 2 相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実
 - ①重層的な相談支援体制の推進
 - ②地域生活支援拠点等の体制整備
 - ③相談支援専門員の資質向上
 - ④障がい者自立支援協議会の効果的な運営
- 3 地域生活への移行に向けた体制整備
 - ①支援体制の整備
 - ②個別支援の充実
- 4 地域における防災対策の推進
 - ①災害時における支援体制の整備
 - ②個別避難計画の策定支援
 - ③避難支援対策の推進
- 5 関係機関と連携したこどもと家庭に対する支援体制の強化
 - ①相談支援の充実
 - ②地域における支援の充実
 - ③関係機関との連携の強化

9 分野別施策のきめ細かな取り組み（43頁～101頁）

分野別	取り組み項目	主な取り組み
1 理解促進 ○関係機関との緊密な連携のもと、互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念について更なる普及を図ります。	(1)障がいに対する理解促進 (2)人材育成と活動支援 (3)差別の解消	○障害者週間キャンペーンの実施（障害保健福祉課） ○各種奉仕員養成講座の開催（障害保健福祉課、中央図書館） ○ユニバーサルサービス研修の実施（UD・男女共同参画課） ○障害者差別解消法に基づく相談対応（障害保健福祉課）
2 生活支援 ○自らが望む暮らしを実現できるよう、個々のニーズや実態に応じた適切な支援を提供します。	(1)権利擁護の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)地域生活への移行の促進 (4)地域生活支援の充実 (5)経済的な支援	○成年後見制度の利用支援（障害保健福祉課） ○重層的な支援体制整備事業の実施（福祉総務課） ○介護給付等事業の実施（障害保健福祉課） ○地域生活支援拠点等による地域で支えるサービス提供体制の構築（障害保健福祉課） ○各種手当の給付（障害保健福祉課）
3 保健・医療 ○障がい・疾病に関する知識等の普及・啓発を図り、早期発見に努めるとともに、身近な地域において保健・医療・福祉の連携を強化し、支援の提供体制の充実を図ります。	(1)保健・医療、リハビリテーションの充実 (2)精神保健福祉の推進	○乳幼児健康診査の実施（健康増進課） ○医療的ケア児等相談支援センターの運営（障害保健福祉課） ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（障害保健福祉課） ○こころの問題に関する相談の実施（精神保健福祉センター）
4 生活環境 ○暮らしやすい環境づくりに向けてユニバーサルデザイン化を推進するとともに、安心して暮らすことができるよう防災対策の充実を図ります。	(1)福祉のまちづくりの推進 (2)防災対策の推進	○公共建築物のユニバーサルデザイン化の推進（施設所管各課） ○災害時における自助、共助、公助の啓発（危機管理課） ○避難行動要支援者への支援（障害保健福祉課） ○防災訓練の共同実施（障害保健福祉課）
5 療育・教育 ○こどもが夢や希望をもって暮らせるよう、家庭を含めた支援を充実します。関係機関と連携して、各ライフステージを通じて、一貫したきめ細かな支援を実施します。	(1)早期発見・早期療育の推進 (2)発達支援教育の推進 (3)放課後等の支援の充実 (4)卒業後の自立に向けた支援	○発達相談支援センター「ルピロ」の運営（子育て支援課） ○キッズサポーター、スクールヘルパーの配置（教職員課、幼児教育・保育課） ○障害児通所支援事業の実施（障害保健福祉課） ○福祉事業所フェアの開催（障害保健福祉課）
6 雇用・就労 ○一人ひとりが働く能力や個性を活かし、生きがいと働きがいのある生活の実現を目指し、支援を実施します。	(1)就労支援と雇用促進 (2)就労支援施設等に対する支援	○ジョブサポートセンター事業の実施（産業振興課） ○ユニバーサル農業（農福連携）の推進（農業水産課） ○官公需の発注促進（障害保健福祉課）
7 情報・コミュニケーション ○社会のあらゆる場面において、障がいの特性に配慮し、情報の取得・利用及び意思疎通（コミュニケーション）にかかわる支援を推進します。	(1)情報提供の充実 (2)コミュニケーション保障の推進	○障がい特性に配慮した広報誌等の作成（広報広報課・調査法制課） ○読書バリアフリーサービスの充実（中央図書館） ○コミュニケーション支援事業の実施（障害保健福祉課）
8 社会参加 ○誰もが、地域活動やスポーツ・文化活動、余暇活動等に参加することを通じて、地域生活の充実を図ります。	(1)外出支援 (2)地域活動への参加の促進 (3)スポーツ・文化活動、余暇活動の充実	○移動支援事業の実施（障害保健福祉課） ○障がい者団体活動助成事業の実施（障害保健福祉課） ○浜松市障害者スポーツ大会の開催（スポーツ振興課）

第7期障がい福祉実施計画（案）、第3期障がい児福祉実施計画（案）の概要

1 計画の位置づけ（107頁）

本計画は、障がいのある人の地域生活を支援するための障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制確保が計画的に図れるようにすることを目的とします。

2 計画で定める項目（107頁）

国が3年ごとに定める基本指針に即し、令和8年度の成果目標及び数値目標を設定するとともに、各年度のサービス需要見込みとその確保のための方策を定めるもの。

3 令和8年度の成果目標（117頁～）

国の基本指針（抜粋）	本市の目標の考え方と主な取組み
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	
<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末時点で令和4年度末施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。 令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行の目標を45人とします。（国の基本指針の6%で算出すると41人） 地域生活への主な移行先であるグループホームの整備を推進します。 施設入所者数は、待機者が多いため、削減目標値は設定しないこととします。
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
<ul style="list-style-type: none"> 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者、家族、関係者による協議の場及び地域の基盤整備を推進し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。
(3) 地域生活支援の充実	
<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等の整備とともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制を構築します。 緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制を整備します。
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	
<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上の目標値の設定とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 目標値は242人 就労定着支援事業等の就労後の支援体制を活用し、一般就労への定着を促進します。
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	
<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置。 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を1か所以上設置。 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターを継続して設置します。 医療的ケア児等支援協議会を継続して設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを引き続き配置します。 医療的ケア児や重症心身障害児が適切な支援を受けられるよう、情報の提供や助言その他支援を行う医療的ケア児等相談支援センターを運営します。
(6) 相談支援体制の充実・強化等	
<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが国の示す地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制の強化・充実を図るため障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センター継続して設置します。
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築等	
<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、国の示す障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 請求に関する審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有することで、課題解決等についての情報交換を行う体制を構築します。 障害福祉サービス等事業所に対する指導監査を適正に実施し、その結果を関係自治体と共有し、課題や解決方法等の情報交換を行うことでサービスの質の向上を図ります。

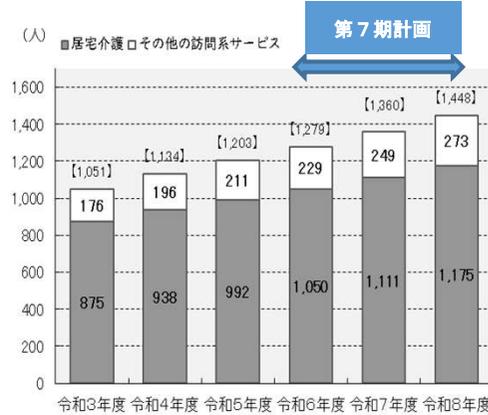
4 各サービスの実績と見込み（129頁～）

<見込み量の考え方>

・過年度のサービス利用実績を踏まえ、3年間のサービス利用量を見込む

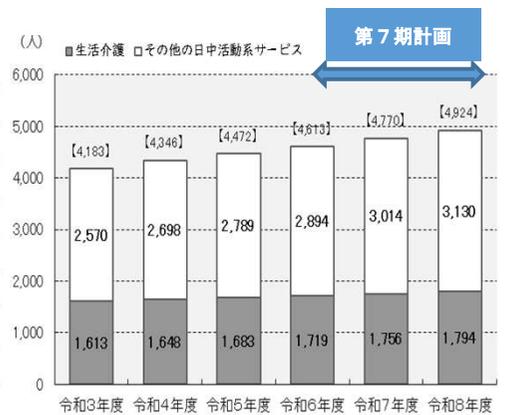
(1) 訪問系サービスの実績と見込み

- 訪問系サービスは、在宅者を対象としたサービスで、介護を担う家族支援のためのサービスとしても利用されています。
- ニーズの高い居宅介護サービスを主に、毎年約6%の増加を見込みます。



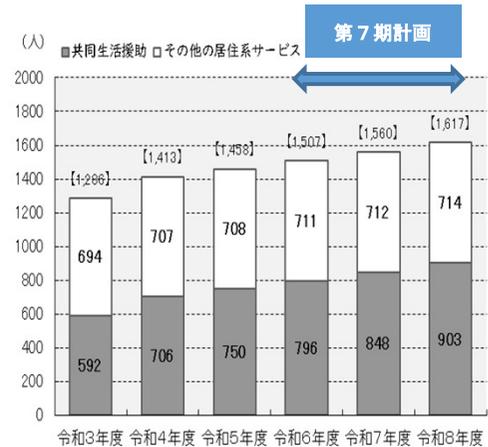
(2) 日中活動系サービスの実績と見込み

- 日中活動系サービスは昼間の活動場所となるとともに、自立した生活を送るための訓練や支援の場です。
- 生活介護、就労継続支援などを主に、毎年約3%の増加を見込みます。



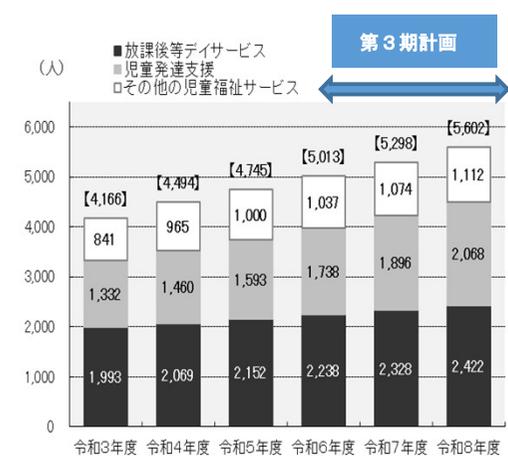
(3) 居住系サービスの実績と見込み

- 居住系サービスは、居住の場の一つとなるものであり、共同生活援助（グループホーム）と専門的な支援を行う入所施設で支援を行います。
- ニーズの高い共同生活援助（グループホーム）を主に、毎年約3.5%の増加を見込みます。



(4) 児童福祉法に規定するサービスの実績と見込み

- 児童福祉法に規定するサービスは、児童発達支援事業等による障がいの早期発見、早期療育を支援するサービスを行います。
- ニーズが高い放課後等デイサービスを主に、毎年約5.5%の増加を見込みます。



第4次浜松市障がい者計画(案) に対するご意見をお待ちしています!

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「第4次浜松市障がい者計画(案)」とは

本計画は、障害者基本法に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加の支援に向けた総合的な施策に関する基本的な計画として策定するものです。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保のための方策を定める「障がい福祉実施計画」「障がい児福祉実施計画」と一体的に策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和5年11月15日（水）～令和5年12月14日（木）

3. 案の公表先

障害保健福祉課、子育て支援課、健康増進課、教育委員会指導課、障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	障害保健福祉課（市役所本館2階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効）	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 障害保健福祉課あて
③電子メール	syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-457-2630（障害保健福祉課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和6年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

健康福祉部障害保健福祉課（TEL 053-457-2034）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●第4次浜松市障がい者計画（案）

第1部 障がい者計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

第1章 計画の概要	……	P 3～P 8
第2章 現状と課題	……	P 9～P 14
第3章 計画の基本理念等	……	P 15～P 20
第4章 重点施策	……	P 21～P 31
第5章 分野別施策	……	P 33～P 102

第2部 第7期障がい福祉実施計画 第3期障がい児福祉実施計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

第1章 計画の概要	……	P 103～P 114
第2章 令和8（2026）年度の成果目標	……	P 115～P 126
第3章 福祉サービスの見込量	……	P 127～P 152
資料編	……	P 153～P 180

●意見提出様式（参考）

パブリック・コメント実施案件の概要

案 件 名	第4次浜松市障がい者計画（案）
趣 旨 ・ 目 的	本計画は、障害者基本法に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加の支援に向けた総合的な施策に関する基本的な計画として策定するものです。また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保のための方策を定める「障がい福祉実施計画」「障がい児福祉実施計画」と一体的に策定します。
見 直 し に 至 っ た 背 景 ・ 経 緯	平成30年3月に策定した「第3次浜松市障がい者計画」が期間満了を迎えるため、これまでの取り組みを検証するとともに、障がいのある人を取り巻く様々な状況の変化や制度改革の状況等を踏まえ「第4次浜松市障がい者計画」を策定します。
立 案 し た 際 の 実 施 機 関 の 考 え 方 及 び 論 点	障がいのある人へのアンケート調査、障害福祉サービス等事業所への訪問調査、協議会で障がいのある人や関係者からご意見をいただくことにより、現状や課題を把握し、本計画に反映するよう努めました。
案 の ポ イ ン ト (見直し事項など)	<p>【計画期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4次浜松市障がい者計画 令和6（2024）年度～令和11（2029）年度の6年間 ・ 第7期浜松市障がい福祉実施計画及び第3期浜松市障がい児福祉実施計画 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の3年間 <p>【基本理念】</p> <p>地域における共生社会の実現を目指すため『誰もが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らすことができるまち』としました。</p> <p>【重点施策・分野別施策】</p> <p>5つの重点施策と8つの分野別施策を定め、総合的かつ計画的に推進する体系とします。</p> <p>【第5期障がい福祉実施計画 第1期障がい児福祉実施計画】</p> <p>必要な「障害福祉サービス」が提供されるよう3年間の数値目標の設定、各年度のサービス需要を見込むとともに見込量の確保のための方策を定めました。</p>
関 係 法 令 ・ 上 位 計 画 な ど	<p>【関係法令】 障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法</p> <p>【上位計画】 浜松市総合計画・浜松市地域福祉計画</p>
計 画 ・ 条 例 等 の 策 定 ス ケ ジ ュ ー ル (予定)	<p>令和5年11月～12月 案の公表、意見募集</p> <p>平成6年2月～3月 議会・委員会報告、市の考え方公表</p> <p>平成6年4月 計画の施行</p>

第4次浜松市障がい者計画

【案】

令和6(2024)年3月

浜松市

目次

第1部 障がい者計画	1
第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨	5
2 計画の位置付け	6
3 計画の対象	7
4 計画の期間	7
5 計画の推進体制	8
第2章 現状と課題	9
1 浜松市のこれまでの取り組みと課題	11
2 障がい福祉施策を取り巻く状況	12
第3章 計画の基本理念等	15
1 基本理念	17
2 基本目標	18
3 計画の体系	20
第4章 重点施策	21
1 差別の解消・権利擁護の推進	23
2 相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実	25
3 地域生活への移行に向けた体制整備	27
4 地域における防災対策の推進	28
5 関係機関と連携したこどもと家庭に対する支援体制の強化	30
第5章 分野別施策	33
1 理解促進	43
(1) 障がいに対する理解促進	44
(2) 人材育成と活動支援	47
(3) 差別の解消	51
2 生活支援	52
(1) 権利擁護の推進	53
(2) 相談支援体制の充実	55

(3) 地域生活への移行の促進	59
(4) 地域生活支援の充実	60
(5) 経済的な支援	63
3 保健・医療	65
(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実	66
(2) 精神保健福祉の推進	69
4 生活環境	72
(1) 福祉のまちづくりの推進	73
(2) 防災対策の推進	74
5 療育・教育	76
(1) 早期発見・早期療育の推進	77
(2) 発達支援教育の推進	80
(3) 放課後等の支援の充実	83
(4) 卒業後の自立に向けた支援	84
6 雇用・就労	86
(1) 就労支援と雇用促進	87
(2) 就労支援施設等に対する支援	89
7 情報・コミュニケーション	90
(1) 情報提供の充実	91
(2) コミュニケーション保障の推進	93
8 社会参加	95
(1) 外出支援	96
(2) 地域活動への参加の促進	98
(3) スポーツ・文化活動、余暇支援活動の充実	100

第2部 第7期障がい福祉実施計画 第3期障がい児福祉実施計画 103

第1章 計画の概要..... 105

1 計画策定の目的	107
2 計画の位置づけ	107
3 計画期間	107
4 計画で定める項目	107
5 計画の基本理念	108
6 計画の推進体制	108
7 第6期浜松市障がい福祉実施計画及び 第2期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況 ..	109

第2章 令和8年度の成果目標	115
1 施設入所者の地域生活への移行	117
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	119
3 地域生活支援の充実	121
4 福祉施設から一般就労への移行等	122
5 障害児支援の提供体制の整備等	124
6 相談支援体制の充実・強化等	125
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築.....	126
第3章 福祉サービスの見込量	127
《第7期障がい福祉実施計画》	130
1 障害福祉サービス	130
(1) 訪問系サービス	130
(2) 日中活動系サービス	132
(3) 居住系サービス	135
(4) 相談支援	137
2 地域生活支援事業	139
(1) 必須事業	139
(2) 任意事業	148
《第3期障がい児福祉実施計画》	150
1 児童福祉法に規定するサービス	150
(1) 障害児通所支援	150
(2) 障害児入所支援	152
(3) 障害児相談支援	152
資料編	153
1 障がいのある人の状況	155
2 障害福祉サービス等支給決定者の状況	164
3 施設・事業所の状況	165
4 策定経過	167
5 協議会等構成員	168
6 障がい福祉に関するアンケート調査	172
7 障害福祉サービス事業所調査	173
8 用語集	174

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、国連サミットで採択された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

浜松市は平成 30 (2018) 年 6 月に「SDGs 未来都市」に選定されており、この計画の取り組みも SDGs に通ずるものとして各事業を推進します。

■SDGs の 17 のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第1部 障がい者計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

この計画は、障がいのある人の自立及び社会参加のための施策について、総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

第3次浜松市障がい者計画（平成30（2018）年度から令和5（2023）年度）の取り組みを検証するとともに、障がいのある人を取り巻く様々な状況の変化や制度改革の状況等を踏まえ、新たに第4次浜松市障がい者計画を策定し、障がい福祉施策を進めていきます。

策定方針

1. 基本理念は、浜松市総合計画を踏まえ「誰もが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らすことができるまち」とします。基本目標は、第3次浜松市障がい者計画の4つの目標を承継します。

浜松市総合計画

浜松市未来ビジョンの実現に向けた将来の理想の姿（健康・福祉分野）

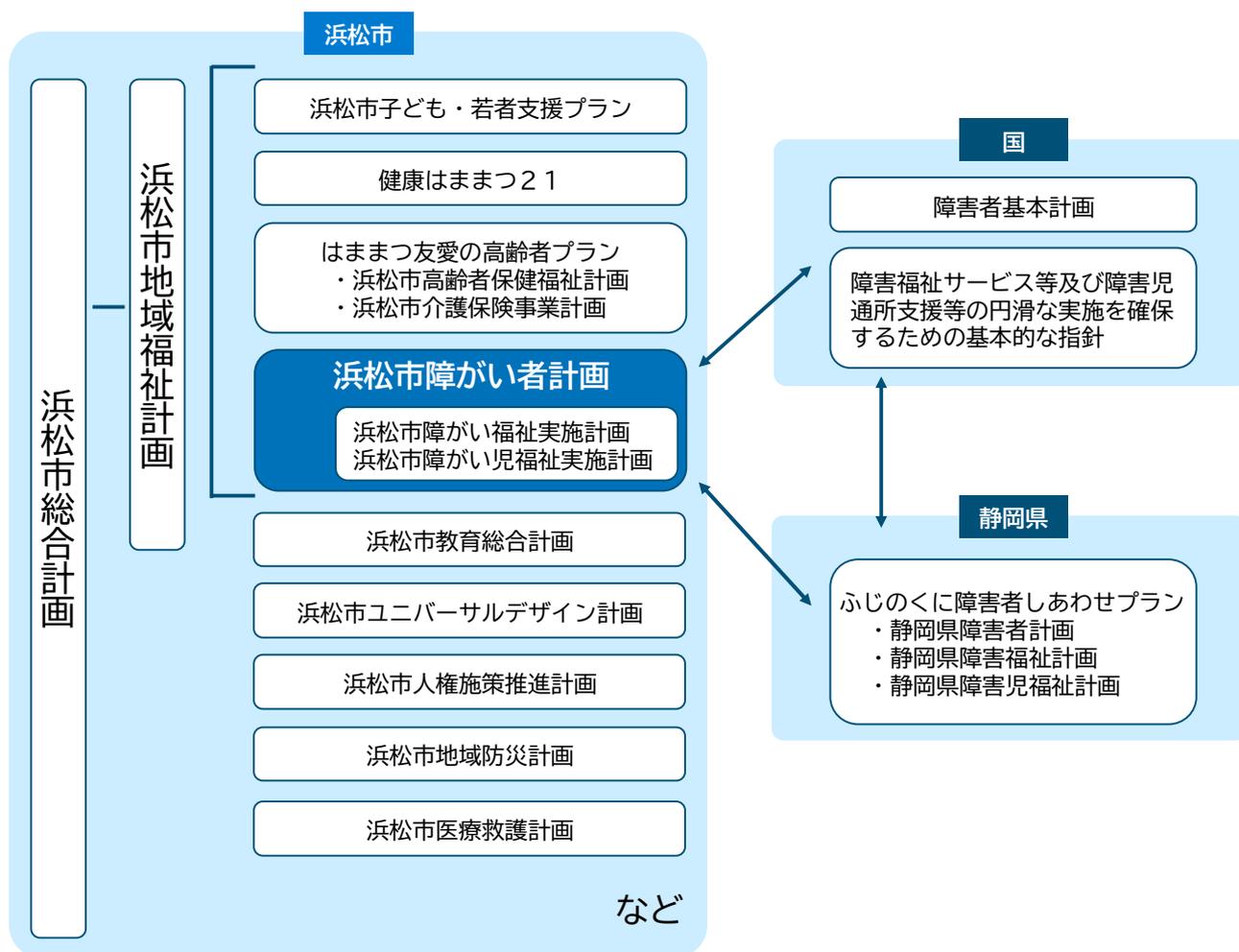
『支え合いによって、だれもが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができる。』

2. 障がいのある人の生活実態や障害福祉サービスの利用状況、今後の意向に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」）の実施等により、障がいのある人の現状と課題を把握し、障がいのある人を取り巻く状況や制度改革の動向に的確に対応します。
3. 計画期間中に特に重点的に取り組む施策を重点施策として位置付け、専門的機能を有する機関や施設等のそれぞれの機能を強化するとともに、相互に連携した総合的な取り組みやネットワークづくりを推進します。
 - 1 差別の解消・権利擁護の推進
 - 2 相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実
 - 3 地域生活への移行に向けた体制整備
 - 4 地域における防災対策の推進
 - 5 関係機関と連携したこどもと家庭に対する支援体制の強化

2 計画の位置付け

障がい者計画は、障害者基本法¹第 11 条の規定に基づく市町村障害者計画として策定するものです。また、障がい福祉実施計画及び障がい児福祉実施計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法²」）第 88 条及び児童福祉法³第 33 条の 20 の規定に基づく市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画として策定するものです。

これらの計画を一体的に策定するとともに、浜松市の将来像を定めた都市づくりの目標である浜松市総合計画⁴及び社会福祉法⁵の規定に基づく浜松市地域福祉計画その他法律の規定による計画で障がいのある人等の福祉に関する事項を定めるものと連携して推進します。



- 1 障害者基本法：障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。
- 2 障害者総合支援法：地域社会における共生の実現に向けて、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業等の支援を総合的に行うことを定めた法律。
- 3 児童福祉法：児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的な法律。
- 4 浜松市総合計画：浜松市の都市づくりの目標となる計画。
- 5 社会福祉法：社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定める法律。

3 計画の対象

この計画における「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や難病患者とします。精神障害には、発達障害⁶、高次脳機能障害⁷、認知症等も含まれます。障がいのある人の家族や取り巻く地域、そして社会全体への働きかけも含め、障がいのある人の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。

【障害者基本法】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

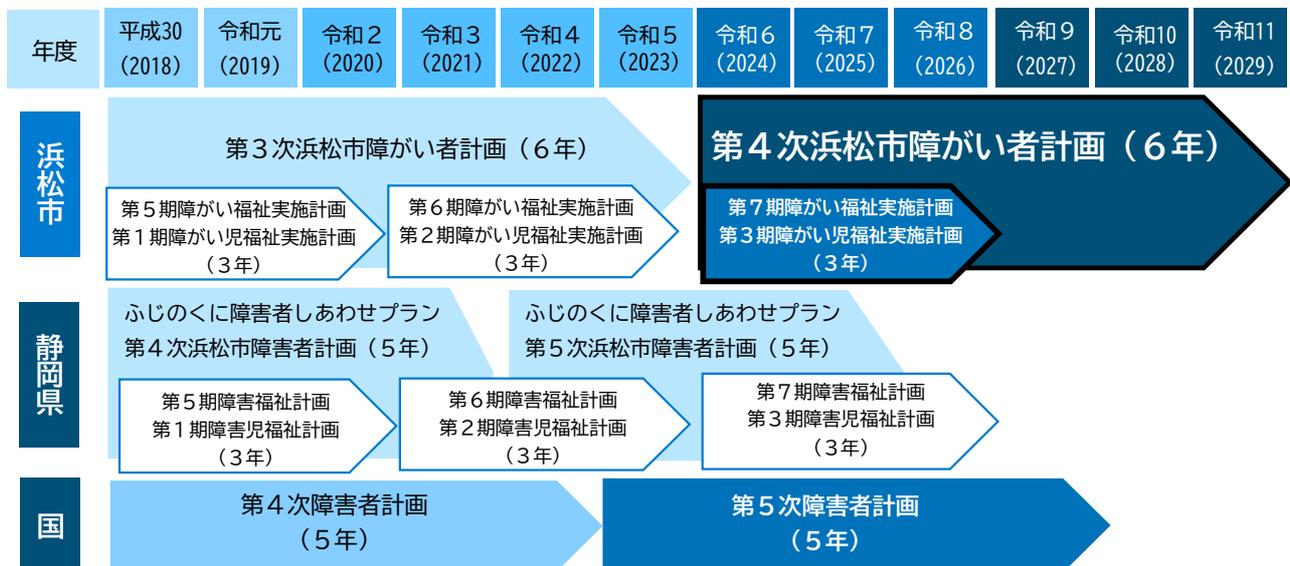
- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間です。

ただし、国の制度改革や社会経済情勢の変化に対し、必要に応じて見直しを行います。

また、一体的に策定する障がい福祉実施計画及び障がい児福祉実施計画の期間は、国が定める基本指針により、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。



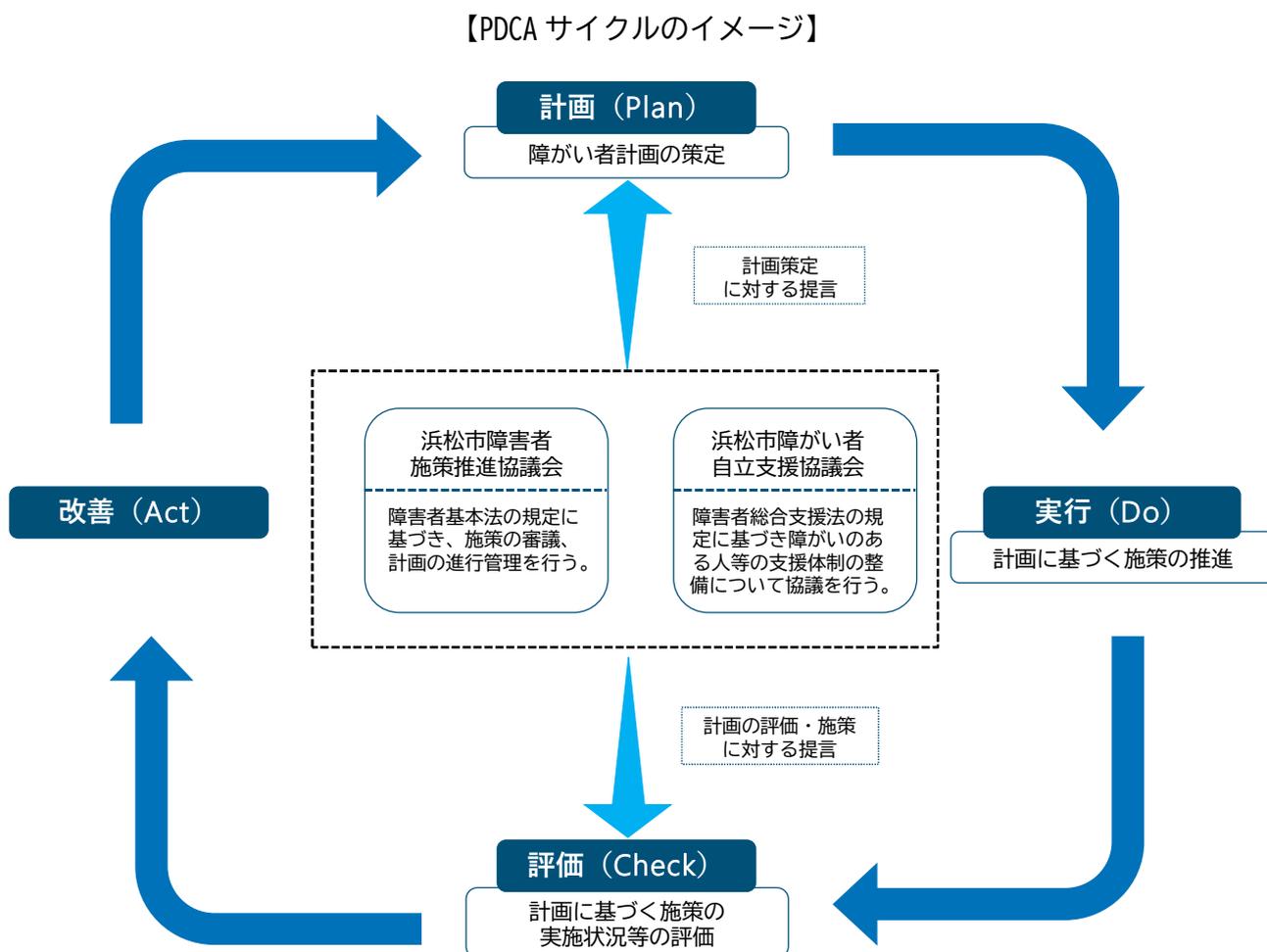
6 発達障害：自閉症スペクトラム症（自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害を含む）、注意欠如・多動症、限局性学習症等、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定められたもの。

7 高次脳機能障害：怪我や病気等により脳の損傷を負うことで、記憶障害、注意障害等、脳の認知機能に障害が起こる状態。

5 計画の推進体制

浜松市が設置する附属機関で、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議等を行う「浜松市障害者施策推進協議会」（以下「施策推進協議会」）、当事者等及び障がい者関係団体より構成する「浜松市障がい者自立支援協議会」（以下「障がい者自立支援協議会」）、計画の実施主体である浜松市が、相互に連携して施策を進めます。

また、PDCA サイクル⁸の考え方のもと、計画における成果目標及び実績については、施策推進協議会や障がい者自立支援協議会を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。



8 PDCA サイクル：業務を円滑に進めるために Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を繰り返し行うこと。

第2章 現状と課題

1 浜松市のこれまでの取り組みと課題

(1) これまでの取り組み

第3次浜松市障がい者計画（平成30（2018）年度から令和5（2023）年度まで）では、「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」という基本理念のもと、4つの基本目標と5つの重点施策を掲げ、障がいのある人が地域における支え合いの中で、自らの意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、社会の理解を進めるための広報・啓発活動や権利擁護⁹体制の整備、地域生活を支えるためのサービス提供基盤の充実等、共生社会¹⁰の実現に向けた地域づくりを進めてきました。

(2) 今後に向けた課題

社会全体の高齢化とともに、障がいのある人の高齢化も進み、障がいの重度化・重複化の傾向も見られます。発達に課題のあるこどもの顕在化、医療的ケア児及びその家族に対する支援等、高度な専門知識や多様な障がいの特性に応じたサービスや相談支援が求められています。

近年は、台風や豪雨等の災害により、防災対策の強化・充実の必要性が高まっています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、コミュニケーション方法の制約が生じ情報取得等に困難が生じるなど、あらゆる場面におけるアクセシビリティ¹¹の向上と障がいのある人が安全・安心に暮らせる生活環境の充実が必要となっています。

さらに、障がいのある女性や子ども、高齢者は、介助の際のプライバシーや性的被害の問題、立場の弱さがもたらす差別や虐待等、障がいのあることに加えてさらに困難な状況に置かれやすく、支援において特に配慮する必要があります。

このようなニーズの多様化・高度化に伴い、一人ひとりの意向や心身の状況等に応じた包括的かつきめ細かな支援が必要となります。また、ライフステージに応じて、療育・教育の充実、就労支援、社会参加機会の拡充等、子育てや教育、労働、医療、高齢者福祉等の関係機関と連携した切れ目のない支援が必要です。

9 権利擁護：自ら物事を判断することが困難な障がいのある人に対して、本人の意思を尊重し支援を行うこと。

10 共生社会：全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。

11 アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが情報や製品、建物、サービス等を支障なく利用できること。

2 障がい福祉施策を取り巻く状況

(1) 国の障害者基本計画の策定

国は、令和5(2023)年度から5か年を計画期間とする「障害者基本計画(第5次)」を令和5(2023)年3月に新たに策定しました。

この「障害者基本計画(第5次)」では、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法¹²⁾」)の改正、令和4(2022)年に行われた国際連合の障害者の権利に関する委員会による審査等を踏まえて策定されています。

障がいのある人を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、偏見や差別の払拭、障がいのある人の人権の確保の上で基本となる「社会モデル¹³⁾」の考え方等の理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、各分野の施策を実施することが示されています。

(2) 近年の関連法令の動向

① 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立

平成30(2018)年6月に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が制定されました。この法律は、文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするもので、障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、文化芸術活動を幅広く促進することなどが規定されました。

② 読書バリアフリー法の成立

令和元(2019)年6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下「読書バリアフリー法」)が制定されました。視覚障がいのある人等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会の実現に向けて、読書バリアフリー施策の推進に向けた基本理念、国・地方公共団体の責務及び基本的施策等が規定されました。

③ 社会福祉法の改正

令和2(2020)年6月に社会福祉法が改正され、自治体主導の下で地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築のため重層的支援体制整備事業が新たに規定されました。

12 障害者差別解消法：すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。

13 社会モデル：障がいのある人が受ける制限は、心身機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方。

④ 障害者差別解消法の改正

令和3（2021）年5月に障害者差別解消法が改正され、障がいのある人に対する不当な差別的取り扱いの基本的な考え方や具体例の規定、事業者による障がいのある人への合理的配慮¹⁴の提供の義務化が規定され、令和6（2024）年4月より施行されます。

⑤ 医療的ケア児等支援法の成立

令和3（2021）年6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児等支援法」）が制定されました。医療技術の進歩に伴い医療的ケア児は増加しており、医療的ケア児が抱える課題は、保健、医療、福祉、保育、教育など多岐に渡ることから、都道府県において医療的ケア児等支援センターを設置し、相談支援や情報提供、関係機関と連携した支援体制を整備すること、学校において医療的ケアその他の支援を行うため看護師等の配置をすることなどが規定されました。

⑥ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立

令和4（2022）年5月に障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）が制定されました。この法律は、全ての障がいのある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要という観点から、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とし、基本理念として①障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるようにする、②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする、③全ての人が同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする、④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて情報の取得利用・意思疎通を行えるようにすることの4項目を掲げ、障がいのある人の情報取得・利用や意思疎通に関する基本的施策を定めています。

⑦ 児童福祉法の改正

令和4（2022）年6月に児童福祉法が改正され、児童発達支援センターの役割及び機能の強化として、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことを明確化し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障がい児支援の質の底上げを図ること、また、児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行うことにより、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにすることなどが盛り込まれ、令和6（2024）年4月より施行されます。

¹⁴ 合理的配慮：障がいの有無にかかわらず、すべての人が平等に社会参加できるよう、それぞれの障がいの特徴や困難等に合わせた配慮。

⑧ 障害者雇用促進法の改正

令和4（2022）年12月に障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法¹⁵」）が改正され、事業主の責務に障がいのある人の職業能力の開発及び向上が含まれることが明確化されるとともに、多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発に対する助成による障がいのある人の雇用の質の向上などが盛り込まれ、令和6（2024）年4月（一部は令和5（2023）年4月）より施行されます。

⑨ 障害者総合支援法の改正

令和4（2022）年12月に障害者総合支援法が改正され、障がいのある人等の地域生活の支援体制の充実、障がいのある人の就労支援及び障がい者雇用の質の向上の推進等が盛り込まれ、令和6（2024）年4月（一部は令和5（2023）年4月）より施行されます。

⑩ 精神保健福祉法の改正

令和4（2022）年12月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法¹⁶」）が改正され、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神保健福祉法が精神障がいのある人の権利擁護を図るものであることが明確化されるとともに、地域生活の支援の強化等による精神障がいのある人の希望やニーズに応じた支援体制の整備を推進していくための事項が規定され、令和6（2024）年4月（一部は令和5（2023）年4月）より施行されます。

15 障害者雇用促進法：障がいのある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。

16 精神保健福祉法：精神障害者の医療・保護、社会復帰の促進、自立への援助、発生の予防などを行い、福祉の増進と国民の精神的健康の向上を図ることを目的とする法律。

第3章 計画の基本理念等

「誰もが住み慣れた地域で支え合い、 希望を持って安心して暮らすことができるまち」

この計画では、“誰もが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らすことができるまち”を基本理念に掲げ、障がいのある人一人ひとりが社会を構成する一員として、住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことを基本に、すべての人が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを目指します。

近年の一層の少子高齢化や核家族化の進展、地域コミュニティに対する意識の希薄化とともに、市民ニーズの多様化が進み、人と人とのつながりの重要性がこれまで以上に増してきています。障がいのある人が、それぞれの住み慣れた地域や家庭の中で、主体的な自己決定と自己選択により暮らしていくためには、様々な公的支援とともに、地域の中での支え合い、共生・共助でつくる豊かな地域づくりが必要です。

障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進めるため、地域社会への働きかけや地域生活支援の充実、福祉のまちづくりの推進等、引き続き幅広い施策に取り組みます。

2 基本目標

基本目標1 地域で安心して暮らすための地域社会への理解促進

“誰もが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らすことができるまち”を目指すにあたり、同じ地域で生活する人同士の相互理解が大切です。

地域社会への理解促進を進めるには、啓発・広報活動を行うだけでなく、障がいのある人が地域活動へ参加しやすい環境を整えるなど、様々な人たちと交流し、関係をつくることにより、地域とのつながりを持つことが重要です。

障がいの有無にかかわらず、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会、生涯を通して地域の一員として暮らしていくことができる地域づくりを目指します。

基本目標2 自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無にかかわらず、誰もが平等に人権を持つかけがえない個人として尊重されなければなりません。

障がいのある人一人ひとりの自己決定と自己選択を尊重し、必要とする障害福祉サービス等をはじめとした各種支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

また、障がいの特性に応じ、情報を入手しやすい環境整備を進めるとともに、権利の主張が困難な判断能力の不十分な人に対しては、個人の尊厳を尊重したうえで、適切な意思決定の支援を行い、権利・利益の保護を図ります。

基本目標3 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の更なる充実

自己決定と自己選択を尊重するとともに、それらを実現できる環境を整えていかなければなりません。自立支援の観点から、入所施設等からの地域生活への移行や就労支援に対応したサービス提供基盤の計画的な整備を行います。

そして、障がいのある人一人ひとりの状況に応じた支援を身近な地域で受けられるよう、サービス提供の拠点づくりを行い、社会福祉協議会をはじめとした地域の社会資源を最大限に活用したサービスの提供体制の整備を進めます。

また、障がいがあることに加えて、女性や子ども、高齢者であることなど複合的に困難な状況に置かれている場合は、多機関が連携することにより包括的な支援を行うなど、それぞれの状況に配慮したきめ細かな支援を行います。

基本目標4 ともに支え、ともに暮らす地域でつながる“輪”づくり

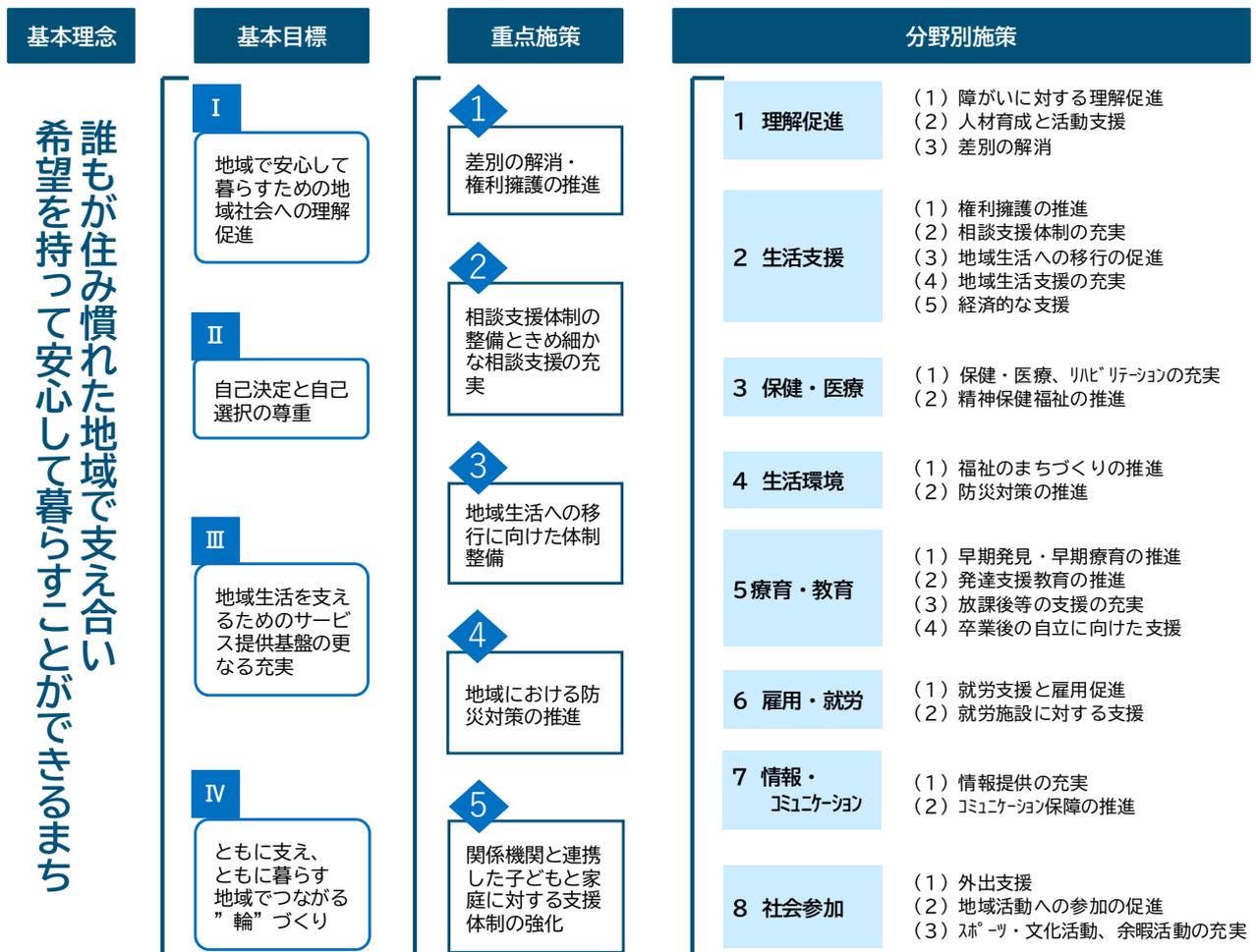
障がいのある人が住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことができるよう、一人ひとりの希望に丁寧に向き合い、心身の状況に応じて適切なサービスや支援を組み合わせる包括的な相談支援により、障がいのある人とその家族を包む“輪”をつくります。

また、個別支援会議で解決できない課題は、障がい者自立支援協議会で地域全体の課題として共有し、解決に向けて取り組みます。

さらに、共生社会の理念に基づき、制度や分野の枠を超えて、地域住民と資源がつながり、障がいのある人とその家族を包む“地域の輪”をつくり、地域の支え合いによる重層的支援の下で、全ての住民がともに暮らすことができる社会の実現を目指します。

3 計画の体系

計画の基本理念である“支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち”のもと、4つの基本目標と5つの重点施策、8つの分野別施策を定め総合的かつ計画的に推進します



※基本目標、重点施策・分野別施策の番号は優先順位を表すものではありません。

第4章 重点施策

1 差別の解消・権利擁護の推進

【背景】

令和3（2021）年5月に障害者差別解消法が改正され、行政機関及び民間事業者による障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止だけでなく、令和6（2024）年4月より、行政機関だけでなく民間事業者においても、社会的障壁¹⁷を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」が義務化されることになりました。

また、令和4（2022）年3月には判断能力が不十分な人に代わり、財産管理や契約を行う成年後見制度の利用を促す「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定される等、障がいのある人の人権尊重と権利擁護に向けた法制度の整備が進められています。

障がいのある人への虐待については、相談・通報件数、虐待判断件数、被虐待者数が年々増加傾向にあるため、虐待の予防や早期の対応を図るための支援・協力体制の強化が必要です。

【基本方針】

障害者差別解消法に定める不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務について、周知や啓発を進めます。

また、成年後見制度の周知及び利用しやすい環境の整備を進めるとともに、障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努め、障がいのある人の権利擁護を推進します。

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消に向け、市民及び事業者への啓発を進めるとともに、職員に対しても、職員対応要領に基づき適切に対応するための研修を実施します。

また、障がいを理由とする差別に関する相談等について、障害保健福祉課等の相談窓口における対応に加えて、情報共有や差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に進めるため、障害者差別解消支援地域協議会¹⁸を運営します。

17 社会的障壁：障がいのある人が日常生活又は社会生活するうえで支障となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のもの。

18 障害者差別解消支援地域協議会：社会生活を円滑に営むうえで困難を有する障がいのある人に対して、支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関により構成される組織で、相談事例の共有や差別の解消に資する取り組みの共有・分析を行う。

② 成年後見制度利用支援の促進

成年後見制度とは、判断能力が不十分な人の財産や権利を保護するため、本人のための法律行為又は本人による法律行為を助ける人を選任する制度です。成年後見制度を利用したくても、家庭裁判所へ申し立てを行う親族がない等の理由で制度を利用できない人を支援するため、家庭裁判所へ市長が代理で申し立てを行います。また、後見人報酬の費用負担が経済的に困難な人に対して助成を行います。

また、中核機関の成年後見支援センターを中心に、制度広報・普及、担い手育成や支援者の資質向上、適切な利用に向けた仕組みづくり、地域連携ネットワークの拡充に取り組み、制度の利用促進を図ります。

③ 関係機関との連携による虐待防止の取り組み

障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため、医師、弁護士、警察、福祉サービス事業者等の関係機関が出席し、虐待事例や対応状況について情報を共有し、意見交換を行う高齢者・障害者虐待防止連絡会の運営をはじめ、研修会や講演会の開催等、関係機関と緊密に連携し取り組みます。

2 相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実

【背景】

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、必要なサービスや制度の利用方法等を知り、様々なサービスの中から実情に応じて適切に利用していくことが必要です。そのためには、質の高い相談支援の体制を整え、障がいのある人からの相談に適切に対応することが重要です。

近年、相談件数の増加だけでなく、障がいの重度化・重複化、家族介護者の高齢化をはじめとする複合した解決困難な課題を抱えるケースの増加等、相談内容は複雑化しています。

このような背景から、社会福祉法が改正され、様々な機関の連携による重層的支援体制整備事業が創設されるなど、包括的な支援体制の整備が求められています。

共生社会の理念のもと、制度や分野、世代を超えて、人と資源をつなげ、相談支援専門員を含めた多様な主体による重層的な相談支援体制を通じ、障がいのある人やその家族が生きがいを持って暮らすことのできる地域をともに創っていく必要があります。

【基本方針】

多様化・複雑化するニーズに対して、身近な地域で柔軟に対応できるように、重層的な相談支援体制の推進を図るとともに、包括的な支援の輪の拡大を目指します。

① 重層的な相談支援体制の推進

障がい者基幹相談支援センターと障がい者相談支援センターの連携のもと、重層的な相談支援体制について、体制の強化を目指します。

一人ひとりの困りごとに応じてきめ細かな相談支援ができるよう、困りごとを包括的に受け止め、単一機関では支援が困難な場合は介護・子育て・生活困窮分野など他機関が協働して支援する相談支援体制や訪問支援（アウトリーチ）により自ら支援につながる人が難しい人への支援の充実等を図ります。

② 地域生活支援拠点等の体制整備

障がいのある人の重度化・高齢化を見据えた、相談、一人暮らしの体験機会、緊急時の対応等、地域生活支援の提供の調整を障がい者基幹相談支援センターの機能とし、地域生活支援拠点等の体制を構築します。

③ 相談支援専門員の資質向上

相談支援専門員を対象とした研修について、研修の目的や方法、講師の選定を含めた研修のあり方を改善することで、相談支援専門員の資質向上を図り、質の高いケアマネジメントを提供します。

④ 障がい者自立支援協議会の効果的な運営

障がいのある人に対する支援体制の整備等の協議を行う障がい者自立支援協議会について、各相談圏域に設置したエリア連絡会で協議を行うことで、身近な地域での支援体制整備に努めます。

また、当事者の抱える課題を協議する場として当事者部会、専門的な見地から調査・研究・提案する場として専門部会を運営し、地域課題の解決やニーズに応じた施策の検討を図ります。

3 地域生活への移行に向けた体制整備

【背景】

これまで、地域における住まいの場となるグループホームや活動の場となる通所施設の計画的な整備により、地域移行を推進してきました。

長期にわたり施設に入所又は精神科病院等に入院している人の中には、高齢化や身体状況の悪化など、様々な支援を必要とする人が多く、施設や精神科病院等に入所または入院している時から退所、退院に向け、地域生活のための計画的な施設整備等による環境づくりとともに、地域で安心して暮らせるよう地域定着支援の充実や住まいと生活の一体的な提供体制の整備等、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援が必要です。

また、地域移行の後、地域で安心して生活し続けることができるよう、現在の生活だけでなく、障がいのある人自身の重度化・高齢化や「親なき後」への備えも必要です。そのため介護や健康、心の問題等を含めた幅広い相談支援のネットワーク化を進める等、包括的な支援体制の充実を図る必要があります。

【基本方針】

施設や精神科病院等から地域生活への移行に向けて、一人ひとりのニーズに応じたアプローチを行うとともに、関係機関との連携により地域生活の実現に向けた包括的な体制づくりを目指します。

① 支援体制の整備

施設に入所している人や精神科病院等に入院している人が地域生活へ移行した後に、安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、地域の支援者等との連携による支援体制の構築を図り、個別支援へとつなげます。

また、障がい者自立支援協議会の積極的な活用により、地域移行に関する課題の共有と解決に向けた検討を行い、より効果的な推進を図ります。

② 個別支援の充実

施設入所中や精神科病院等に入院中から、退所、退院に向けた地域への移行支援を行い、地域の支援体制の充実と一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図ります。

4 地域における防災対策の推進

【背景】

近年、台風や豪雨等の様々な自然災害が全国で発生し、多くの人々が被災しています。災害時に、障がいのある人や高齢者等のいわゆる要配慮者¹⁹は、自力で避難することが難しく、安否確認や避難のあり方、適切な情報伝達、避難所での配慮等、行政だけでは解決が困難な課題への対策が必要であり、普段から地域とのつながりを持つことが重要になります。

また、避難が必要となった場合には、避難所における障がいの特性に配慮した支援や福祉避難所²⁰の開設等、支援体制の整備が必要となります。

これらの支援を進めるにあたり、自助・共助・公助の連携がとれた防災対策が必要です。

【基本方針】

災害発生時に、障がいのある人へ必要な支援や配慮を提供できるよう、平時から災害に備えた仕組みづくりと市民・地域・市の連携による支援体制の整備・充実に努めます。

① 災害時における支援体制の整備

災害時に、障がいのある人の心身の状況や複合的に困難な状況に十分配慮した支援がなされるよう、福祉避難所の円滑な開設・運営や在宅避難者への支援等について、関係機関と連携した支援体制を整備します。

② 個別避難計画の策定支援

浜松市地域防災計画に基づき、本人の同意のもと市が災害時避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者²¹に提供します。避難支援等関係者は、一人ひとりの環境やニーズに合った個別避難計画を策定し、災害時における地域の支援を推進します。

19 要配慮者：高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人。

20 福祉避難所：指定避難所生活において特別な配慮を必要とする高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者を対象に開設される2次的な避難所のこと。

21 避難支援等関係者：要支援者の安否確認や避難支援などを担う、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの関係者をいう。

③ 避難支援対策の推進

災害時に、障がいのある人が安心して避難できるよう、地域の防災訓練への参加の必要性を周知し、訓練への参加を促進します。

また、災害時に適切な支援や配慮ができるよう、福祉施設と共同で防災訓練を実施し、そこで得た課題について福祉避難所や避難支援等関係者と共有します。

5 関係機関と連携した子どもと家庭に対する支援体制の強化

【背景】

障がいの有無にかかわらず、できる限り身近な地域で、子どもたちが触れ合いながら育つことができる環境が必要です。

そのためには、保育所や幼稚園、小学校や中学校等において、子どもがその特性に応じて育つことができるよう、障がいを含めたそれぞれのこどもの特性を理解し、適切にかかわることが必要です。あわせて、障がいのある子どもを育てる家庭について、その家族の心身の負担を軽減する支援も一体的に取り組んでいく必要があります。

また、令和4（2022）年6月の児童福祉法の改正により、児童発達支援センターの役割及び機能の強化として、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化され、令和6（2024）年4月より施行されます。

こどもの成長に伴い、かかわる機関が変わっていくため、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、一人ひとりの発達段階に応じて、教育機関を中心とした関係機関が連携し、子どもたちが地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、将来を見据え一貫して支援することが重要です。

【基本方針】

すべての子どもたちが発達段階に応じた適切な支援が受けられるよう、教育機関をはじめとする関係機関の連携を強化し、家族も含めた一体的な支援を進めます。

① 相談支援の充実

子育ての不安や悩み、就学や進路に関する相談など身近な地域で必要な相談支援を受けることができるよう、体制を整備します。

また、医療的ケア児や重症心身障害児及びその家族を支援するため、医療的ケア児等相談支援センターによる専門的な相談支援や情報提供等を行い、地域で安心して生活できるよう、関係機関が連携した支援体制の構築を図ります。

② 地域における支援の充実

地域の保育所や幼稚園の職員、教職員のスキルアップのための研修を実施することにより、保育所や幼稚園等による早期療育体制の強化と障がい理解と適切な指導力の向上を図り、できる限り身近な地域で子どもを育てられる環境づくりを進めます。

また、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センター²²の専門的支援のノウハウを広く提供することで支援内容の充実を図り、身近な地域で障がいのあるこどもを支援することを目指します。

③ 関係機関との連携の強化

保護者をはじめ、保健、医療、福祉、保育、教育、労働等の関係機関と市が連携し、こどもの発達にかかわる情報を共有するとともに、各ライフステージにおいてこどもの情報を引き継ぎ、家庭と保健、福祉、医療、教育機関が連携した切れ目のない一貫した適切な支援を行うことにより、こどもや家庭に対するつながりのある支援の推進を図ります。

22 児童発達支援センター：地域の障がいのあるこどもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

第5章 分野別施策

分野	基本施策	施策	取り組み	頁	
1 理解促進			(1) 障がいに対する理解促進	44	
			①啓発・広報活動の推進	44	
				・障害者週間キャンペーンの実施	44
				・自閉症・発達障害の啓発	44
				・出前講座の開催	44
				・ふれあい広場等の開催	45
				・ふれあい交流事業の実施	45
				・補助犬イベントの開催	45
				・心の輪を広げる障害者理解促進事業の実施	45
				・こころの健康づくり講演会の開催	45
				・市庁舎内の販売所の設置	45
				・身体障害者用駐車場の適正な利用に向けた啓発	45
				・広報紙等による啓発広報	45
				・手話体験講座（初心者向け手話講座・親子体験手話講座）の開催	45
				・はままつ人づくりネットワークセンターによる講座・人材情報の提供	45
				・企業伴走型障害者雇用推進事業の実施	46
				・障がい者差別解消に向けた啓発	46
				・障がいのある人の就労に関するパンフレットの作成	46
				②人権意識の向上	46
				・人権だよりの発行	46
				・人権教育の推進	46
				・人権啓発イベントの開催	46
				・浜松人権啓発活動ネットワーク協議会事業の実施	46

分野	基本施策	施策	取り組み	頁	
1 理解促進			・小中学校における人権教育の推進	46	
			・人権啓発用絵本の作成	46	
			③福祉教育の推進	47	
				・共生・共育の推進	47
				・福祉体験学習の実施	47
				・小中学校における人権教育の推進	47
				・福祉教育体験事業の実施	47
			(2) 人材育成と活動支援	48	
			①ボランティアの育成と活動支援	48	
				・各種奉仕員養成講座の開催	48
				・精神保健福祉ボランティアの育成と活動支援	48
				・ボランティアの育成と活動支援	48
				・ボランティア活動のコーディネート	48
				・ボランティア団体の活動支援	49
				・ささえあいポイント事業	49
			②ピアサポートの推進	49	
				・障がい者団体活動助成事業の実施	49
				・障害者相談員の設置と育成	49
				・精神保健福祉関係家族会等連絡会の開催及び活動支援	49
			③地域福祉活動との連携	49	
				・地区社会福祉協議会の活動支援	49
				・ふれあい広場等の開催	49

分野	基本施策	施策	取り組み	頁	
1 理解促進		④市職員の人材育成		50	
			・障がいを理解するための職員研修の実施		50
			・障がい福祉担当職員の研修の実施		50
			・精神障がいを理解するための研修会の開催		50
			・ユニバーサルサービス研修の実施		50
			・障害者差別解消に向けた職員研修の実施		50
		(3) 差別の解消		51	
		①差別解消の推進		51	
			・障害者差別解消支援地域協議会の開催		51
			・障がい者差別解消に向けた啓発		51
			・障害者差別解消法に基づく相談対応		51
			・障がい者差別解消に向けた職員研修の実施		51
2 生活支援	(1) 権利擁護の推進		53		
		①成年後見制度等の利用支援		53	
			・成年後見制度の利用支援		53
			・成年後見制度の利用促進		53
			・日常生活自立支援事業		53
		②虐待の防止		53	
			・障害者虐待防止法に基づく対応		53
			・一時保護のための居室の確保		54
			・家庭訪問等個別支援事業の実施		54
			・虐待防止のための連携協力体制の整備		54
			・複合性に配慮した虐待防止のための普及啓発活動		54

分野	基本施策	施策	取り組み	頁	
2 生活支援			・要保護児童対策地域協議会の運営	54	
			(2) 相談支援体制の充実	55	
			①総合的な相談支援の充実	55	
				・重層的支援体制整備事業の実施	55
				・障がい者基幹相談支援センターの運営	55
				・障がい者相談支援センターの運営	55
				・障がい者自立支援協議会の運営	56
				・障がい者自立支援協議会における専門部会の運営	56
				・発達障害者支援地域協議会の運営	56
				・コミュニティソーシャルワーカー (CSW) 配置事業の実施	56
				・医療的ケア児等相談支援センターの運営	56
				②相談支援従事者の人材育成	56
					・相談支援事業所相談員等の研修の実施
	・障害者相談員の育成	56			
			③各種相談の実施	56	
				・障害者相談員の設置	56
				・精神保健福祉相談の実施	57
			・中山間地域訪問相談支援事業の実施	57	
			・発達障がい(疑い)のある人の相談の実施	57	
			・発達相談支援センター「ルピロ」の運営	57	
			・外国人メンタルヘルス相談支援事業の実施	57	

分野	基本施策	施策	取り組み	頁			
2 生活支援			・ ころの問題に関する相談の実施	57			
			・ ひきこもり相談支援事業の実施	57			
			・ 高次脳機能障害の相談会の実施	57			
			・ 依存症相談の実施	57			
			・ 難病相談の実施	57			
			・ 妊産婦への相談支援	57			
			・ 就学相談の実施	58			
			・ 就労相談の実施	58			
			・ 若者相談支援事業の実施	58			
			・ 障がい者向け出張相談の実施	58			
			・ 総合相談事業の実施	58			
			・ 民生委員・児童委員による相談の実施	58			
			・ ヤングケアラー相談窓口の設置	58			
			(3) 地域生活への移行の促進			59	
		① 地域生活への移行の促進		・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	59		
				・ 介護給付等事業の実施	59		
				・ グループホームの整備	59		
				・ 救護施設における地域移行支援の実施	59		
				(4) 地域生活支援の充実			60
					① 障害福祉サービスの充実		・ 地域生活支援拠点等による地域で支えるサービス提供体制の構築
	・ 介護給付等事業の実施	60					
	・ グループホームの整備	60					
	・ 発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」の運営	60					

分野	基本施策	施策	取り組み	頁				
2 生活支援			・ 共生型サービスの導入	60				
			・ 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監査の実施	61				
			・ 指定障害福祉サービス等に係る情報公表の実施	61				
			・ ロボット等導入支援事業の実施	61				
	② ニーズに応じた支援の充実			61				
				・ 地域活動支援センター事業の実施	61			
				・ 日中一時支援事業の実施	61			
				・ 移動支援事業の実施	61			
				・ 補装具費支給事業の実施	61			
				・ 日常生活用具助成事業の実施	61			
				・ 施設利用入浴サービス事業の実施	61			
				・ 移動入浴サービス事業の実施	61			
				・ コミュニケーション支援事業の実施	62			
				・ 配食サービス事業の実施	62			
				・ 紙おむつ購入費の助成	62			
				・ 介護給付等事業の実施	62			
				・ 福祉有償運送事業の実施	62			
				(5) 経済的な支援			63	
		① 手当等による金銭的な支援		・ 各種手当の給付	63			
				・ 介護者慰労金の給付	63			
				・ 心身障害者扶養共済制度の実施	63			
				・ 生活福祉資金の貸付け	63			
				② 助成制度による負担軽減の実施			63	
							・ バス・タクシー券等の交付	63
							・ リフト付福祉タクシーの運賃助成	63

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
2 生活支援			・視覚障害者等への外出応援事業の実施	63
			・障害者施設通所支援事業の実施	64
			・住宅改造費助成	64
			・自動車改造助成事業の実施	64
			・紙おむつ購入費の助成	64
3 保健・医療	(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実			66
		①障がい・疾病の早期発見		66
			・乳幼児健康診査の実施	66
			・就学時健康診断の実施	66
			・母子健康相談の実施	66
			・「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」の運営	66
		②適切な医療、地域リハビリテーションの提供等		67
			・医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置	67
			・医療的ケア児等相談支援センターの運営	67
			・医療的ケア児の受け入れ体制の整備	67
			・医療的ケア児支援者への研修の実施	67
			・医療的ケア児等支援者養成研修の開催	67
			・障がい者(児)歯科診療(浜松医療センター)の実施	67
			・障がい者施設歯科健診の実施	67
			・心身障がい者歯科診療の実施	67
			・歯科訪問診査の実施	67
			・浜松市障がい者歯科保健医療システムの推進	67
			・難病相談の実施	67
			・地域リハビリテーションミニ講座(相談)の開催	68

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
3 保健・医療		③医療費の助成		68
			・自立支援医療の給付	68
			・重度障害児者医療費助成	68
			・未熟児養育医療の給付	68
			・小児慢性特定疾病医療の給付	68
			・難病患者に対する医療費助成	68
			・精神障害者医療費助成	68
		(2) 精神保健福祉の推進		69
		① 精神保健福祉の推進		69
			・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	69
			・精神障害者支援地域連絡会の設置及び運営	69
			・精神保健福祉相談の実施	69
			・中山間地域訪問相談支援事業の実施	69
			・各種家族教室の開催	69
			・精神保健福祉関係家族会等連絡会の開催及び活動支援	70
			・高次脳機能障害の相談会の実施	70
			・精神障害者医療費助成	70
		② 精神科救急医療体制の整備		70
			・精神科救急医療体制の整備	70
		③ こころの健康対策の充実		70
		・こころの問題に関する相談の実施	70	
		・ひきこもり相談支援事業の実施	70	
		・外国人メンタルヘルス相談支援事業の実施	70	

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
3 保健・医療			・精神障がい者に対する訪問支援（アウトリーチ）の提供	70
			・依存症対策支援の実施	71
4 生活環境		(1) 福祉のまちづくりの推進		73
		①公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進		73
			・公共建築物のユニバーサルデザイン化の推進	73
			・道路施設のユニバーサルデザイン化の推進	73
		(2) 防災対策の推進		74
		①防災意識の向上に向けた啓発・広報活動の推進		74
			・災害時における自助、共助、公助の啓発	74
			・火災予防の広報	74
			・防火管理指導の実施	74
		②災害時支援体制の整備		75
			・福祉避難所の受け入れ体制の構築	75
			・避難行動要支援者への支援	75
			・防災訓練の共同実施	75
		③障がい特性に応じた配慮の充実		75
			・緊急時の通報システムの運用	75
			・災害時 FAX 一斉同時通報サービスの実施	75
			・緊急通報装置の貸与	75
			・あんしん情報キットの配布	75
5 療育・教育		(1) 早期発見・早期療育の推進		77
		①障がいの早期発見と支援への円滑な移行		77
			・乳幼児健康診査の実施	77
			・就学時健康診断の実施	77
			・母子健康相談の実施	77
			・発達障がい（疑い）のある人の相談の実施	77

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
5 療育・教育			・発達相談支援センター「ルピロ」の運営	78
			・「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」の運営	78
			・児童相談の実施	78
			・発達障害者支援地域協議会の運営	78
			・要保護児童対策地域協議会の運営	78
		②早期療育体制の充実		78
			・発達支援広場の設置	78
			・障害児通所支援事業の実施	78
			・発達医療総合福祉センターの運営	78
			・保育所等巡回支援の実施	79
			・障がい児保育の推進	79
			・幼稚園教諭・保育士等の研修	79
			・障がい児入所支援の実施	79
		(2) 発達支援教育の推進		80
		①相談・支援の充実		80
			・子育てサポートはますくノートの活用	80
			・サポートかけはしシートを活用した連続性のある療育の推進	80
			・就学相談の実施	81
			・発達支援教育コーディネーターの配置	81
			・学習の場の充実	81
		・キッズサポーター、スクールヘルパーの配置	81	
		・発達支援教室支援員の配置	81	
		・発達支援教育就学奨励費支給事業の実施	81	
		・発達支援の部屋の設置	81	
		・共生・共育の推進	81	

第5章

分野別施策

分野	基本施策	施策	取り組み	頁		
5 療育・教育		②教職員の専門性の向上		82		
			・発達支援教育に関する研修の実施	82		
		(3) 放課後等の支援の充実		83		
		① 放課後等の支援の充実		83		
			・障害児通所支援事業の実施	83		
			・日中一時支援事業の実施	83		
			・放課後児童会への障がいのあるこどもの受け入れの実施	83		
		(4) 卒業後の自立に向けた支援		84		
			①キャリア教育と進路相談の充実	84		
			・キャリア教育の推進	84		
				・福祉事業所フェアの開催	84	
			・企業における就労実習の実施	84		
			・若者相談支援事業の実施	84		
			・ひきこもり相談支援事業の実施	85		
			・中学校から高等学校への文書情報の提供	85		
			②生涯を通じた学習活動の充実	85		
					・読書バリアフリーサービスの充実	85
					・生涯学習事業参加機会の提供	85
	・浜松市障害者スポーツ大会の開催	85				
	・静岡県障害者スポーツ大会の開催	85				
6 雇用・就労		(1) 就労支援と雇用促進	87			
		①就労支援の充実	・就労相談の実施	87		
			・障害者就労支援事業の実施	87		
			・ジョブサポートセンター事業の実施	87		
			・企業伴走型障害者雇用推進事業の実施	87		

分野	基本施策	施策	取り組み	頁	
6 雇用・就労			・障がい者職場見学会の開催	88	
			・障がいのある人の就労に関するパンフレットの作成	88	
			・介護給付等事業の実施	88	
			②雇用促進		88
				・障害者雇用支援セミナーの開催	88
				・ユニバーサル農業(農福連携)の推進	88
				・障がいのある人の市職員・市教員への採用	88
				・入札参加資格審査における障がい者雇用への配慮	88
			(2) 就労支援施設等に対する支援		89
				①就労支援施設等に対する支援	89
・官公需の発注促進	89				
・市庁舎内の販売所の設置	89				
		・優先調達名鑑の作成	89		
7 情報・コミュニケーション		(1) 情報提供の充実	91		
		①情報のユニバーサルデザイン化の推進	・障がい特性に配慮した広報紙等の作成	91	
			・アクセシビリティに配慮した市ホームページの作成	91	
			・わかりやすい印刷物作成についての周知	91	
			・障がい福祉に関する冊子等への音声コードの活用	91	
			・選挙時の情報提供(音声版・点字版)	91	
			・録音図書・点字図書の作成・貸出	92	
			・読書バリアフリーサービスの充実	92	
			・ICT(情報通信技術)を活用した手話通訳サービスの提供	92	

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
7 情報・コミュニケーション			・視覚障がいのある人に対する点字等による情報提供	92
			②福祉サービスや生活に関する情報提供の充実	92
			・障害福祉のしおりの作成	92
			・市ホームページによる消費生活情報等の提供	92
	(2) コミュニケーション保障の推進			93
			①コミュニケーションの充実	93
			・コミュニケーション支援事業の実施	93
			・区役所等窓口への手話通訳の配置	93
			・各種奉仕員養成講座の開催	93
			②障がい特性に配慮した情報保障の推進	93
			・障がい特性に配慮した広報紙等の作成	93
			・障がい福祉に関する冊子等への音声コードの活用	93
			・選挙時の情報提供(音声版・点字版)	93
			・録音図書・点字図書の作成・貸出	94
			・緊急時の通報システムの運用	94
	・災害時 FAX 一斉同時通報サービスの実施	94		
	8 社会参加	(1) 外出支援		
			①移動手段の充実	96
			・移動支援事業の実施	96
			・リフト付福祉バスの貸出	96
			・福祉有償運送事業の実施	96
・介護給付等事業の実施		96		
②助成制度による支援			96	
			・バス・タクシー券等の交付	96
	・リフト付福祉タクシーの運賃助成		96	

分野	基本施策	施策	取り組み	頁	
8 社会参加			・視覚障害者等への外出応援事業の実施	97	
			・障害者施設通所支援事業の実施	97	
			・自動車改造助成事業の実施	97	
	(2) 地域活動への参加の促進			98	
			①地域活動への参加の促進	98	
			・施策へ当事者が参画できる仕組みの検討	98	
			・ふれあい広場等の開催	98	
			・ふれあい交流事業の実施	98	
			・障がい者団体活動助成事業の実施	98	
			・障害者相談員の設置と育成	98	
			・各種奉仕員養成講座の開催	98	
			・障害者週間キャンペーンの実施	99	
			・補助犬イベントの開催	99	
			・市施設の使用料の減免	99	
	(3) スポーツ・文化活動、余暇活動の充実			100	
			①障がい者スポーツの振興	100	
			・浜松市障害者スポーツ大会の開催	100	
			・静岡県障害者スポーツ大会の開催	100	
			・全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣	100	
			・浜松市発達医療総合福祉センター体育館・プールの一般開放	100	
②文化活動への支援			100		
				・市施設の使用料の減免	100
				・生涯学習事業参加機会の提供	100
				・障害者週間キャンペーンの実施	101

第5章

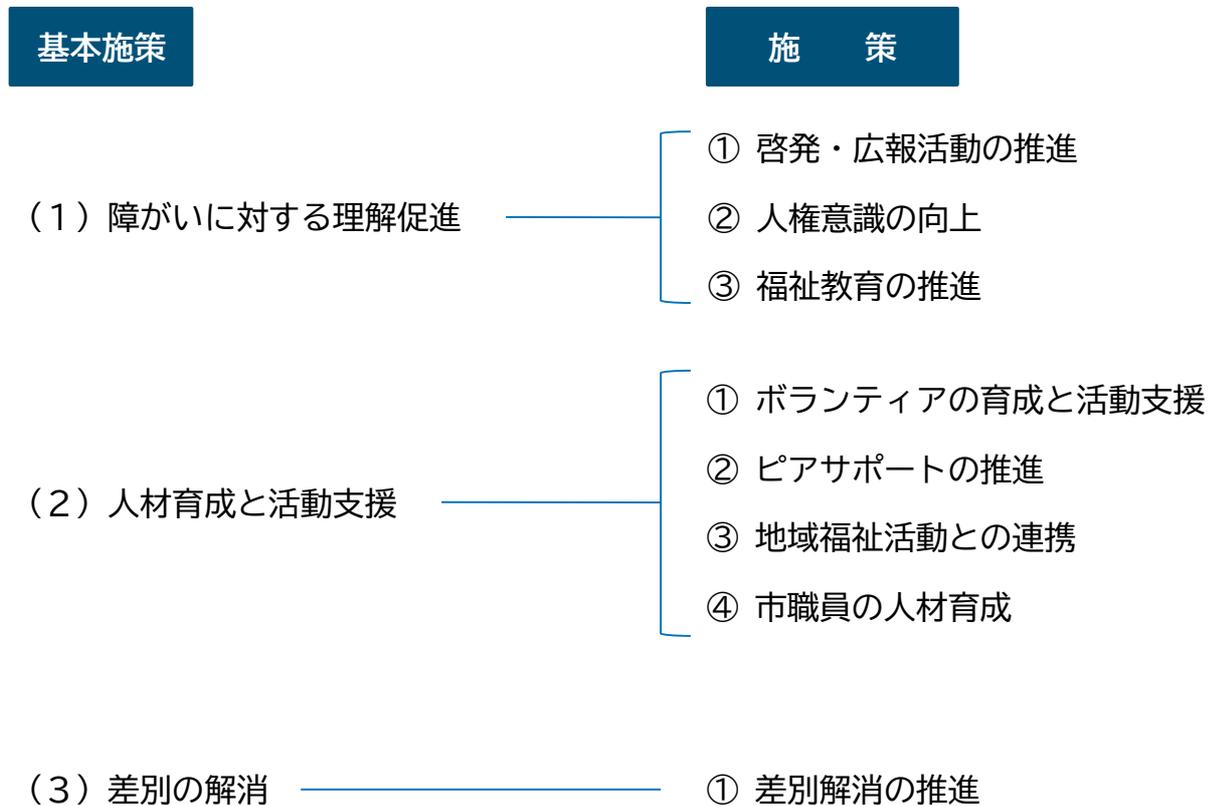
分野別施策

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
8 社会参加		①	余暇活動の充実	101
			・移動支援事業の実施	101
			・リフト付福祉バスの貸出	101
			・福祉有償運送事業の実施	101
			・バス・タクシー券等の交付	101
			・リフト付福祉タクシーの運賃助成	101
			・視覚障害者等への外出応援事業の実施	101
			・障害者施設通所支援事業の実施	101
			・自動車改造助成事業の実施	101
			・地域活動支援センター事業の実施	101

1 理解促進

【基本方針】

関係機関との緊密な連携のもと、互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念について更なる普及を図ります。



(1) 障がいに対する理解促進

【現状と課題】

- ・ 身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や難病患者、重複障がい等、その特性や必要な配慮等に関する理解の促進が必要です。
- ・ 教育現場や雇用現場等、様々な生活場面に応じた啓発が必要です。こどもの障がいの特性は多様であり、大人とは異なる支援が必要になります。また、障がいのある人の雇用の拡大のためには、企業の障がいへの正しい理解と労働環境に関する配慮が必要です。
- ・ アンケート調査では「市民の障がいのある人に対する理解」について、「とても理解がある」「理解がある」と回答した人は合わせて 20.5%となっている一方、「あまり理解されていない」「全く理解されていない」と回答した人は合わせて 34.7%となっています。

【取り組みの方向性】

市民の「障がい」に関する理解を深めるため、出前講座の活用や精神障がいに対する理解の周知を図る講演会の開催、12月の障害者週間を中心とした展示やイベントによる啓発・広報活動による取り組みを進めます。

引き続き、「障がい」への理解が深まる取り組みを推進し、地域住民と障がいのある人の交流事業や特別支援学校と小中学校の交流・共同学習等、共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

① 啓発・広報活動の推進

取り組み	内容
1. 障害者週間 ²³ キャンペーンの実施（障害保健福祉課）	障害者週間（12月3日～9日）に市庁舎への懸垂幕の掲出や、障がいのある人による作品展の開催により、広く市民に対して正しい理解や認識を深めることを目的とした啓発を行います。
2. 自閉症・発達障害の啓発（子育て支援課）	世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）にポスターの掲示や発達障がいのある人の作品展等にて広く市民に対して啓発事業を行います。
3. 出前講座の開催（障害保健福祉課、福祉総務課、精神保健福祉センター）	障がい福祉の現状や制度を説明する講座や障がいに対する理解を深める体験講座等を開催します。

²³ 障害者週間：12月3日から9日まで。障害者基本法において、国民の間に広く障がいのある人の福祉について理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために定められる。

取り組み	内容
4. ふれあい広場等の開催（福祉総務課）	ふれあい広場等を開催し、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、地域の交流を図ります。また、参加団体の拡大と自主運営の更なる充実を目指します。また、福祉体験等を通じて社会福祉の啓発を行います。
5. ふれあい交流事業の実施（福祉総務課）	障がいのある人と地域住民、ボランティア等との食事会や各種交流事業を実施します。
6. 補助犬イベントの開催（障害保健福祉課）	補助犬イベントを開催し、補助犬ユーザーによるデモンストレーション等を行い、視覚障がいのある人や補助犬に対する理解を深めます。
7. 心の輪を広げる障害者理解促進事業の実施（障害保健福祉課）	「障害者週間」の取り組みの一環として、障がいのある人に対する理解の促進を図るため、国との共催により「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募します。
8. こころの健康づくり講演会の開催（精神保健福祉センター）	精神疾患、精神障がいに対する理解を深めるため、広く市民への啓発事業を行います。
9. 市庁舎内の販売所の設置（障害保健福祉課）	販売所「チャレンジドショップわ」の市庁舎での販売継続支援を行うことにより、障がいのある人の就労や自立を支援するとともに、障がいのある人に対する市民の理解を深めます。
10. 身体障害者用駐車場の適正な利用に向けた啓発（障害保健福祉課）	浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例（市民マナー条例）に基づき、身体障害者用駐車場の適正利用について、啓発を行います。
11. 広報紙による啓発広報（広聴広報課）	広報紙への掲載を通じて、障がいのある人に対する情報提供や活動紹介等を行うことで、市民の障がいに対する理解を深めます。
12. 手話体験講座（初心者向け手話講座・親子体験手話講座）の開催（障害保健福祉課）	浜松市手話言語の推進に関する条例の施行に伴い、多くの市民に手話への理解の促進、手話の普及を図るための講座を開催します。
13. はままつ人づくりネットワークセンターによる講座・人材情報の提供（教育総務課）	行政・企業・大学・NPO等が協働して、こどもたちのための講座や人材を提供する仕組み「はままつ人づくりネットワークセンター」を通じて、障がいに対する理解を深める講座を学校の教育活動等で実施できるよう情報提供します。

取り組み	内容
14. 企業伴走型障害者雇用推進事業の実施（障害保健福祉課）	障がいのある人の雇用拡大のため、雇用を実施・検討している企業に継続的な支援や助言を行います。また、研修会等を開催し、障がいのある人の雇用に対する理解促進や企業間ネットワークの構築等を支援します。
15. 障がい者差別解消に向けた啓発（障害保健福祉課）	地域における身近な差別の解消を推進するため、合理的配慮の好事例の紹介や差別解消に関する啓発等を行います。また、ヘルプマーク ²⁴ 及びヘルプカード ²⁵ の配布を行います。
16. 障がいのある人の就労に関するパンフレットの作成（障害保健福祉課）	障がいのある人とその家族向け及び企業向けのパンフレットを作成し、障がいのある人へ就労に関する情報を提供するとともに、企業の障がいのある人の就労に対する理解を深めます。

② 人権意識の向上

取り組み	内容
1. 人権だよりの発行（福祉総務課 人権啓発センター）	人権に関する広報紙を発行し、全職員の人権意識の啓発・高揚を図ります。また、人権啓発用に関係機関に配布します。
2. 人権教育の推進（福祉総務課 人権啓発センター）	幼稚園、小中学校のPTAを対象にした地域ふれあい講座、市職員と教職員を対象にした人権教育指導者研修会を開催し、人権意識の高揚を図ります。
3. 人権啓発イベントの開催（福祉総務課 人権啓発センター）	広く一般市民を対象に、人権に対する正しい理解と認識を深めることを目的に、クリエート夏まつりにおける人権啓発イベントを開催します。
4. 浜松人権啓発活動ネットワーク協議会事業の実施（福祉総務課 人権啓発センター）	磐田市、湖西市、浜松人権擁護委員協議会、静岡地方法務局浜松支局と連携し、人権の花運動 ²⁶ や小学生人権書道・ポスターコンテストの実施、人権週間（12月4日～10日）に人権フェスティバルを開催します。
5. 小中学校における人権教育の推進（指導課）	各教科・領域において、人間尊重の教育を基盤において学習指導します。
6. 人権啓発用絵本の作成（福祉総務課 人権啓発センター）	幼児期からの人権啓発教育を推進するため、人権とは何かを簡単明瞭に分かりやすく問いかけ、考えさせる内容の絵本を作成し、幼稚園、保育園、小学校等へ配布します。

24 ヘルプマーク：外見からは分からない内部障がいの人等、周囲の人に配慮や援助を必要としていることを知らせるために作成されたマーク。

25 ヘルプカード：ヘルプマークが標示され、緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されたカード。

26 人権の花運動：ひまわりの花の栽培を通じてやさしさと思いやりの心をはぐくむ人権啓発運動。

③ 福祉教育の推進

取り組み	内容
1. 共生・共育の推進（教育支援課）	特別支援学校に在籍することもが居住する地域の小中学校に交流籍を置き、交流及び共同学習を行います。
2. 福祉体験学習の実施（指導課）	市立小中学校において、主に総合的な学習の時間を活用し、福祉体験学習を積極的に実施します。
3. 小中学校における人権教育の推進（指導課）【再掲】	各教科・領域において、人間尊重の教育を基盤において学習指導します。
4. 福祉教育体験事業の実施（福祉総務課）	福祉教育用に福祉用具の貸し出しを行います。

（２）人材育成と活動支援

【現状と課題】

- ・ 共生社会の実現のためには、小中学生からの福祉教育を推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念について、より一層の周知啓発が必要です。
- ・ 障がいのある人を支えるためのボランティアの高齢化が進んでおり、人材育成やボランティア活動の支援を引き続き推進し、人材を確保し、維持していくことが必要です。
- ・ 行政が主体となって行う啓発・広報活動に加えて、地域で一体となって理解を進めるために、引き続き民生委員・児童委員²⁷や地区社会福祉協議会²⁸、NPO等との連携・協力が必要です。

【取り組みの方向性】

人材育成の一環として、各種奉仕員を養成し、ボランティア活動への支援等を実施します。また、研修会の開催等によりボランティア活動に関心のある人が参加しやすい環境をつくり、併せて団体活動の支援等を行います。

① ボランティアの育成と活動支援

取り組み	内容
1. 各種奉仕員養成講座の開催（障害保健福祉課、中央図書館）	

27 民生委員・児童委員：民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から無報酬で委嘱された非常勤の特別職の公務員で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努める人々。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねるとされ、地域の子ども及び妊産婦の福祉の増進にも努める。

28 地区社会福祉協議会：地域における生活上の身近な課題について協議し、地域内の各種団体、組織と協力しながら住民主体の地域福祉活動を推進する自主的な住民組織。

視覚や聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、各種奉仕員養成講座（手話、要約筆記、点訳、音訳）を開催します。

2. 精神保健福祉ボランティアの育成と活動支援（精神保健福祉センター）

精神疾患や精神障がいのある人に対する理解者を増やし、地域で生活する精神障がいのある人への支援協力者となる精神保健福祉ボランティアの育成、コーディネートを行います。

3. ボランティアの育成と活動支援（福祉総務課）

ボランティア団体・当事者団体等が活動するための拠点の提供及び印刷機、録音機材等活動機材の提供を行います。

4. ボランティア活動のコーディネート（福祉総務課）

様々なボランティア活動を紹介し、ボランティア活動をしたい人の相談に応じます。

取り組み	内容
5. ボランティア団体の活動支援（福祉総務課）	誰もが気軽に交流できる、身近なふれあいの集いづくりを進めるボランティア団体の活動を支援します。また、ボランティア団体等に対し、福祉事業への助成金を交付し、活動支援を行います。
6. ささえあいポイント事業（高齢者福祉課）	介護サービス事業所、障害福祉サービス等事業所や地域の高齢者サロン・配食団体でのボランティア活動、また自身の介護予防活動に対して、換金・寄附が可能なポイントを付与します。

② ピアサポートの推進

取り組み	内容
1. 障がい者団体活動助成事業の実施（障害保健福祉課）	障がいのある人の自立と社会参加を促進し、障がいのある人の福祉増進を目的とした障がい者団体に対し、団体の活動事業費を補助することで、障がいのある人の社会参加を促進します。
2. 障害者相談員の設置と育成（障害保健福祉課）	障がいのある人やその家族の中から市が委託した相談員が、関係機関等との連携のもと当事者や家族の相談を受ける体制を整えます。また、相談の質の向上を目的に相談員を対象とした研修を実施することで、ピアサポート ²⁹ を推進します。
3. 精神保健福祉関係家族会等連絡会の開催及び活動支援（精神保健福祉センター）	市内にある精神保健福祉に関係する家族会等がお互いの活動を知り、連携の強化を図ることができる場として連絡会を開催します。また、家族会等が自主的な活動を行えるように支援を行います。

③ 地域福祉活動との連携

取り組み	内容
1. 地区社会福祉協議会の活動支援（福祉総務課）	地域における生活上の身近な課題の解決に取り組んでいる地区社会福祉協議会に対する支援により、住民主体による地域福祉活動を推進します。
2. ふれあい広場等の開催（福祉総務課）【再掲】	ふれあい広場等を開催し、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、地域の交流を図ります。また、参加団体の拡大と自主運営の更なる充実を目指します。また、福祉体験等を通じて社会福祉の啓発を行います。

29 ピアサポート：同じような立場の人によるサポート（ピア＝仲間、同僚）。

④ 市職員の人材育成

取り組み	内容
1. 障がい理解のための職員研修の実施（人事課）	障がいのある人の人権やユニバーサルデザインの知識の醸成を図るため、新規採用職員に対して人権、ユニバーサルデザインについて学ぶ研修を実施します。
2. 障がい福祉担当職員の研修の実施（障害者更生相談所）	障がい福祉担当新規配属職員等に対して、身体障害者手帳 ³⁰ 、療育手帳 ³¹ 、補装具等についての研修を行います。
3. 精神障がい理解のための研修会の開催（精神保健福祉センター）	精神障がいのある人に接する機会のある行政職員及び関係施設職員に対し、精神障がいへの理解を深め、質の高いサービスを提供するために研修会を開催します。
4. ユニバーサルサービス研修の実施（UD・男女共同参画課）	お客様と接する機会の多い窓口担当職員等を対象に、高齢者や障がいのある人等様々なサポートが必要な人への配慮や、サービス提供の方法を学ぶ研修を行います。
5. 障害者差別解消に向けた職員研修の実施（障害保健福祉課）	障害者差別解消法の趣旨及び障がいに対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るため、職員に対し、必要な研修を行います。

30 身体障害者手帳：身体障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

31 療育手帳：知的障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

(3) 差別の解消

【現状と課題】

- ・ アンケート調査では「嫌な思いや配慮に欠けると思った対応の経験」について「ある」と回答した人が 22.2%となっており、約5人に1人が嫌な思いや配慮に欠ける対応を経験しています。
- ・ 障がい者を理由とする差別は、障がいのある人の自立や社会参加に深刻な影響を与えるものであり、障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、事業者や市民に周知啓発を行うなど、障がいのある人の差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進することが必要です。

【取り組みの方向性】

障がいを理由とした不当な差別の防止を図り、事業者による合理的配慮の提供等について適切に対応できるよう障害福祉サービス等事業担当者を対象にした研修会の開催するとともに、障害者差別解消支援地域協議会と連携し、障がいの特性や適切な配慮について、普及啓発を行います。

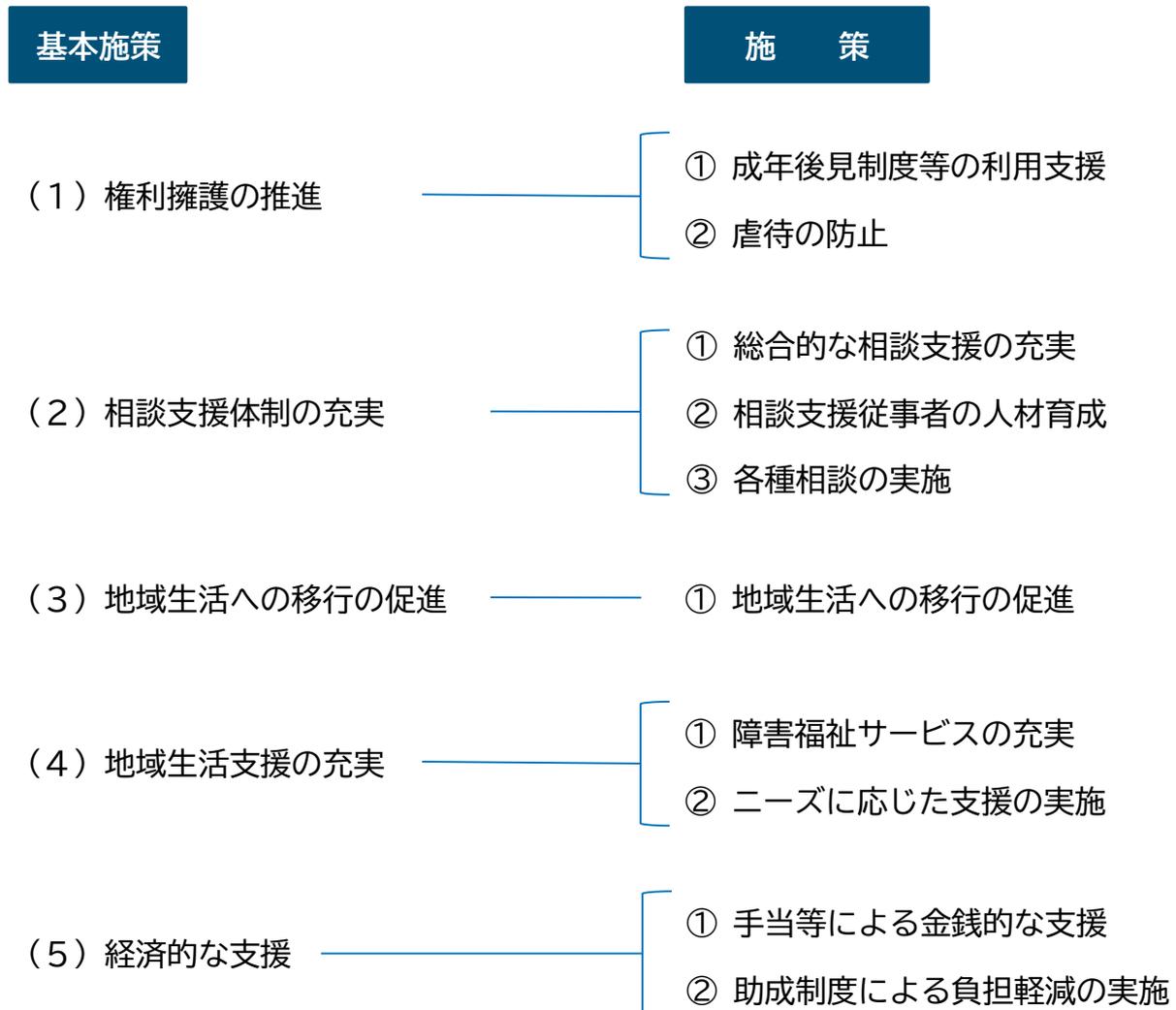
① 差別解消の推進

取り組み	内容
1. 障害者差別解消支援地域協議会の開催（障害保健福祉課）	障害者差別解消法に基づき、地域における障がいのある人への差別に関する相談等について、情報を共有し、差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うネットワークとして障害者差別解消支援地域協議会を運営します。
2. 障がい者差別解消に向けた啓発（障害保健福祉課）【再掲】	地域における身近な差別の解消を推進するため、合理的配慮の好事例の紹介や差別解消に関する啓発等を行います。また、ヘルプマーク及びヘルプカードの配布を行います。
3. 障害者差別解消法に基づく相談対応（障害保健福祉課）	障害者差別解消法に基づき、障がいのある人及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に応じます。
4. 障がい者差別解消に向けた職員研修の実施（障害保健福祉課）【再掲】	障害者差別解消法の趣旨及び障がいに対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るため、職員に対し、必要な研修を行います。

2 生活支援

【基本方針】

自らが望む暮らしを実現できるよう、個々のニーズや実態に応じた適切な支援を提供します。



(1) 権利擁護の推進

【現状と課題】

- ・ 障がいのある人の人権や財産を守り、様々なサービスを適切に利用できるよう、その権利を擁護することが求められています。
- ・ 障害福祉サービス等事業者や障がいのある人を雇用している者に対し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」³²）の理解を深めるための取り組みが必要です。

【取り組みの方向性】

成年後見制度についての相談会を開催するなど、制度の普及啓発を行います。また、障がいのある人への虐待の防止を図るとともに、養護者に対する支援を行います。

① 成年後見制度等の利用支援

取り組み	内容
1. 成年後見制度の利用支援（障害保健福祉課）	成年後見制度について、知的障がいや精神障がいのある人、申立を行う親族がいない人を対象に市長が申立を行います。また、補助を受けなければ制度の利用が困難であると認められる人に制度利用に要する経費（後見人等に対する報酬）を助成します。また、成年後見制度に携わる団体や関係機関との連絡会において、市民後見人の育成や市の支援のあり方等について検討します。
2. 成年後見制度の利用促進（福祉総務課）	弁護士、司法書士、社会福祉士などにより成年後見制度についての相談会を行うなど、制度の普及啓発を行います。また、権利擁護人材養成講座を開催し、成年後見人等受任のための体制づくりを推進することで、制度利用を促進します。
3. 日常生活自立支援事業（福祉総務課）	知的障がいや精神障がい等により日常生活に不安のある人が、自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。

② 虐待の防止

取り組み	内容
1. 障害者虐待防止法に基づく対応（障害保健福祉課）	障害者虐待防止法に基づき、障がいのある人の虐待の通報や届出を受けたときは、速やかに安全確認や事実確認を行い必要な措置を講じます。

³² 障害者虐待防止法：障がいのある人に対する虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

取り組み	内容
2. 一時保護のための居室の確保（障害保健福祉課）	障がいのある人への虐待に迅速に対応するため、障害者支援施設等に依頼し、虐待を受けた障がいのある人の緊急受け入れのための居室を確保します。
3. 家庭訪問等個別支援事業の実施（障害保健福祉課）	虐待のおそれのある障がいのある人の世帯に対し、重点的に訪問して、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行います。
4. 虐待防止のための連携協力体制の整備（障害保健福祉課）	障がいのある人への虐待の防止、早期発見・早期対応に関する虐待防止ネットワークの連携及び地域における関係機関等との協力体制の推進を図ります。
5. 複合性に配慮した虐待防止のための普及啓発活動（障害保健福祉課）	障害者虐待防止法の理解促進のため、リーフレットの配布や講演会を開催し、普及啓発を行います。また、研修会や講演会を通じて、女性や高齢者等、複合的困難を抱える障がいのある人への虐待の防止及び権利擁護を図ります。
6. 要保護児童対策地域協議会の運営（子育て支援課）	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、浜松市要保護児童対策地域協議会を運営し、必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援等の内容に関する協議を行います。

(2) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

- 障がいのある人の抱える課題が多様化・複雑化する中で、支援体制の強化や相談対応の質の向上が必要です。相談を包括的に受け止め、支援関係機関が連携して対応するとともに、窓口の周知や人材育成など、多様なニーズに対応できる相談支援体制の更なる充実を図ることが求められています。

【取り組みの方向性】

本人の意向や心身の状況に応じて、相談を包括的に受け止め、関係機関が協働して支援を推進する相談支援体制を整備します。また、障がいのある人の家族について、相談や障害福祉サービス等の必要な支援につなぐことにより、負担軽減を図ります。

さらに、身近な地域での相談支援を円滑に実施できるよう、障がい者基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者のバックアップや人材育成を行います。

全市的に取り組む必要のある課題の解決や地域のニーズに応じた施策を検討していくため、福祉、保健、医療、教育、労働、地域等の関係者からなる障がい者自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

障がい福祉の制度を知らない人や相談へ行けない人を適切な支援機関へとつなぐため、地域でピアサポートを行う障害者相談員や、地域福祉活動を担う民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー³³（CSW）等、社会福祉協議会との協力・連携のもと、見守りを含めた支援体制を整備します。

① 総合的な相談支援の充実

取り組み	内容
1. 重層的支援体制整備事業の実施（福祉総務課）	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、包括的に相談を受け止め支援する「属性を問わない相談支援」、社会とのつながりを支援する「参加支援」、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う「地域づくりに向けた支援」の3つの取り組みを一体的に行います。
2. 障がい者基幹相談支援センターの運営（障害保健福祉課）	困難ケースへの対応及び地域の相談支援事業者への専門的な助言、人材育成等を行う障がい者基幹相談支援センターを運営します。
3. 障がい者相談支援センターの運営（障害保健福祉課）	障がいのある人等の様々な相談に応じ、情報提供、助言、その他サービス利用等の支援や、関係機関との連絡調整等を行う、障がい者相談支援センターを運営します。

33 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）：地域住民からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う人。

取り組み	内容
4. 障がい者自立支援協議会の運営（障害保健福祉課）	障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議するため、障がい者自立支援協議会を運営します。また、障がい者自立支援協議会の活動を市ホームページに掲載します。
5. 障がい者自立支援協議会における専門部会の運営（障害保健福祉課）	障がい者自立支援協議会の中で、当事者の抱える課題を協議する場として当事者部会及び専門的な見地から調査・研究・提案する場として専門部会を運営します。
6. 発達障害者支援地域協議会の運営（子育て支援課）	発達障がいのある人の支援に関する関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。
7. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業の実施（福祉総務課）	地域福祉のコーディネートを行うCSWの配置を支援し、個別相談への対応や地区社会福祉協議会をはじめとする地域福祉活動の支援を行うとともに、他団体との連携を推進し、地域の様々な福祉課題の解決につなげます。
8. 医療的ケア児等相談支援センターの運営（障害保健福祉課）	医療的ケア児や重症心身障害児が適切な支援を受けられるよう、情報の提供や助言その他の支援を行う医療的ケア児等相談支援センターを運営します。

② 相談支援従事者の人材育成

取り組み	内容
1. 相談支援事業所相談員等の研修の実施（障害保健福祉課）	より質の高い相談支援を提供するため、サービス等利用計画を策定する指定特定相談支援事業所等の相談員その他関係機関の職員を対象とした研修を実施します。
2. 障害者相談員の育成（障害保健福祉課）【再掲】	相談の質の向上を目的に、障がいのある人やその家族の中から市が委託した相談員を対象とした研修を実施することで、ピアサポートを推進します。

③ 各種相談の実施

取り組み	内容
1. 障害者相談員の設置（障害保健福祉課）【再掲】	障がいのある人やその家族の中から市が委託した相談員が、関係機関等との連携のもと当事者や家族の相談を受ける体制を整えます。

取り組み	内容
2. 精神保健福祉相談の実施（障害保健福祉課）	精神保健福祉士、保健師等による訪問、来所、電話相談を行います。
3. 中山間地域訪問相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）	中山間地域において、主に訪問により、在宅の精神疾患を持つ人及び精神障がいのある人等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言、生活支援を行います。
4. 発達障がい（疑い）のある人の相談の実施（子育て支援課）	身近な窓口等で、発達障がいについて心配や悩みのある人や家族の相談に応じます。
5. 発達相談支援センター「ルピロ」の運営（子育て支援課）	発達相談支援センター「ルピロ」において、発達障がいのある人や家族に対し、相談や情報提供、就労支援を行います。また、市民や関係者への発達障がいの啓発事業や研修会を実施するとともに、地域支援体制の整備を行います。
6. 外国人メンタルヘルス相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）	ポルトガル語等によるメンタルヘルス相談窓口を設置し、面接・電話等によるメンタルヘルス相談、精神科医療機関への同行通訳(多言語)、出張相談、通訳者の養成、講習会の開催等を行います。
7. こころの問題に関する相談の実施（精神保健福祉センター）	特定の分野（ひきこもり、自死遺族、犯罪等被害者、依存問題、摂食がいの家族、がん患者の家族・遺族等）について、予約制で保健師、臨床心理士、精神保健福祉士が無料の相談を行います。
8. ひきこもり相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）	ひきこもり地域支援センターにてご本人、ご家族の個別相談を実施します。必要なケースについて訪問支援を行うとともに、ひきこもり当事者の居場所の運営を行います。
9. 高次脳機能障害の相談会の実施（障害保健福祉課）	静岡県が実施する「高次脳機能障害医療等総合相談事業」において、リハビリテーション科等の専門医師、作業療法士、社会福祉士、市職員等による予約制の相談を、静岡県西部健康福祉センターを会場として開催します。
10. 依存症相談の実施（精神保健福祉センター）	アルコール、薬物、ギャンブルを中心とした依存問題に関する本人・家族からの相談に応じ、グループプログラムも実施します。
11. 難病相談の実施（健康増進課）	難病患者を対象に療養上の不安解消を図るために、医療・日常生活・社会生活・経済的問題等について相談に応じます。
12. 妊産婦への相談支援（健康増進課）	母子健康手帳交付時に保健師、助産師がすべての妊婦に対して、現状の把握や心配ごととの相談に応じます。また、妊婦期から支援が必要と判断した場合は、担当保健師が支援を行います。

取り組み	内容
13. 就学相談の実施（教育支援課）	特別な支援を必要とするこどもを持つ保護者に対して、就学先の相談に応じます。
14. 就労相談の実施（障害保健福祉課）	就労に関する相談窓口を設置し、来所のほか、電話等により相談に応じます。
15. 若者相談支援事業の実施（次世代育成課 青少年育成センター）	15 歳から 39 歳までの若者とその家族からの相談を受け付け、必要に応じて専門的な支援機関を案内します。
16. 障がい者向け出張相談の実施（障害者更生相談所）	障害者支援施設等への入所者（通所者）や補装具の使用者で心身に障がいのある人に対して、出張による医学的、心理学的及び職能的判定等の総合相談を行い、社会的更生の支援を行います。
17. 総合相談事業の実施（福祉総務課）	ボランティア相談、福祉なんでも相談を行います。
18. 民生委員・児童委員による相談の実施（福祉総務課）	市内 53 地区の単位で地区民生委員・児童委員協議会を組織し、障がいのある人等からの相談に応じ必要な援助を行うことにより、福祉のまちづくりを推進します。
19. ヤングケアラー相談窓口の設置（子育て支援課）	ヤングケアラー相談窓口を開設し、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども（ヤングケアラー）やその家族、関係機関等の相談に応じます。

(3) 地域生活への移行の促進

【現状と課題】

- ・ 地域生活への移行の促進にあたり、入所又は入院していた人が地域で生活していく意欲をもてるよう、入所施設や精神科病院等、地域の相談支援事業者など連携した支援が求められています。
- ・ 地域で支援を受けながら安心して生活を送るためには、支援機関同士が連携し、包括的にサポートする体制が必要です。

【取り組みの方向性】

入所施設や精神科病院などから地域生活への移行に向けた継続的な支援や、移行後には支援機関と連携したフォローアップに取り組みます。

自宅での暮らしを支える訪問系サービスや、住まいの場の一つとなるグループホーム、日中活動の場である通所施設を充実し、安心して地域で暮らすことができる環境づくりを進めます。

① 地域生活への移行の促進

取り組み	内容
1. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（障害保健福祉課）	精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図ります。
2. 介護給付等事業の実施（障害保健福祉課）	障がい児・者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付を行います。
3. グループホームの整備（障害保健福祉課）	入所施設や精神科病院等から地域生活への移行を促進するため、グループホームの整備を推進します。
4. 救護施設 ³⁴ における地域移行支援の実施（福祉総務課）	救護施設の入所者に対して、居宅に近い環境で生活訓練を行う救護施設居宅生活訓練事業を行います。また、退所者等に対して、通所施設訓練や訪問指導を行う保護施設通所事業を行います。

34 救護施設：身体や精神に障がいがあり、経済的な問題も含めて在宅での日常生活が困難な人たちが、健康に安心して生活するための生活保護施設。「生活保護法」第38条第1項第1号に定められている。

(4) 地域生活支援の充実

【現状と課題】

- ・ 障害福祉サービス等に対するニーズの多様化・高度化に伴い、一人ひとりの意向や心身の状況等に応じたきめ細かな支援、ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。
- ・ 障がいのある人の高齢化とともに、家族の高齢化、親なき後の支援等、将来への不安を感じている人が多くなっており、必要なときに自立の支援や適切なサービスの提供が受けられるよう、障害福祉サービス等事業所の連携・協力や介護保険サービスの提供も含めた包括的なサポートを可能にする体制が必要です。
- ・ 障がいのある人が安心して自立した日常生活・社会生活を送ることができるように、引き続き在宅サービスの充実、障害福祉サービス等の質の向上を図る必要があります。

【取り組みの方向性】

住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすため、在宅支援の中心となる訪問系サービス、昼間の活動や働く場となる日中活動系サービス、住む場所となる居住系サービス等の障害福祉サービスを中心に、移動のための支援や福祉用具の利用支援等の地域生活支援事業等による総合的なサポート体制を整備します。

また、障がいのある人の重度化、高齢化や親なき後を見据え、障がいのある人の地域における生活の安心感や、ひとり暮らし等への生活の場の移行の支援を提供する体制を整備します。

① 障害福祉サービスの充実

取り組み	内容
1. 地域生活支援拠点等による地域で支えるサービス提供体制の構築（障害保健福祉課）	障がいのある人の高齢化や重度化等への対応、さらに「親なき後」を見据え、障がいのある人が地域社会で安心して暮らせるよう、生活を地域で支えるサービス提供体制を構築します。
2. 介護給付等事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】	障がい児・者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付を行います。
3. グループホームの整備（障害保健福祉課）【再掲】	入所施設や精神科病院等から地域生活への移行を促進するため、グループホームの整備を推進します。
4. 発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」の運営（障害保健福祉課）	発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」において、専門的な療育や日中活動の場の提供、相談支援等を包括的にを行います。
5. 共生型サービスの導入（障害保健福祉課、介護保険課）	同一の事業所で障がいのある人へのサービスと高齢者へのサービスを提供できる「共生型サービス」の開設を支援します。

取り組み	内容
6. 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監査の実施（障害保健福祉課）	障害福祉サービス事業者等に対し、法令遵守とサービス利用者のニーズに的確に対応した事業の実施を指導するとともに、不正行為を未然に防止し、法令遵守義務の履行を確保する観点から業務管理体制の整備についての指導・助言を実施します。
7. 指定障害福祉サービス等に係る情報公表の実施（障害保健福祉課）	障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する際に個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図る。
8. ロボット等導入支援事業の実施（障害保健福祉課）	障害福祉サービス施設等の職員の業務負担軽減のため、介護ロボットや ICT 機器等の導入を推進します。

② ニーズに応じた支援の実施

取り組み	内容
1. 地域活動支援センター事業の実施（障害保健福祉課）	障がいのある人の創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進を行います。
2. 日中一時支援事業の実施（障害保健福祉課）	障がいのある人を日常的に介護している家族の負担軽減のため、障害福祉サービス事業所等において、日帰りによる支援を行います。
3. 移動支援事業の実施（障害保健福祉課）	屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加等を促すため、外出支援を行います。
4. 補装具費支給事業の実施（障害保健福祉課）	障がいにより失われた機能を補い、日常生活を円滑に行うため、補装具の製作費、修理費を支給します。
5. 日常生活用具助成事業の実施（障害保健福祉課）	日常生活がより円滑に行われるための排泄管理支援用具、介護・訓練支援用具、情報・意思疎通支援用具等の用具費を助成します。
6. 施設利用入浴サービス事業の実施（障害保健福祉課）	身体障がいのある人で家庭の入浴設備では入浴が困難な人等について、施設の特設浴槽を利用した入浴サービスを行います。
7. 移動入浴サービス事業の実施（障害保健福祉課）	身体障がいのある人で家庭の入浴設備では入浴が困難な人等について、移動入浴車が家庭を訪問し、自宅での入浴サービスを行います。

取り組み	内容
8. コミュニケーション支援事業の実施（障害保健福祉課）	聴覚及び言語機能、音声機能等の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人の社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
9. 配食サービス事業の実施（障害保健福祉課）	一人暮らしで、身体に重度の障がいのある人等に対して、食生活の改善を行うとともに、利用者の安否の確認等を図ることを目的に自宅への食事の配達を行います。
10. 紙おむつ購入費の助成（障害保健福祉課）	在宅の2歳以上の重度の障がいのある人に対して、紙おむつの購入費を助成することで、介護者の負担の軽減を図ります。
11. 介護給付等事業の実施（介護保険課）	65歳以上の人若しくは40歳以上64歳以下の特定疾病のある人で、要介護状態又は要支援状態となった場合、介護認定を受けた人について、各種介護保険サービスに係る給付を行います。なお、障害福祉と介護保険とで共通するサービスについては、原則、介護保険サービスが優先して適用されます。
12. 福祉有償運送事業の実施（福祉総務課）	NPOや社会福祉法人等が、障がいのある人や高齢者等、公共交通機関を利用することが困難な人を対象にドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行います。

(5) 経済的な支援

【現状と課題】

- ・ 障がいのある人が地域で自らが望む生活を実現することができるよう、各種手当や制度の運用を通じて、経済的自立を図ることが必要です。

【取り組みの方向性】

障がいのある人とその家庭に対する経済的な負担の軽減のため、国による支援制度の他、市の助成制度などにより経済的な支援を行います。

① 手当等による金銭的な支援

取り組み	内容
1. 各種手当の給付（障害保健福祉課）	障がいのある人の経済的負担を軽減するため、各種手当（特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、浜松市重度心身障害児扶養手当）を給付します。
2. 介護者慰労金の給付（障害保健福祉課）	在宅の重度の障がいのある人の介護を行っている介護者に慰労金を支給します。
3. 心身障害者扶養共済制度の実施（障害保健福祉課）	心身障害者扶養共済制度の実施により、保護者が亡くなった場合等に障がいのある人に終身年金を支給します。
4. 生活福祉資金の貸付け（福祉総務課）	低所得者世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう、資金の貸付と必要な相談支援を行います。

② 助成制度による負担軽減の実施

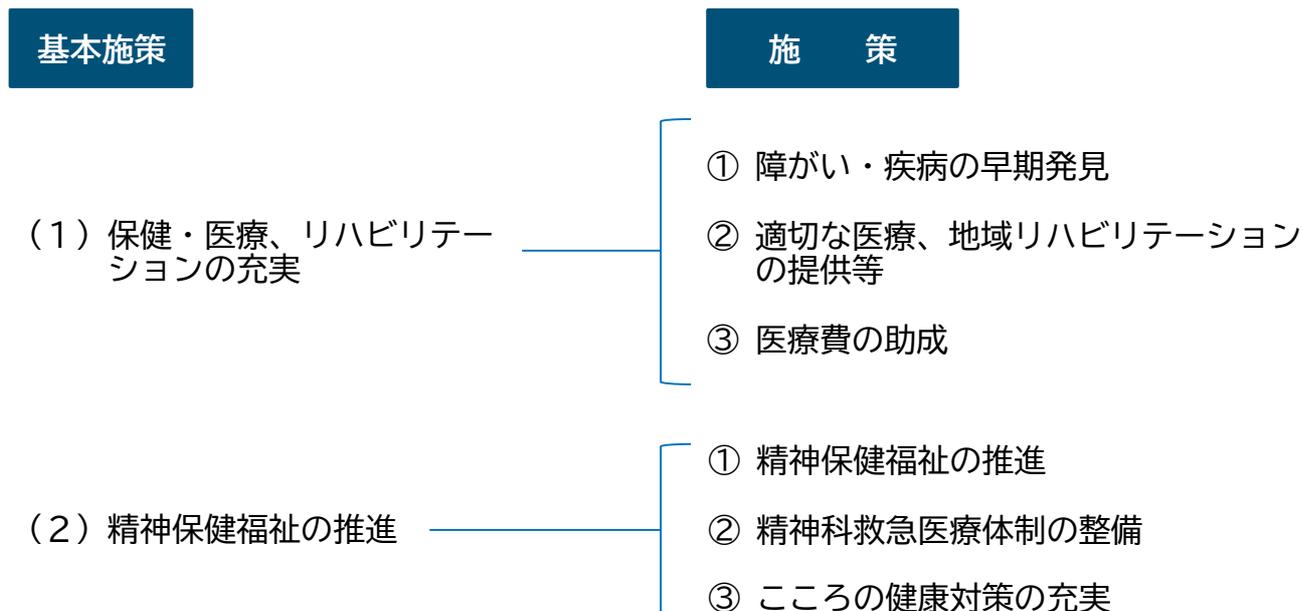
取り組み	内容
1. バス・タクシー券等の交付（障害保健福祉課）	障がいのある人の外出支援を促進するため、手帳所持者にバス・タクシー券等を交付します。
2. リフト付福祉タクシーの運賃助成（障害保健福祉課）	身体障害者手帳を所有し、電動車いすを使用している人がリフト付福祉タクシーを利用する場合、運賃の一部を助成します。
3. 視覚障害者等への外出応援事業の実施（障害保健福祉課）	障がいのある人の外出支援をより一層促進するため、身体障害者手帳を所有し、視覚障害もしくは肢体不自由の当該等級の人にタクシー券を交付します。

取り組み	内容
4. 障害者施設通所支援事業の実施（障害保健福祉課）	訓練施設等に通所しているサービス利用者が公共交通機関を利用して通所する場合、その交通費の一部を助成します。
5. 住宅改造費助成（障害保健福祉課）	下肢、体幹又は視覚に重度の障がいのある人の日常生活の不便を解消するため、住宅設備等の改造に要する経費の一部を助成します。
6. 自動車改造助成事業の実施（障害保健福祉課）	身体障がいのある人の自立更生を支援するため、当該障がいのある人が運転するために必要な自動車の改造に対し補助金を交付します。
7. 紙おむつ購入費の助成（障害保健福祉課）【再掲】	在宅の2歳以上の重度の障がいのある人に対して、紙おむつの購入費を助成することで、介護者の負担の軽減を図ります。

3 保健・医療

【基本方針】

障がい・疾病に関する知識等の普及・啓発を図り、早期発見に努めるとともに、身近な地域において、保健・医療・福祉の連携を強化し、支援の提供体制の充実を図ります。



(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実

【現状と課題】

- ・ 障がいの軽減や重度化・重篤化の防止を図り、障がいのある人の自立を促進するため、保健・医療やリハビリテーションの充実が求められています。
- ・ 乳幼児健康診査の各健康診査の平均受診率は 97.1%、就学时健康診断の受診率は 98.1%と高くなっています。
- ・ 医療的ケア児等に対して、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携し、地域において包括的な支援が受けられるよう、支援体制を構築することが必要です。

【取り組みの方向性】

障がいや疾病の早期発見等により、障がいの軽減や重度化・重複化の防止を図ります。また、適切な支援が受けられるよう、必要な医療費の助成を行います。

また、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児者が、心身の状況に応じた適切な医療、保健、福祉、教育その他の関連分野の支援を受けられるよう、関係機関が連絡調整を行うための体制を整備します。

① 障がい・疾病の早期発見

取り組み	内容
1. 乳幼児健康診査の実施（健康増進課）	各健康診査（4か月・10か月・1歳6か月・3歳）の受診率の向上及び未受診者対策により障がいや疾病の早期発見を進めるとともに、健康診査後の要フォロー児に対する保健指導の充実に努めます。
2. 就学时健康診断の実施（健康安全課）	就学予定者に対し、学校生活や日常生活に支障となるような疾病及び異常の疑いについて適切な治療勧告、保健上の助言及び就学指導等を行います。
3. 母子健康相談の実施（健康増進課）	発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児の保護者の相談に応じます。また、医療機関・療育機関等の専門機関との連携を緊密にし、保健指導の充実に努めます。
4. 「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」の運営（障害保健福祉課）	「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」において、こどもを対象に発達障がいや知的障がいを診療する専門機関として質の高い医療を提供するとともに、地域の教育機関や医療機関、福祉施設その他の関係機関との連携により適切な支援を行います。

② 適切な医療、地域リハビリテーションの提供等

取り組み	内容
1. 医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置（障害保健福祉課）	医療的ケアが必要な人や重症心身障害児者及びその家族が、必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、継続的に意見交換や情報提供を図る協議の場を設置します。
2. 医療的ケア児等相談支援センターの運営（障害保健福祉課）【再掲】	医療的ケア児や重症心身障害児が適切な支援を受けられるよう、情報の提供や助言その他の支援を行う医療的ケア児等相談支援センターを運営します。
3. 医療的ケア児の受け入れ体制の整備（幼児教育・保育課、教育総務課、教育支援課）	保育所等や小中学校、放課後児童会において、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、看護師の配置等により、医療的ケア児の受け入れ体制を整備します。
4. 医療的ケア児支援者への研修の実施（教育支援課）	医療的ケア運営協議会を開催し、医療的ケアの実施校について助言等を行うほか、配置看護師に対する研修を行うなど、支援者の人材育成を行います。
5. 医療的ケア児等支援者養成研修の開催（障害保健福祉課）	医療的ケア児等の支援者を育成します。
6. 障がい者(児)歯科診療(浜松医療センター)の実施（病院管理課）	浜松医療センター歯科口腔外科において、歯科治療が困難な障がいのある人へ歯科診療を提供します。
7. 障がい者施設歯科健診の実施（健康増進課 口腔保健医療センター）	市内の通所型の障がい福祉施設に出向き、施設利用者の歯科健診、保健指導を行い、定期的にかかりつけ歯科医院を受診することを啓発します。
8. 心身障がい者歯科診療の実施（健康増進課 口腔保健医療センター）	歯の健康センターにおいて、「障がい者歯科協力歯科医院」との連携を図りながら、歯科診療を行います。
9. 歯科訪問診査の実施（健康増進課 口腔保健医療センター）	在宅療養者を対象に歯科医師が家庭等に訪問して、歯科健診・保健指導・受診指導を実施します。
10. 浜松市障がい者歯科保健医療システムの推進（健康増進課 口腔保健医療センター）	障がいのある人が安心して歯科診療が受けられるよう、身近な歯科医療機関での受診を推進します。
11. 難病相談の実施（健康増進課）【再掲】	難病患者を対象に療養上の不安解消を図るために、医療・日常生活・社会生活・経済的問題等について相談に応じます。

取り組み	内容
12. 地域リハビリテーションミニ講座（相談）の開催（障害者更生相談所）	専門的な知識を有する理学療法士が、膝や腰等の痛みを抱える人やその家族を対象に、痛みや不安に関する相談や知識の習得等、在宅でのセルフケアについてサポートします。

③ 医療費の助成

取り組み	内容
1. 自立支援医療の給付（障害保健福祉課、健康増進課）	心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付します。（更生医療、育成医療、精神通院医療）
2. 重度障害児者医療費助成（障害保健福祉課）	重度の障がいがある人の医療費を助成することにより、経済的負担を軽減します。
3. 未熟児養育医療の給付（健康増進課）	身体の発育が未熟なまま出生し、医師が入院養育を必要と認めた乳児で指定の医療機関に入院した場合に医療の給付を行います。
4. 小児慢性特定疾病医療の給付（健康増進課）	国の定める小児慢性特定疾病の患者（18歳未満の人）に対して、該当疾病の治療にかかる医療の給付を行います。
5. 難病患者に対する医療費助成（健康増進課）	指定難病（原因が不明で、治療法が確立していない難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病）の患者に対して、指定難病の治療にかかる医療の給付を行います。
6. 精神障害者医療費助成（障害保健福祉課）	精神の障がいによって精神科に入院した人の療養に要する医療費の負担を軽減するため、その一部を助成します。

(2) 精神保健福祉の推進

【現状と課題】

- ・ こころの健康が保てず、精神疾患にかかる人や、社会生活への適応に困難を生じている人が増加しており、早期の対応とともに、家族も含めた支援が必要です。家族が孤立しないよう、交流の場の提供を行うほか、精神疾患に関する知識や支援サービス等の情報提供を行っています。
- ・ 精神障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、社会的活動の拠点、在宅医療の充実やこころの健康に関する理解促進に取り組むとともに、保健・医療・福祉等の関係機関が連携して包括的な支援の充実が求められています。

【取り組みの方向性】

こころの健康に関する理解促進の取り組みと適切な相談対応を行うとともに、こころの健康が保てるよう専門的な支援を行います。

また、精神障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活への移行や地域で暮らしていくための包括的な支援体制整備を進めます。さらに、医療中断者・未治療者を必要な支援につなげるため、医療機関と連携した支援を進めます。

① 精神保健福祉の推進

取り組み	内容
1. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（障害保健福祉課）【再掲】	精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図ります。
2. 精神障害者支援地域連絡会の設置及び運営（障害保健福祉課）	措置入院者が退院後に継続的な支援を受けられるよう、精神科医療の役割を含めた精神障がいのある人への支援体制に関して、関係機関等と協議するとともに、退院後支援計画の作成や実施にかかる連絡調整を行います。
3. 精神保健福祉相談の実施（障害保健福祉課）【再掲】	精神保健福祉士、保健師等による訪問、来所、電話相談を行います。
4. 中山間地域訪問相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）【再掲】	中山間地域において、主に訪問により、在宅の精神疾患を持つ人及び精神障がいのある人等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言、生活支援を行います。
5. 各種家族教室の開催（障害保健福祉課、精神保健福祉センター）	精神障がい等のある人の家族のための教室（統合失調症、ひきこもり、うつ病、摂食障がい、依存症）を開催します。医師等による講話や社会復帰に向けた情報提供やグループワークを行います。

取り組み	内容
6. 精神保健福祉関係家族会等連絡会の開催及び活動支援（精神保健福祉センター）【再掲】	市内にある精神保健福祉に関係する家族会等がお互いの活動を知り、連携の強化を図ることができる場として連絡会を開催します。また、家族会等が自主的な活動を行えるように支援を行います。
7. 高次脳機能障害の相談会の実施（障害保健福祉課）【再掲】	静岡県が実施する「高次脳機能障害医療等総合相談事業」において、リハビリテーション科等の専門医師、作業療法士、社会福祉士、市職員等による予約制の相談を、静岡県西部健康福祉センターを会場として開催します。
8. 精神障害者医療費助成（障害保健福祉課）【再掲】	精神の障がいによって精神科に入院した人の療養に要する医療費の負担を軽減するため、その一部を助成します。

② 精神科救急医療体制の整備

取り組み	内容
1. 精神科救急医療体制の整備（障害保健福祉課）	精神疾患の急激な発症や症状の悪化の際に、かかりつけの医療機関に連絡がつかない場合等、早急に医療を必要とする人の受診等に関する相談に応じる体制の確保や、精神障がいのある又はその疑いのある人が迅速かつ適切な医療及び保護が図られる体制の確保を行います。

③ こころの健康対策の充実

取り組み	内容
1. こころの問題に関する相談の実施（精神保健福祉センター）【再掲】	特定分野（ひきこもり、自死遺族、犯罪等被害者、依存問題、摂食がいの家族、がん患者の家族・遺族等）について、予約制で保健師、臨床心理士、精神保健福祉士が無料の相談を行います。
2. ひきこもり相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）【再掲】	ひきこもり地域支援センターにてご本人、ご家族の個別相談を実施します。必要なケースについて訪問支援を行うとともに、ひきこもり当事者の居場所の運営を行います。
3. 外国人メンタルヘルス相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）【再掲】	ポルトガル語等によるメンタルヘルス相談窓口を設置し、面接・電話等によるメンタルヘルス相談、精神科医療機関への同行通訳（多言語）、出張相談、通訳者の養成、講習会の開催等を行います。
4. 精神障がい者に対する訪問支援（アウトリーチ）の提供（障害保健福祉課）	支援が必要な状況にある精神科未受診の人や治療を中断している人が、医療や福祉サービスなどの必要な支援につながるよう多職種による訪問支援等を行います。

取り組み	内容
5. 依存症対策支援の実施（障害保健福祉課）	<p>依存症等の患者が地域で適切な医療を受けられるよう、静岡県と静岡市と共同し医療提供体制を整備します。</p>

4 生活環境

【基本方針】

暮らしやすい環境づくりに向けてユニバーサルデザイン化を推進するとともに、安心して暮らすことができるよう防災対策の充実を図ります。

基本施策

施策

(1) 福祉のまちづくりの推進

① 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進

(2) 防災対策の推進

① 防災意識の向上に向けた啓発・広報活動の推進

② 災害時支援体制の整備

③ 障がい特性に応じた配慮の充実

(1) 福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

- ・ 公共建築物の整備においては、「浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針」に基づき、ユニバーサルデザイン化を進めており、施設の新増築・改築、改修時に、スロープ・手すり・多目的トイレ・エレベーター等ユニバーサルデザインを取り入れた整備を行ってきました。
- ・ 道路の整備や維持管理においても、「浜松市道路施設ユニバーサルデザイン指針」に基づき、立体横断施設のユニバーサルデザイン化やUDブロックの設置による歩道の段差解消等により、障がいの有無に関わらず全ての人が安全に安心して移動できるまちづくりを進めています。

【取り組みの方向性】

障がいのある人や高齢者、車いすを利用する人、子育てをしている人など誰にとっても利用しやすい公共施設等のユニバーサルデザイン化を進めます。

① 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進

取り組み	内容
1. 公共建築物のユニバーサルデザイン化の推進（施設所管各課）	誰もが利用したくなる施設づくりを目指して、施設の新増築・改築、改修時に、施設用途や利用者属性を考慮し、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れた整備を進めます。
2. 道路施設のユニバーサルデザイン化の推進（道路企画課）	「浜松市道路施設ユニバーサルデザイン指針」に基づき、障がいのある人や高齢者、こども等すべての人が快適に、安全に安心して利用できる道路施設の整備を推進します。

(2) 防災対策の推進

【現状と課題】

- ・ 近年、台風や豪雨等の災害により、防災に対する意識がますます高まっています。出前講座や自主防災隊研修会、防災学習センターによる講座等を通じて、災害時における自助・共助・公助の重要性について啓発を行っています。
- ・ 災害発生時に障がいのある人が安全に避難するため、年齢や状況に応じた避難支援が必要です。併せて、地域においても、災害時・緊急時に助け合えるように平時からの関係づくりが必要です。
- ・ 普段からの防災対策や地域での訓練、発災時の避難方法、避難所での障がいの特性に配慮した支援や理解、福祉避難所の円滑な確保・運営等、防災対策の充実が必要です。
- ・ 災害発生後にも継続して障害福祉サービス等を提供することができるよう、障害福祉サービス事業所等における災害対策を推進しています。

【取り組みの方向性】

災害発生時には、要配慮者の安否確認や避難のあり方、適切な情報伝達、避難所での配慮等、行政だけでなく、家族、地域、支援団体等と協力しながら対応していくことが必要となるため、平時からの隣近所との顔の見える交流の重要性について、出前講座の開催やホームページへの掲載を通して周知し、防災意識の向上を図ります。

① 防災意識の向上に向けた啓発・広報活動の推進

取り組み	内容
1. 災害時における自助、共助、公助の啓発（危機管理課）	要配慮者の命を守るためには行政だけでなく、要配慮者、家族、地域、支援団体等がそれぞれできることを行い、協力していくことが必要です。家屋の耐震化、家具の転倒防止、水や食料等の備蓄といった事前の備えと併せて、要配慮者自身やその家族が地域の防災訓練に参加するなどの隣近所との顔の見える関係づくりの重要性について、出前講座の開催やホームページへの掲載等を通じて周知します。
2. 火災予防の広報（予防課）	民間防火協力団体である浜松市防災協会を通じて、火災予防に関する広報を行います。
3. 防火管理指導の実施（予防課）	予防査察を通して、施設の関係者に対して、火の怖さや取扱い等の火災予防に関する知識の向上を図るとともに、自主防火管理について指導します。

② 災害時支援体制の整備

取り組み	内容
1. 福祉避難所の受け入れ体制の構築（障害保健福祉課）	指定避難所（市立小中学校等）で過ごすことが困難な人のために、災害時に福祉避難所として開設が可能な福祉施設等と避難行動要支援者 ³⁵ の受け入れに関する協定を締結し、緊急時の受け入れ体制の構築を行います。
2. 避難行動要支援者への支援（障害保健福祉課）	一人ひとりの環境やニーズに合った個別避難計画を策定し、災害時における避難支援の充実を図ります。
3. 防災訓練の共同実施（障害保健福祉課）	災害時に障がいのある人が安心して避難できるようにするとともに、支援者が適切な支援や配慮ができるよう防災訓練を福祉施設と共同で実施します。

③ 障がい特性に応じた配慮の充実

取り組み	内容
1. 緊急時の通報システムの運用（情報指令課）	聴覚や言語機能に障がいのある人等、電話による 119 番通報が困難な人からのファックス、メール、チャット機能等を活用した緊急通報に対応します。
2. 災害時 FAX 一斉同時通報サービスの実施（障害保健福祉課）	聴覚や言語機能に障がいのある人への災害情報の発信を行います。
3. 緊急通報装置の貸与（障害保健福祉課）	一人暮らしの重度の身体障がいのある人の日常生活の不安感の解消、緊急時の迅速で適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与します。
4. あんしん情報キット ³⁶ の配布（障害保健福祉課）	日常生活に不安のある障がいのある人の見守り支援として、冷蔵庫に保管しておくことで、緊急時に救助者が円滑に対応できる「あんしん情報キット」を配布します。

35 避難行動要支援者：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

36 あんしん情報キット：かかりつけ医や緊急連絡先、持病、服薬等の情報が記入されたカードを入れたキット。

5 療育・教育

【基本方針】

こどもが夢や希望をもって暮らせるよう、家庭を含めた支援を充実します。関係機関と連携して、各ライフステージを通じて、一貫したきめ細かい支援を実施します。

基本施策	施策
(1) 早期発見・早期療育の推進	① 障がいの早期発見と支援への円滑な移行 ② 早期療育体制の充実
(2) 発達支援教育の推進	① 相談・支援の充実 ② 教職員の専門性の向上
(3) 放課後等の支援の充実	① 放課後等の支援の充実
(4) 卒業後の自立に向けた支援	① キャリア教育と進路相談の充実 ② 生涯を通じた学習活動の充実

(1) 早期発見・早期療育の推進

【現状と課題】

- ・ できるだけ早期に必要な療育を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上が期待できることから、障がいの早期発見が必要です。それと同時に保護者の不安解消に対する支援も重要となります。
- ・ 発達障がいの疑いのある幼児とその保護者に対して、早期療育的なプログラムを提供する発達支援広場については、利用者の増加及び利用待機の長期化から、会場を増設し、専門性の高いスタッフによる相談・支援を実施しています。

【取り組みの方向性】

発達の遅れや障がいの疑いのあるこどもに対して、できるだけ早期に必要な療育を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、こどもの持てる能力や可能性を伸ばしていくことが大切です。専門的な相談支援と関係機関の相互連携を強化するとともに、早期療育を行う施設の整備や機能の強化を図り、こどもと家庭への支援を充実します。

また、障がいの有無にかかわらず、こどもたちが生活を通してともに成長できるよう対応することがこどもの発達にとって重要であることから、施設の持つ専門的な技術や機能を活用し、地域の幼稚園や保育所等での受け入れを促進します。

① 障がいの早期発見と支援への円滑な移行

取り組み	内容
1. 乳幼児健康診査の実施（健康増進課）【再掲】	各健康診査（4か月・10か月・1歳6か月・3歳）の受診率の向上及び未受診者対策により障がいや疾病の早期発見を進めるとともに、健康診査後の要フォロー児に対する保健指導の充実に努めます。
2. 就学時健康診断の実施（健康安全課）【再掲】	就学予定者に対し、学校生活や日常生活に支障となるような疾病及び異常の疑いについて適切な治療勧告、保健上の助言及び就学指導等を行います。
3. 母子健康相談の実施（健康増進課）【再掲】	発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児の保護者の相談に応じます。また、医療機関・療育機関等の専門機関との連携を緊密にし、保健指導の充実に努めます。
4. 発達障がい（疑い）のある人の相談の実施（子育て支援課）【再掲】	身近な窓口等で、発達障がいについて心配や悩みのある人や家族の相談に応じます。

取り組み	内容
5. 発達相談支援センター「ルピロ」の運営（子育て支援課）【再掲】	発達相談支援センター「ルピロ」において、発達障がいのある人や家族に対し、相談や情報提供、就労支援を行います。また、市民や関係者への発達障がいの啓発事業や研修会を実施するとともに、地域支援体制の整備を行います。
6. 「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」の運営（障害保健福祉課）【再掲】	「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」において、こどもを対象に発達障がいや知的障がいを診療する専門機関として質の高い医療を提供するとともに、地域の教育機関や医療機関、福祉施設その他の関係機関との連携により適切な支援を行います。
7. 児童相談の実施（児童相談所）	心身の発達の遅れが心配なこどもや、肢体不自由のある児童の施設入所等の相談を行います。また、知的障がいのあるこどもの療育手帳交付にかかる障がいの程度を判定します。
8. 発達障害者支援地域協議会の運営（子育て支援課）【再掲】	発達障がいのある人の支援に関する関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。
9. 要保護児童対策地域協議会の運営（子育て支援課）【再掲】	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、浜松市要保護児童対策地域協議会を運営し、必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援等の内容に関する協議を行います。

② 早期療育体制の充実

取り組み	内容
1. 発達支援広場の設置（子育て支援課）	成長がゆっくりであったり、発達に心配があったりするこどもの保護者が安心して育児ができるよう保護者の交流、育児支援の場を整備します。
2. 障害児通所支援事業の実施（障害保健福祉課）	障がい児の地域生活を支援するため、必要な障害児通所支援等に係る給付を行います。
3. 発達医療総合福祉センターの運営（障害保健福祉課）	療育センターにおいて、地域の中核的な療育支援施設として専門的な療育を行うとともに、保育所や幼稚園などの支援、相談支援等を総合的に行います。

取り組み	内容
4. 保育所等巡回支援の実施（障害保健福祉課）	幼稚園や保育所等からの申請により、児童発達支援センターが園を訪問し、発達に課題があると思われるこどもへの支援方法について、支援を担当する園職員へ助言等を行います。
5. 障がい児保育の推進（幼児教育・保育課）	私立保育所等に対して、入所児童のうち特別児童扶養手当支給対象児童及び障がいがあると市長が認定した児童の保育に要する経費を補助することにより、保育内容の充実と需要に応じた円滑な受け入れ体制を推進します。
6. 幼稚園教諭・保育士等の研修（幼児教育・保育課）	幼稚園教諭や保育士等が、障がい児保育についての研修会に参加することにより、障がいに関する知識を学び、日常生活を支援していきます。
7. 障がい児入所支援の実施（児童相談所）	障がいのあるこどもで、家庭での療育が困難なこどもに対し、入所施設において保護又は日常生活の指導等を行います。

(2) 発達支援教育³⁷の推進

【現状と課題】

- ・ アンケート調査では「保育所・幼稚園、学校等に望むこと」について、「本人の状況に応じた指導をしてほしい」が最も多く回答されています。
- ・ 教育現場においては、一人ひとりの多様な教育的ニーズに対応するため、発達支援教育コーディネーター³⁸を中心とした園内・校内体制の充実や、キッズサポーター、スクールヘルパーを配置し、個々の状況に応じた学校生活面での支援を行いました。引き続き、研修等により教職員の障がいに対する理解を深めるとともに、インクルーシブ教育システムの整備を推進する必要があります。

【取り組みの方向性】

障がいの有無にかかわらず、できる限り同じ場でともに学ぶことを目指し、特別な支援を必要とする子どもに対し、教育的ニーズに応じた支援を提供できるよう、教育環境の整備や学習の場を充実するとともに、発達支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築します。

また、効果的な支援体制の構築のため、専門的知識や指導方法を習得する研修会を実施します。

① 相談・支援の充実

取り組み	内容
1. 子育てサポートはますくノートの活用（子育て支援課）	子育てサポートはますくノートの活用により、保護者を含め福祉、保健、医療、教育、労働等の関係機関が子どもの発達にかかわる情報を共有することで、一貫した相談や適切な支援の充実を図ります。また、子育て情報サイト「ぴっぴ」のはますくQ&Aを運営し、発達に課題がある子どもについて、気づきにつながるような情報やその対応方法を掲載し、家族や支援者等へ活用を勧めます。
2. サポートかけはしシートを活用した連続性のある療育の推進（障害保健福祉課）	児童発達支援事業等による早期支援の成果を就学後に連続して引き継ぐ体制及び療育の推進について、障がい者自立支援協議会（子ども専門部会）の提案・協議により作成された「サポートかけはしシート ³⁹ 」を活用し、就学することの療育の推進を図ります。

37 発達支援教育：特定の子どもだけを対象として支援するのではなく、すべての子ども一人ひとりの発達段階と教育的ニーズに応じて健やかな成長発達を支援するもの。

38 発達支援教育コーディネーター：園内、校内における発達教育の推進役。個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等、子どもへの最適な支援の方策を提案したり、幼稚園・学校内外の連絡調整を行ったりする教員。

39 サポートかけはしシート：児童発達支援事業所と小学校において、進級や進学の際に、子どもに対して継続して必要な支援を行うことを目的に作成するシート。子どもの特性や配慮すべき点等を記載。

取り組み	内容
3. 就学相談の実施（教育支援課）【再掲】	特別な支援を必要とするこどもを持つ保護者に対して、就学先の相談に応じます。
4. 発達支援教育コーディネーターの配置（教育支援課）	すべての小中学校に発達支援教育コーディネーターを配置し、発達支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制をつくり、全校体制で特別な支援を必要とするこどもの支援を行います。
5. 学習の場の充実（教育支援課）	特別な支援を必要とするこどものニーズに応じた教育を推進するため、小中学校に発達支援学級や通級指導教室等を設置し、支援体制を整えます。
6. キッズサポーター ⁴⁰ 、スクールヘルパー ⁴¹ の配置（教職員課、幼児教育・保育課）	幼稚園では、障がいのあるこどもが在籍する学級にキッズサポーターを配置し、小中学校では、発達支援学級や個別支援が必要なこどもが在籍する通常の学級にスクールヘルパーを配置します。
7. 発達支援教室支援員の配置（教職員課）	発達支援教室に発達支援教室支援員 ⁴² を配置し、教科学習の充実や学校生活への適応を支援します
8. 発達支援教育就学奨励費支給事業の実施（教育支援課）	小中学校の発達支援学級へ就学又は通級指導教室へ通級する児童生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品費等を援助することにより、経済的な負担の軽減を図ります。
9. 発達支援の部屋の設置（幼児教育・保育課）	市立幼稚園において、個別の支援を必要とする幼児の成長や発達を促すことを目的に、園内に「発達支援の部屋」を設置し、保護者の理解を得てニーズに応じた支援を行います。
10. 共生・共育の推進（教育支援課）【再掲】	特別支援学校に在籍するこどもが居住する地域の小中学校に交流籍を置き、交流及び共同学習を行います。

40 キッズサポーター：幼稚園の主に障がいがあるこどもが在籍する学級において、学級担任の指導補助を行う指導員。
 41 スクールヘルパー：小中学校の発達支援学級や個人的支援が必要なこどもが在籍する通常の学級において、日常生活の指導補助を行う指導員。
 42 発達支援教室支援員：教員免許を持ち、発達支援教室において個別指導が必要なこどもに対して教科学習を中心とした支援を行う指導員。

② 教職員の専門性の向上

取り組み	内容
1. 発達支援教育に関する研修の実施（教育センター）	初任者研修や中堅教諭等資質向上研修、管理職研修等の機会を捉えて発達支援教育に関する研修を行うとともに、支援のための専門的な研修を行い、障がいに対する理解を深め、適切な指導力の向上を図ります。

(3) 放課後等の支援の充実

【現状と課題】

- ・ 放課後等デイサービスについて、利用児童数、サービス事業所数ともに大幅に増加しています。
- ・ 放課後児童会では、障がいのあるこどもを受け入れるため、支援員等を加配するとともに、支援員等を対象とした障がいに関する研修を実施しています。引き続き、支援の充実をはかる必要があります。

【取り組みの方向性】

放課後等に個々のこどもの状況に応じた支援を行うことにより、健全な育成を行っていく必要があります。

支援を必要とする障がいのあるこどもたちなどに対して、生活能力の向上のために必要な訓練と、社会との交流の促進を行っていきます。

① 放課後等の支援の充実

取り組み	内容
1. 障害児通所支援事業の実施（障害保健福祉課）	障がい児の地域生活を支援するため、必要な障害児通所支援等に係る給付を行います。
2. 日中一時支援事業の実施（障害保健福祉課）	特別支援学校や発達支援学級等に通うこどもの放課後や長期休暇における預かり支援を行います。
3. 放課後児童会への障がいのあるこどもの受け入れの実施（教育総務課）	受け入れ児童の状況に応じて支援員等を加配し、集団生活が可能な障がいのあるこどもの受け入れを行います。

(4) 卒業後の自立に向けた支援

【現状と課題】

- ・ 学校卒業後も地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、その特性や心身の状況に応じた支援や配慮が必要です。各学校においては、将来を見据えた上で必要な資質や能力を明確にし、計画的にキャリア教育⁴³を進めています。

【取り組みの方向性】

社会生活へ向けた進路相談に応じるとともに、能力や適性等に応じて進路を選択できるように、将来のステップアップに向けたキャリア教育を推進します。また、生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う学びの場やその機会を提供します。

静岡県的高等部教育において、多様な進路に対応できるよう幅広い学習の展開や一人ひとりの適性に応じた職場開拓、職場実習等、充実した取り組みを実施します。

浜松市においても、学校卒業後に障害福祉サービス等の利用を希望する人に対しては、本人の意向や心身の状況に応じて適切なサービスが利用できるよう進路相談に応じるとともに、特別支援学校、障害福祉サービス事業者、障がい者団体等との連携のもと、障害福祉サービス等について学ぶ機会を提供し、生徒とその保護者の進路選択に対する不安の軽減を図ります。

① キャリア教育と進路相談の充実

取り組み	内容
1. キャリア教育の推進（指導課）	こどもが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的、職業的自立に向けて必要な力を身につける教育に取り組みます。
2. 福祉事業所フェアの開催（障害保健福祉課）	障がいのあるこどもやその保護者を対象に、障害福祉サービスや障害年金、就労に関する説明を行うとともに、個別相談の場を設置します。
3. 企業における就労実習の実施（障害保健福祉課）	連携協定を締結している企業において、企業で働くための就労意欲の向上を図ることを目的に就労実習を実施します。
4. 若者相談支援事業の実施（次世代育成課 青少年育成センター）【再掲】	15歳から39歳までの若者とその家族からの相談を受け付け、必要に応じて専門的な支援機関を案内します。

43 キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育。

取り組み	内容
5. ひきこもり相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）【再掲】	ひきこもり地域支援センターにてご本人、ご家族の個別相談を実施します。必要なケースについて訪問支援を行うとともに、ひきこもり当事者の居場所の運営を行います。
6. 中学校から高等学校への文書情報の提供（指導課）	県立高等学校と中学校間で支援に関する情報の共有と連携を進めるため、生徒の特性に合わせ中学校が学習面又は生活面において個別に考慮した事項にかかる記録等について、高等学校が共有を希望する場合には、本人及び保護者の同意を得たうえで提供します。

② 生涯を通じた学習活動の充実

取り組み	内容
1. 読書バリアフリーサービスの充実（中央図書館）	大活字本や電子図書等の資料の充実や、機器の利用体験会などを行うことにより、読書バリアフリーサービスの拡大を図ります。
2. 生涯学習事業参加機会の提供（創造都市・文化振興課）	生涯学習関連施設（協働センターや文化センター等）における講座・事業への参加機会を提供します。
3. 浜松市障害者スポーツ大会の開催（スポーツ振興課）	障がいのある人の社会参加を図るためにスポーツ大会を開催します。
4. 静岡県障害者スポーツ大会の開催（スポーツ振興課）	静岡県及び静岡市との共催により静岡県障害者スポーツ大会を開催します。

6 雇用・就労

【基本方針】

一人ひとりが働く能力や個性を活かし、生きがいと働きがいのある生活の実現を目指し、支援を実施します。

基本施策

施策

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 就労支援と雇用促進 | ① 就労支援の充実
② 雇用促進 |
| (2) 就労支援施設等に対する支援 | ① 就労支援施設等に対する支援 |

(1) 就労支援と雇用促進

【現状と課題】

- ・ 障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには、就労が重要であることから、障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図る必要があります。
- ・ 障害者雇用促進法の改正に伴い、企業に対して障がいのある人への適当な雇用の場の提供、適正な雇用管理等に加え、職業能力の開発及び向上に関する措置が含まれることが明確化されました。
- ・ アンケート調査では、「障がいのある人が企業等で就労するために必要だと思うこと」について、18歳以上では「勤労意欲」、18歳未満では「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」が、それぞれ最も多く回答されています。障がいのある人一人ひとりの適性・能力、本人の意思や希望を踏まえた職業・雇用のマッチングや対人関係を円滑にする訓練を行う体制の充実が必要です。
- ・ 障がいのある人が企業の成長、発展にとってなくてはならない人材として活躍し続けることができる環境づくりを一層進めることが重要です。

【取り組みの方向性】

自立支援の観点からも、就労は地域での生活を支える大きな柱となります。

障がいの特性やニーズに応じた適切な就労支援を実施するとともに、障がいのある人の就労に対する理解促進を図り、働くことができる職域や職場を広げていけるよう雇用促進の働きかけを行います。

障がいのある人の就労支援と雇用促進の両面から取り組むために、関係機関との連携を図ります。

① 就労支援の充実

取り組み	内容
1. 就労相談の実施（障害保健福祉課）【再掲】	就労に関する相談窓口を設置し、来所のほか、電話等により相談に応じます。
2. 障害者就労支援事業の実施（産業振興課）	障がいの程度や適性に応じた就労に関する総合的な相談・定着支援事業を実施します。
3. ジョブサポートセンター事業の実施（産業振興課）	市が実施する障がいのある人への生活支援とハローワークが実施する職業相談、職業紹介を一体的に実施し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。
4. 企業伴走型障害者雇用推進事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】	障がいのある人の雇用拡大のため、雇用を実施・検討している企業に継続的な支援や助言を行います。また、研修会等を開催し、障がいのある人の雇用に対する理解促進や企業間ネットワークの構築等を支援します。

取り組み	内容
5. 障がい者職場見学会の開催（障害保健福祉課）	就労支援施設等の職員や利用者を対象に障がいのある人を雇用する企業等の現場見学会を開催します。
6. 障がいのある人の就労に関するパンフレットの作成（障害保健福祉課）【再掲】	障がいのある人とその家族向け及び企業向けのパンフレットを作成し、障がいのある人へ就労に関する情報を提供するとともに、企業の障がいのある人の就労に対する理解を深めます。
7. 介護給付等事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】	障がい児・者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付を行います。

② 雇用促進

取り組み	内容
1. 障害者雇用支援セミナーの開催（障害保健福祉課）	企業における障害者雇用の理解を深め、障害者雇用を促進するため、障害者雇用支援セミナーを開催します。
2. ユニバーサル農業 ⁴⁴ (農福連携 ⁴⁵)の推進（農業水産課）	農業と、福祉、教育、労働等他分野との連携により、障がいのある人等の農業参画の機会の創出と、農業の活性化を図るため、モデル事業の調査・研究、普及啓発等を行います。
3. 障がいのある人の市職員・市教員への採用（人事課、教職員課）	障がいのある人の雇用促進を図るため、障がいのある人を対象とした職員採用試験、職員選考、教員採用選考試験を実施します。
4. 入札参加資格審査における障がい者雇用への配慮（調達課）	浜松市内に本店を置く業者で、建設工事に登録を希望する場合は、入札参加格付の決定において障がいのある人の雇用（法定雇用率）の達成状況を加味します。

44 ユニバーサル農業：園芸作業を行うことによる生きがいづくりや高齢者・障がいのある人等の社会参加などの効用を、農作業の改善や農業の多様な担い手の育成などに活かしていこうという取り組み。

45 農福連携：障がいのある人等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。

(2) 就労支援施設等に対する支援

【現状と課題】

- ・ 地域での自立した生活には収入の基盤づくりが重要であることから、就労支援施設等における適切な工賃の確保が必要であり、障害者優先調達を市が率先して進めています。

【取り組みの方向性】

就労支援施設等では、障がいのある人のそれぞれの特性を踏まえ、地域性や事業所の特色を活かしながら、様々な自主製品の製造や企業の下請け作業を通じ、就労の場を提供していきます。

障がいのある人が、地域で自立した生活を送るうえでは、収入の基盤づくりが重要であることから、工賃向上に向けた取り組みを推進します。

① 就労支援施設等に対する支援

取り組み	内容
1. 官公需の発注促進（障害保健福祉課）	就労支援施設等へ受注機会を増やすため、市の発注する物品や役務の調達に関する調達方針（障害者優先調達方針）を定めるとともに、実績を公表します。
2. 市庁舎内の販売所の設置（障害保健福祉課）【再掲】	販売所「チャレンジドショップわ」の市庁舎での販売継続支援を行うことにより、障がいのある人の就労や自立を支援するとともに、障がいのある人に対する市民の理解を深めます。
3. 優先調達名鑑の作成（障害保健福祉課）	就労支援施設等からの物品等の調達を進め、工賃の向上を図ることで、障がいのある人の自立を進めます。

7 情報・コミュニケーション

【基本方針】

社会のあらゆる場面において、障がいの特性に配慮し、情報の取得・利用及び意思疎通（コミュニケーション）にかかる支援を推進します。

基本施策

施策

(1) 情報提供の充実

- ① 情報のユニバーサルデザイン化の推進
- ② 福祉サービスや生活に関する情報提供の充実

(2) コミュニケーション保障の推進

- ① コミュニケーション支援の充実
- ② 障がい特性に配慮した情報保障の推進

(1) 情報提供の充実

【現状と課題】

- 障がいのある人の利用できるサービスやその他の福祉サービスの情報をはじめ、地域での生活に必要な情報の提供を充実させていくとともに、障がいの特性に配慮した分かりやすい情報発信や、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえた情報アクセシビリティの向上に努める必要があります。

【取り組みの方向性】

福祉、医療、教育、障がい者団体等との連携を図り、積極的な情報提供を行うとともに、アクセシビリティに配慮した誰もが使いやすいホームページの作成や障がいの特性に配慮した媒体での情報提供を行います。

また、読書バリアフリー法に基づき、ICTを活用した読書環境の整備を推進します。

① 情報のユニバーサルデザイン化の推進

取り組み	内容
1. 障がい特性に配慮した広報紙等の作成（広聴広報課、調査法制課）	視覚障がいのある人に配慮した点字版・音声版の「広報はままつ」や「市議会だより」の発行、音声読み上げ機能を有する広報はままつ専用アプリでの配信により、より多くの市民に市政情報を届けます。
2. アクセシビリティに配慮した市ホームページの作成（広聴広報課）	市が定めたサイトポリシーにより、アクセシビリティに配慮した、誰もが使いやすい公式ホームページの作成を推進します。
3. わかりやすい印刷物作成についての周知（UD・男女共同参画課）	チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷物について、誰もが見やすいカラーユニバーサルデザインや文字の読みやすさなどに配慮して作成するよう周知、助言します。
4. 障がい福祉に関する冊子等への音声コードの活用（障害保健福祉課）	障がい福祉に関する冊子や資料等に音声コードを付与し、視覚障がいのある人に配慮した情報提供を行います。
5. 選挙時の情報提供（音声版・点字版）（選挙管理委員会事務局）	視覚障がいのある選挙人の投票参加を促進するため、音声版・点字版の選挙のお知らせを、希望する視覚障がいのある個人や各団体に提供するとともに、市・区選挙管理委員会事務局及び市施設へ備え置きます。

取り組み	内容
6. 録音図書・点字図書の作成・貸出（中央図書館）	<p>「声のライブラリー」事業として、視覚による表現の認識が困難な方への読書支援のため、録音図書・点字図書の作成・貸し出しを行います。</p> <p>※事業の実施は城北図書館「声のライブラリー」</p>
7. 読書バリアフリーサービスの充実（中央図書館）【再掲】	<p>大活字本や電子図書等の資料の充実や、機器の利用体験会などを行うことにより、読書バリアフリーサービスの拡大を図ります。</p>
8. ICT（情報通信技術）を活用した手話通訳サービスの提供（障害保健福祉課）	<p>窓口タブレット型端末を配置し、画面越しの手話通訳を行い、窓口サービス等の利便性の向上を図ります。</p>
9. 視覚障がいのある人に対する点字等による情報提供（障害保健福祉課）	<p>公文書の一部点字化をはじめ、視覚障がいのある人へ点字等による情報提供の推進を図ります。</p>

② 福祉サービスや生活に関する情報提供の充実

取り組み	内容
1. 障害福祉のしおりの作成（障害保健福祉課）	<p>障害福祉サービス等を紹介する冊子を作成するとともにホームページに掲載し、様々なサービスの内容や手続きについて、分かりやすく提供します。</p>
2. 市ホームページによる消費生活情報等の提供（市民生活課 暮らしのセンター）	<p>市ホームページ内に「はままつeライフ」を掲載し、消費生活に関する情報を分かりやすく提供します。</p>

(2) コミュニケーション保障の推進

【現状と課題】

- ・区役所等の窓口において、聴覚や言語機能等に障がいのある人との意思疎通を円滑に行うため、手話通訳者の配置やタブレット導入により、コミュニケーション支援を実施しています。

【取り組みの方向性】

障がいの特性に配慮した方法による情報提供や、手話や要約筆記等による意思疎通の支援により、コミュニケーション手段を確保し、コミュニケーション保障を推進します。

① コミュニケーション支援の充実

取り組み	内容
1. コミュニケーション支援事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】	聴覚及び言語機能、音声機能等の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人の社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
2. 区役所等窓口への手話通訳の配置（人事課）	区役所等に手話通訳のできる職員を配置し、聴覚に障がいのある人に対して必要に応じて通訳を行い、手続きや相談等を円滑に行います。
3. 各種奉仕員養成講座の開催（障害保健福祉課、中央図書館）【再掲】	視覚や聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、各種奉仕員養成講座（手話、要約筆記、点訳、音訳）を開催します。

② 障がい特性に配慮した情報保障の推進

取り組み	内容
1. 障がい特性に配慮した広報紙等の作成（広聴広報課、調査法制課）【再掲】	視覚障がいのある人に配慮した点字版・音声版の「広報はままつ」や「市議会だより」の発行、音声読み上げ機能を有する広報はままつ専用アプリでの配信により、より多くの市民に市政情報を届けます。
2. 障がい福祉に関する冊子等への音声コードの活用（障害保健福祉課）【再掲】	障がい福祉に関する冊子や資料等に音声コードを付与し、視覚障がいのある人に配慮した情報提供を行います。
3. 選挙時の情報提供（音声版・点字版）（選挙管理委員会事務局）【再掲】	視覚障がいのある選挙人の投票参加を促進するため、音声版・点字版の選挙のお知らせを、希望する視覚障がいのある個人や各団体に提供するとともに、市・区選挙管理委員会事務局及び市施設へ備え置きます。

取り組み	内容
4. 録音図書・点字図書の作成・貸出（中央図書館）【再掲】	<p>「声のライブラリー」事業として、視覚による表現の認識が困難な方への読書支援のため、録音図書・点字図書の作成・貸し出しを行います。</p> <p>※事業の実施は城北図書館「声のライブラリー」</p>
5. 緊急時の通報システムの運用（情報指令課）【再掲】	<p>聴覚や言語機能に障がいのある人等、電話による 119 番通報が困難な人からのファックス、メール、チャット機能等を活用した緊急通報に対応します。</p>
6. 災害時 FAX 一斉同時通報サービスの実施（障害保健福祉課）【再掲】	<p>聴覚や言語機能に障がいのある人への災害情報の発信を行います。</p>

8 社会参加

【基本方針】

誰もが、地域活動やスポーツ・文化活動、余暇活動等に参加することを通じて、地域生活の充実を図ります。

基本施策

施策

(1) 外出支援

- ① 移動手段の充実
- ② 助成制度による支援

(2) 地域活動への参加の促進

- ① 地域活動への参加の促進

(3) スポーツ・文化活動、
余暇活動の充実

- ① 障がい者スポーツの振興
- ② 文化活動への支援
- ③ 余暇活動の充実

(1) 外出支援

【現状と課題】

- アンケート調査では「外出や社会参加をするにあたって必要なもの」について、「外出時の移動支援」と回答した人が21.1%と最も多くなっています。障がいのある人が社会の様々な分野に積極的に参加できるよう、外出支援を行っています。

【取り組みの方向性】

障がいのある人の外出支援を行うことで、地域での自立した生活及び社会参加を促進します。

① 移動手段の充実

取り組み	内容
1. 移動支援事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】	屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加等を促すため、外出支援を行います。
2. リフト付福祉バスの貸出（障害保健福祉課）	歩行困難な下肢に障がいのある人の社会参加を促進し、地域における福祉活動を推進するために、リフトバス運行ボランティア連絡協議会との協働により、リフトバスを貸し出します。
3. 福祉有償運送事業の実施（福祉総務課）【再掲】	NPOや社会福祉法人等が、障がいのある人や高齢者等、公共交通機関を利用することが困難な人を対象にドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行います。
4. 介護給付等事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】	障がい児・者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付を行います。

② 助成制度による支援

取り組み	内容
1. バス・タクシー券等の交付（障害保健福祉課）【再掲】	障がいのある人の外出支援を促進するため、手帳所持者にバス・タクシー券等を交付します。
2. リフト付福祉タクシーの運賃助成（障害保健福祉課）【再掲】	身体障害者手帳を所有し、電動車いすを使用している人がリフト付福祉タクシーを利用する場合、運賃の一部を助成します。

取り組み	内容
3. 視覚障害者等への外出応援事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】	障がいのある人の外出支援をより一層促進するため、身体障害者手帳を所有し、視覚障害もしくは肢体不自由の当該等級の人にタクシー券を交付します。
4. 障害者施設通所支援事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】	訓練施設等に通所しているサービス利用者が公共交通機関を利用して通所する場合、その交通費の一部を助成します。
5. 自動車改造助成事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】	身体障がいのある人の自立更生を支援するため、当該障がいのある人が運転するために必要な自動車の改造に対し補助金を交付します。

(2) 地域活動への参加の促進

【現状と課題】

- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現には、市民やボランティア、障害者団体等の参加による啓発活動等により、障がいや障がいのある人についての理解を促進することが必要です。

【取り組みの方向性】

障がいのある人とその家族の地域行事への積極的な参加や障がい者団体の活動を支援することより、地域との交流や理解促進を図ります。

また、障害者週間に市庁舎への懸垂幕の掲出や、障がいのある人による作品展の開催をするなど、多様な活動を行う障がい者団体の活動を広く紹介し、つながりを持ってない人と障がい者団体をつなぐことで社会参加を促進します。

① 地域活動への参加の促進

取り組み	内容
1. 施策へ当事者が参画できる仕組みの検討（障害保健福祉課）	障がい福祉施策の検討及び PDCA サイクルによる事業管理において、障がいのある人及びその家族等の当事者の参画を推進する。
2. ふれあい広場等の開催（福祉総務課）【再掲】	ふれあい広場等を開催し、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、地域の交流を図ります。また、参加団体の拡大と自主運営の更なる充実を目指します。また、福祉体験等を通じて社会福祉の啓発を行います。
3. ふれあい交流事業の実施（福祉総務課）【再掲】	障がいのある人と地域住民、ボランティア等との食事会や各種交流事業を実施します。
4. 障がい者団体活動助成事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】	障がいのある人の自立と社会参加を促進し、障がいのある人の福祉増進を目的とした障がい者団体に対し、団体の活動事業費を補助することで、障がいのある人の社会参加を促進します。
5. 障害者相談員の設置と育成（障害保健福祉課）【再掲】	障がいのある人やその家族の中から市が委託した相談員が、関係機関等との連携のもと当事者や家族の相談を受ける体制を整えます。また、相談の質の向上を目的に相談員を対象とした研修を実施することで、ピアサポートを推進します。
6. 各種奉仕員養成講座の開催（障害保健福祉課、中央図書館）【再掲】	視覚や聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、各種奉仕員養成講座（手話、要約筆記、点訳、音訳）を開催します。

取り組み	内容
7. 障害者週間キャンペーンの実施（障害保健福祉課）【再掲】	障害者週間（12月3日～9日）に市庁舎への懸垂幕の掲出や、障がいのある人による作品展の開催により、広く市民に対して正しい理解や認識を深めることを目的とした啓発を行います。
8. 補助犬イベントの開催（障害保健福祉課）【再掲】	補助犬イベントを開催し、補助犬ユーザーによるデモンストレーション等を行い、視覚障がいのある人や補助犬に対する理解を深めます。
9. 市施設の使用料の減免（障害保健福祉課）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ⁴⁶ 所持者及び認定障がい者団体に対し、社会参加促進のため市の関係施設の使用料等の軽減を行います。

46 精神障害者保健福祉手帳：精神障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

(3) スポーツ・文化活動、余暇活動の充実

【現状と課題】

- アンケート調査では「最近行った外出や社会参加」について、「スポーツ」と回答した人が6.8%、「文化芸術活動」と回答した人が6.3%と低くなっています。
障がいの有無にかかわらず誰もが障がい者スポーツや芸術、文化活動等に親しめる機会をつくり、一層の普及に努めることが必要です。
- 障がいのある人の生活と社会を豊かにするために、障がいのある人が多様な余暇活動に参加することができるよう、人材の確保や養成、施設の整備等の環境づくりを進めていくことが必要です。

【取り組みの方向性】

障がいの有無にかかわらず、スポーツや文化芸術に親しみやすい環境を整備するとともに、充実した余暇活動を過ごすことができるよう機会の提供を行います。

① 障がい者スポーツの振興

取り組み	内容
1. 浜松市障害者スポーツ大会の開催（スポーツ振興課）【再掲】	障がいのある人の社会参加を図るためにスポーツ大会を開催します。
2. 静岡県障害者スポーツ大会の開催（スポーツ振興課）【再掲】	静岡県及び静岡市との共催により静岡県障害者スポーツ大会を開催します。
3. 全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣（スポーツ振興課）	全国障害者スポーツ大会に浜松市選手団を派遣します。
4. 浜松市発達医療総合福祉センター体育館・プールの一般開放（障害保健福祉課）	発達医療総合福祉センターの体育館とプールの一般開放及び障がい者団体への貸し出しを行います。

② 文化活動への支援

取り組み	内容
1. 市施設の使用料の減免（障害保健福祉課）【再掲】	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び認定障がい者団体に対し、社会参加促進のため市の関係施設の使用料等の軽減を行います。
2. 生涯学習事業参加機会の提供（創造都市・文化振興課）【再掲】	生涯学習関連施設（協働センターや文化センター等）における講座・事業への参加機会を提供します。

取り組み	内容
3. 障害者週間キャンペーンの実施（障害保健福祉課）【再掲】	障害者週間（12月3日～9日）に市庁舎への懸垂幕の掲出や、障がいのある人による作品展の開催により、広く市民に対して正しい理解や認識を深めることを目的とした啓発を行います。

③ 余暇活動の充実

取り組み	内容
1. 移動支援事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】	屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加等を促すため、外出支援を行います。
2. リフト付福祉バスの貸出（障害保健福祉課）【再掲】	歩行困難な下肢に障がいのある人の社会参加を促進し、地域における福祉活動を推進するために、リフトバス運行ボランティア連絡協議会との協働により、リフトバスを貸し出します。
3. 福祉有償運送事業の実施（福祉総務課）【再掲】	NPOや社会福祉法人等が、障がいのある人や高齢者等、公共交通機関を利用することが困難な人を対象にドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行います。
4. バス・タクシー券等の交付（障害保健福祉課）【再掲】	障がいのある人の外出支援を促進するため、手帳所持者にバス・タクシー券等を交付します。
5. リフト付福祉タクシーの運賃助成（障害保健福祉課）【再掲】	身体障害者手帳を所有し、電動車いすを使用している人がリフト付福祉タクシーを利用する場合、運賃の一部を助成します。
6. 視覚障害者等への外出応援事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】	障がいのある人の外出支援をより一層促進するため、身体障害者手帳を所有し、視覚障害もしくは肢体不自由の当該等級の人にタクシー券を交付します。
7. 障害者施設通所支援事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】	訓練施設等に通所しているサービス利用者が公共交通機関を利用して通所する場合、その交通費の一部を助成します。
8. 自動車改造助成事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】	身体障がいのある人の自立更生を支援するため、当該障がいのある人が運転するために必要な自動車の改造に対し補助金を交付します。
9. 地域活動支援センター事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】	障がいのある人の創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進を行います。

第2部 第7期障がい福祉実施計画

第3期障がい児福祉実施計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

「第7期浜松市障がい福祉実施計画・第3期浜松市障がい児福祉実施計画」（以下「本計画」）は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18（2006）年厚生労働省告示第395号：令和5（2023）年5月19日改定）（以下「基本指針」）に則し策定するものです。

本計画では、障がいのある人の地域生活を支援するための障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援）を提供するための体制確保が計画的に図れるようにすることを目的とします。

なお、第7期浜松市障がい福祉実施計画と第3期浜松市障がい児福祉実施計画は一体のものとして策定いたします。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

なお、本計画は、第4次浜松市障がい者計画の分野別施策「2生活支援」に関する部分の実施計画として位置付けます。

3 計画期間

本計画の計画期間は、基本指針を踏まえ、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

4 計画で定める項目

本計画は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が計画的に提供されるよう、基本指針に即して次の7つの成果目標を設定するとともに、計画期間の3年間における各サービス等の見込量を定めます。

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活支援の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥相談支援体制の充実・強化等
- ⑦障害福祉サービス等の質を向上するための取り組みに係る体制の構築

5 計画の基本理念

本計画は、第4次浜松市障がい者計画の基本理念「誰もが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らすことができるまち」を踏まえ、同一の理念とします。

6 計画の推進体制

(1) 策定体制

本計画は、施策推進協議会、障がい者自立支援協議会に意見を伺い、策定しました。

また、地域のニーズを把握し、その実態を踏まえたうえで計画を作成する必要があることから、障害福祉サービス等利用者へのアンケート調査や障害福祉サービス等事業所への訪問調査、パブリック・コメント⁴⁷を実施し、市民の皆様にご意見をいただきました。

(2) 評価体制

本計画に定める事項について、PDCAサイクルにより、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講じます。

また、PDCAサイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況等について、施策推進協議会、障がい者自立支援協議会から点検・評価を受けるとともに、その結果について浜松市ホームページ等で公表します。

⁴⁷ パブリック・コメント：行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

7 第6期浜松市障がい福祉実施計画及び

第2期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況

(1) 成果目標（障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標）に対する実績

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5（2023）年度末までに、入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数の累計を目標値として設定し、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度までの地域移行者数は49人となりました。

項目	実績		目標
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
入所施設からの地域移行	22人	27人	累計で45人
施設入所者数	665人	675人	令和5年度までに639人
・施設入所者の高齢化や重度化が進んでおり、重度の障がいのある人の地域移行の推進に向けて支援体制の検討を進めます			

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無にかかわらず、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができ体制づくりを進めるために、令和2（2020）年度に「浜松市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会」を設置し、関係領域の協議の場として代表者会議を年2回、実務者レベルの企画会議と各ワーキンググループを月1回開催することにより、保健、医療、福祉の職員が参加する研修会を開催し、日常的な連携が強化されました。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人が安心して地域で生活できる体制を整備するために、国の方針である地域生活支援拠点等の確保及び運用状況の検証・検討回数、緊急時における連絡体制の整備、障がいのある人の将来を見据えた適切な生活の場への移行支援、様々な社会資源の連携体制構築、専門的な人材育成等を目標としました。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

令和5（2023）年度中に一般就労に移行する人数を219人とし、就労支援施設等から一般就労への移行を推進しました。

項目	実績		目標
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
一般就労移行者数	176人	179人	219人
うち就労移行支援事業利用者	144人	154人	164人
うち就労継続支援A型事業利用者	13人	18人	30人
うち就労継続支援B型事業利用者	12人	7人	25人
就労定着支援事業利用者数	47人	55人	154人
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	16事業所のうち 10事業所 (62.5%)	16事業所のうち 10事業所 (62.5%)	21事業所のうち 17事業所 (80.9%)
<p>・令和4年度実績が179人となっています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による求人数の減少や実習等の就職活動の機会の減少が原因と考えられます。</p>			

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援の充実を図りました。

項目	実績		目標
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
児童発達支援センター	5事業所	5事業所	設置
希望する児童が保育所等訪問支援を利用できる体制	15事業所	16事業所	維持
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	8事業所	8事業所	確保
医療的ケア児等支援協議会	設置		設置
医療的ケア児等コーディネーター	配置		配置
<p>・医療的ケア児等支援協議会において、医療的ケア児等とその家族が直面する地域全体の課題の対応策の検討を行いました。そこで課題となっていた災害時支援については、医療的ケア児等災害ワーキングを立ち上げ、災害時の対応について検討しました。</p> <p>・また、令和3年度より配置している医療的ケア児等コーディネーターとの連携により、医療的ケア児等の地域支援体制の整備を図りました。</p>			

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援体制を強化するため、障がい者基幹相談支援センターの継続設置及び機能強化を目標としました。基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談対応や地域の相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化を継続して実施していくとともに、契約更新に向けて相談体制の見直しを行い、より効果的な相談支援体制の構築を進めていきます。

項目	実績		目標
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
基幹相談支援センターによる専門的な指導・助言回数	633件	531件	800件
相談支援事業者人材育成件数	87件	76件	25件
地域相談との連携強化の取り組み回数	222回	257回	200回

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制の構築

厚生労働省が実施する自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とした障害福祉関係指導監督従事職員向け講座に参加し、障害福祉サービスの理解を深めました。

また、請求審査に関する他市町村との意見交換会や静岡県、静岡市と障害福祉事業者指導連絡会を開催し、指導監査結果の共有などにより指導監査の質の向上等に努めました。

引き続き障害福祉サービス等の質の向上のため、国等が実施する研修や講座への参加や関係自治体との情報共有などの取り組みを実施します。

(2) 福祉サービスの見込量に対する実績

① 障害福祉サービス

	単位	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		
		見込	実績	見込	実績	実績率
訪問系サービス						
居宅介護	人	854	875	895	938	104.8%
重度訪問介護	人	72	44	90	49	54.4%
同行援護	人	113	119	113	130	115.0%
行動援護	人	12	13	13	17	130.8%
日中活動系サービス						
生活介護	人	1,640	1,613	1,683	1,648	97.9%
自立訓練（機能訓練）	人	50	37	58	36	62.1%
自立訓練（生活訓練）	人	93	77	93	94	101.1%
就労移行支援	人	341	321	368	327	88.9%
就労継続支援（A型）	人	552	612	571	687	120.3%
就労継続支援（B型）	人	1,353	1,384	1,400	1,401	100.1%
就労定着支援	人	150	139	175	153	87.4%
療養介護	人	118	107	130	107	82.3%
短期入所（福祉型、医療型）	人	544	375	549	462	84.2%
居住系サービス						
自立生活援助	人	27	1	27	1	3.7%
共同生活援助	人	589	592	662	706	106.6%
宿泊型自立訓練	人	46	28	54	31	57.4%
施設入所支援	人	639	665	639	675	105.6%
相談支援						
計画相談支援	人	5,494	5,708	5,708	5,999	105.1%
地域移行支援	人	21	7	21	4	19.0%
地域定着支援	人	130	112	145	99	68.3%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスの利用者数は増加傾向にあります。 ・ 訪問系サービスでは、重度訪問介護において実績が見込みを大きく下回っていますが、利用者数は増加しました。 ・ 日中活動系サービスは、おおむね見込みのとおり推移しました。 ・ 居住系サービスでは、昨年に引き続き共同生活援助の整備が進んだことから利用者数が大幅に増加しました。 						

② 地域生活支援事業

	単位	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		
		見込	実績	見込	実績	実績率
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	100.0%
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	100.0%
相談支援事業	相談件数	30,630	39,664	31,164	38,021	122.0%
基幹相談支援センター	か所数	1	1	1	1	100.0%
成年後見制度利用支援事業						
市長申し立て	利用件数	13	6	15	4	26.7%
報酬費助成	利用件数	85	80	95	91	95.8%
成年後見制度法人貢献支援事業	実施有無	有	有	有	有	100.0%
意思疎通支援事業						
手話通訳者派遣事業	派遣件数	1,300	1,025	1,300	1,052	80.9%
要約筆記者派遣事業	派遣件数	80	32	80	47	58.8%
日常生活用具給付等事業						
日常生活用具給付等事業 計	給付件数	17,738	16,769	18,123	16,861	93.0%
介護・訓練支援用具	給付件数	65	40	70	45	64.3%
自立生活支援用具	給付件数	94	75	98	78	79.6%
在宅療養等支援用具	給付件数	132	140	138	93	67.4%
情報・意思疎通支援用具	給付件数	818	691	892	702	78.7%
排せつ管理支援用具	給付件数	16,612	15,800	16,907	15,924	94.2%
居宅生活動作補助用具	給付件数	17	23	18	19	105.6%
奉仕員養成研修事業						
手話奉仕員養成講座	修了者数	60	1	60	82	75.0%
要約筆記者養成講座	修了者数	10	8	10	3	30.0%
移動支援事業	利用者数	400	329	430	353	82.1%
地域活動支援センター	か所数	7	6	7	6	85.7%
発達障害者支援センター運営事業	か所数	1	1	1	1	100.0%
障害児療育支援事業	か所数	1	1	1	1	100.0%
意思疎通支援者養成研修事業						
手話・通訳	修了者数	25	19	27	21	77.8%
盲ろう	実施有無	有	有	有	有	100.0%
失語症	修了者数	7	2	7	2	28.6%
意思疎通支援者派遣事業						
手話・通訳	利用件数	28	4	28	8	28.6%
盲ろう	利用件数	896	529	896	365	40.7%

	単位	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		
		見込	実績	見込	実績	実績率
発達障害者支援地域協議会	開催数	2	2	2	2	100.0%
日中一時支援事業	利用者数	592	528	586	539	92.0%
社会参加促進事業						
スポーツ・レクリエーション	実施回数	1	0	1	0	0%
芸術・文化	実施回数	3	0	3	2	66.6%
点字・声の広報	実施回数	140	190	140	190	135.7%
<ul style="list-style-type: none"> ・多くのサービスでおおむね計画どおりの実績となっています。 ・相談支援事業では、地域におけるきめ細かな相談対応を実施できています。 						

③ 児童福祉法に規定するサービス

	単位	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		
		見込	実績	見込	実績	実績率
障害児通所支援						
児童発達支援	人	1,249	1,332	1,307	1,460	111.7%
放課後等デイサービス	人	2,285	1,993	2,469	2,069	83.8%
保育所等訪問支援（年度合計）	人	835	839	854	962	112.6%
居宅訪問型児童発達支援	人	6	2	6	3	50.0%
障害児入所支援						
福祉型	人	46	40	46	46	100.0%
医療型	人	26	23	26	16	61.5%
障害児相談支援	人	4,380	4,317	4,717	4,776	101.3%
医療的ケア児等コーディネーター	配置有無	有	有	有	有	100.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援の利用者数は増加傾向にあります。 ・放課後等デイサービス事業所は、実績が見込みを下回っていますが、利用者数は増加しています。 						

第2章 令和8年度の成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に則し、浜松市障がい福祉に関するアンケート調査の結果や第5期計画の進捗状況を踏まえて目標値を設定し、障がいのある人の自立と社会参加を推進します。

1 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

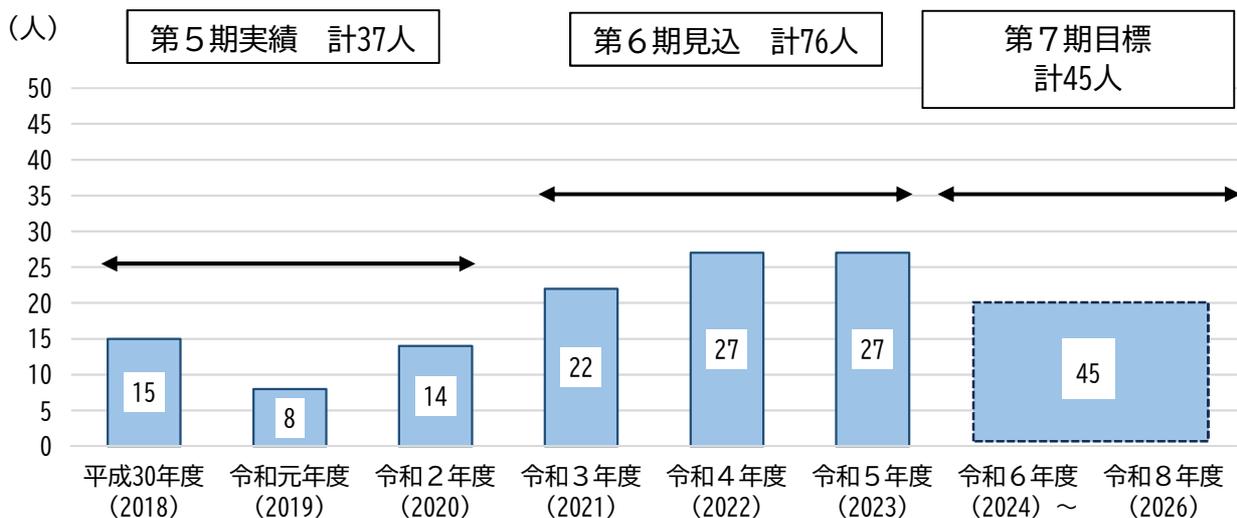
- ・令和8年度末時点で令和4年度末施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- ・令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

【本市の目標値の考え方と取り組み】

- ◆本人が希望する地域で安心して暮らすことができる、地域生活への移行を推進します。
- ◆令和8（2026）年度末までに、施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行する人数を目標値として設定します。

- ・令和8（2026）年度末までに、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数 675 人のうち、45 人（令和4年度末施設入所者数の6.6%）が地域生活へ移行するものとします。
- ・施設入所者の地域生活への移行目標に合わせ、施設入所者数の削減目標も求められていますが、施設入所待機者数をかんがみ、施設入所者数の削減は行いません。
- ・重度の障がいのある人の地域移行を推進するため、支援者が学ぶ機会を検討するなど、地域生活へ移行しやすくする取り組みを行います。
- ・地域移行の受け皿となるグループホームの整備について、事業者に働きかけをします。

【施設入所者の地域生活への移行の実績と見込】



【施設入所者の地域生活への移行の目標】

項目	目標	備考
基準値（令和4年度入所者数）	675人	
入所施設からの地域移行	45人	令和8年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
令和8年度末の入所者数	675人	令和8年度末の入所者数
施設入所者削減数	0人	令和4年度末時点（675人）からの入所者数削減見込数

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備に向けて、精神障がいのある人や精神保健（メンタルヘルス）上の課題を抱えた人等の日常生活圏域を基本として、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。
- ・取り組みの趣旨を踏まえ、それぞれの目標値を設定する。

項目	数値
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325日以上
精神病床における令和8年（2026）年度の入院後3か月時点の退院率	68.9%以上
精神病床における令和8年（2026）年度の入院後6か月時点の退院率	84.5%以上
精神病床における令和8年（2026）年度の入院後1年時点の退院率	91.0%以上
精神病床における令和8年（2026）年度末の1年以上長期入院者数	国の推計式により設定

【本市の目標値の考え方と取り組み】

◆精神障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるよう、保健、医療、福祉などの支援者の連携による支援体制づくりに取り組みます。

・精神障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

<精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進連絡会>

項目		実績目標					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数		2回	2回	2回	2回	2回	2回
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	保健	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	医療（精神科）	4人	4人	4人	4人	4人	4人
	医療（精神科以外）	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	福祉	4人	4人	4人	4人	4人	4人
	介護	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	当事者	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	家族	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	その他（学識経験者）	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	その他（必要と認める者）※	2人	3人	3人	3人	3人	3人

※ 地域の精神保健、医療、福祉に精通した専門職

3 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。
- ・令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【本市の目標値の考え方と取り組み】

◆障がいのある人が安心して地域で生活できる体制を整備します。

- ・地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制を構築します。
- ・相談支援事業所と障がい者相談支援センターとの連携により、緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制を整備します。
- ・地域生活支援拠点等検証委員会において、支援の実績等を踏まえた検証及び検討を行います。
- ・強度行動障害を有する者への支援体制として、障がい者自立支援協議会に強度行動障害支援ワーキングを設置し、実態調査や支援体制の検討を行います。

【地域生活支援の充実の目標】

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
コーディネーターの配置人数	5人	5人	5人
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施回数	2回	2回	2回

4 福祉施設から一般就労への移行等

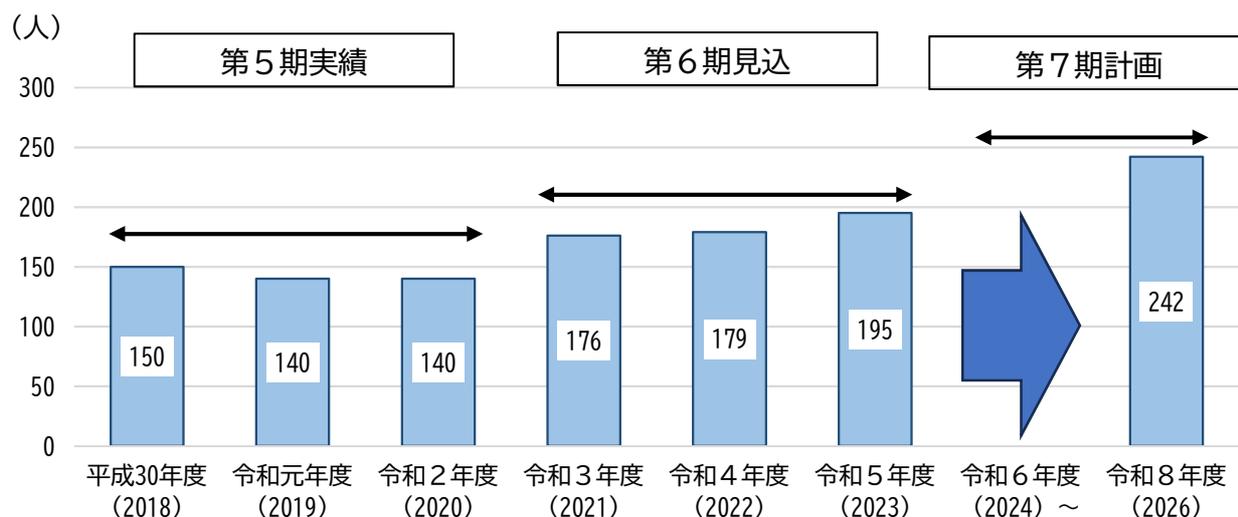
【国の基本指針】

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・各事業の趣旨を踏まえ、それぞれの目標値を設定する。
 - ・就労移行支援については、令和3年度実績の1.31倍以上
 - ・就労継続支援A型は令和3年度実績の1.29倍以上
 - ・就労継続支援B型は令和3年度実績の1.28倍以上
 - ・就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の実績の1.41倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を就労移行支援事業所全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【本市の目標値の考え方と取り組み】

- ◆自立支援の観点から、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、就労支援施設等から一般就労への移行を推進します。
 - ◆福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8（2026）年度中に就労支援施設等から一般就労へ移行する人の数を目標値として設定します。
 - ◆一般就労へ移行後の就労定着を図るため、就労定着支援事業の利用を促進します。
-
- ・企業を対象とした障害者雇用支援セミナーや障害者雇用を検討又は実施しようとしている企業が円滑な障害者雇用を実現するための企業伴走型障害者雇用推進事業の実施により障害者雇用の促進を図ります。
 - ・障害者雇用における法定雇用率が令和6（2024）年4月以降段階的に引き上げられます。民間企業の法定雇用率は令和6（2024）年4月に2.5%、令和8（2026）年7月に2.7%に引き上げられます。また、障がいのある人を雇用しなければならない対象事業主の範囲は、令和6（2024）年4月に40.0人以上、令和8（2026）年7月に37.5人以上になります。その他、障害者雇用における算定方法の変更や障害者雇用のための事業主支援強化などにより、企業の雇用意欲は引き続き強まるものと推測されます。

【就労支援施設等から一般就労への移行の実績と目標】



【就労支援施設等から一般就労への移行等の目標】

項目	目標 令和8年度 (2026)	備考
一般就労への移行者数	242人	令和3年度実績 (176人) の1.37倍
うち就労移行支援利用者	189人	令和3年度実績 (144人) の1.31倍
うち就労継続支援A型利用者	27人	令和3年度実績 (13人) の2.07倍
うち就労継続支援B型利用者	26人	令和3年度実績 (12人) の2.16倍
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	13事業所	一般就労移行率が5割以上の一般就労移行支援事業所が全体の5割
就労定着支援事業の利用者数	67人	令和3年度末実績 (47人) の1.42倍
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	28%	

5 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

令和8年度末までに

- ・ 児童発達支援センターを1か所以上設置する。
- ・ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン⁴⁸）の推進体制を構築する。
- ・ 難聴児支援の中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につながる連携体制の構築に向けた取り組みを進めることを基本とする。
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を1か所以上設置する。
- ・ 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。
- ・ 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

【本市の目標値の考え方と取り組み】

- ◆障がいのあるこどもが身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援等の充実を図っていきます。
- ◆各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要であり、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、体制を整備していきます。
- ・ 児童発達支援センターを継続して設置します。
- ・ 新生児聴覚検査から療育につながるため、聴覚検査の結果を担当保健師と情報共有し、保健師による指導援助等を行います。
- ・ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保を維持します。
- ・ 医療的ケア児等の支援について関係機関の連携を図るため、医療的ケア児等支援協議会を継続して設置します。
- ・ 医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の調整を行う医療的ケア児等コーディネーターを引き続き配置します。
- ・ 医療的ケア児や重症心身障害児が適切な支援を受けられるよう、情報の提供や助言その他の支援を行う医療的ケア児等相談支援センターを運営します。
- ・ 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置します。

48 インクルージョン：包み込むという意味で、障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の中で生活し、そのニーズに応じた地域生活支援を受けられるようにしていくこと。

6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが国の示す地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【本市の目標値の考え方と取り組み】

◆地域の相談支援体制を強化するため、総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。

- ・相談支援体制の強化・充実を図るため障がい者基幹相談支援センターを継続して設置します。
- ・障がい者基幹相談支援センターが、総合的・専門的な相談対応や地域の相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化の役割を担います。
- ・障がい者自立支援協議会において、個別事例で共同支援を実施しても解決できない地域課題について検討し、必要な社会資源の改善等につなげます。

【相談支援体制の充実・強化等の目標】

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	550件	550件	550件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	80件	80件	80件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	250回	250回	250回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	7回	7回	7回
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	28回	28回	28回
相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関数	140	140	140
協議会の専門部会の設置数	3	3	3
協議会の専門部会の実施回数	6回	6回	6回

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、国の示す障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【本市の目標値の考え方と取り組み】

◆障害福祉サービス等利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行う体制を構築します。

- ・障害福祉サービス等に係る研修に市担当職員が参加し、障害福祉サービスの理解を深めます。
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による請求に関する審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有することで、課題解決等についての情報交換を行う体制を構築します。
- ・障害福祉サービス等事業所に対する指導監査を適正に実施し、その結果を関係自治体と共有し、課題解決等の情報交換を行うことでサービスの質の向上を図ります。

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築の目標】

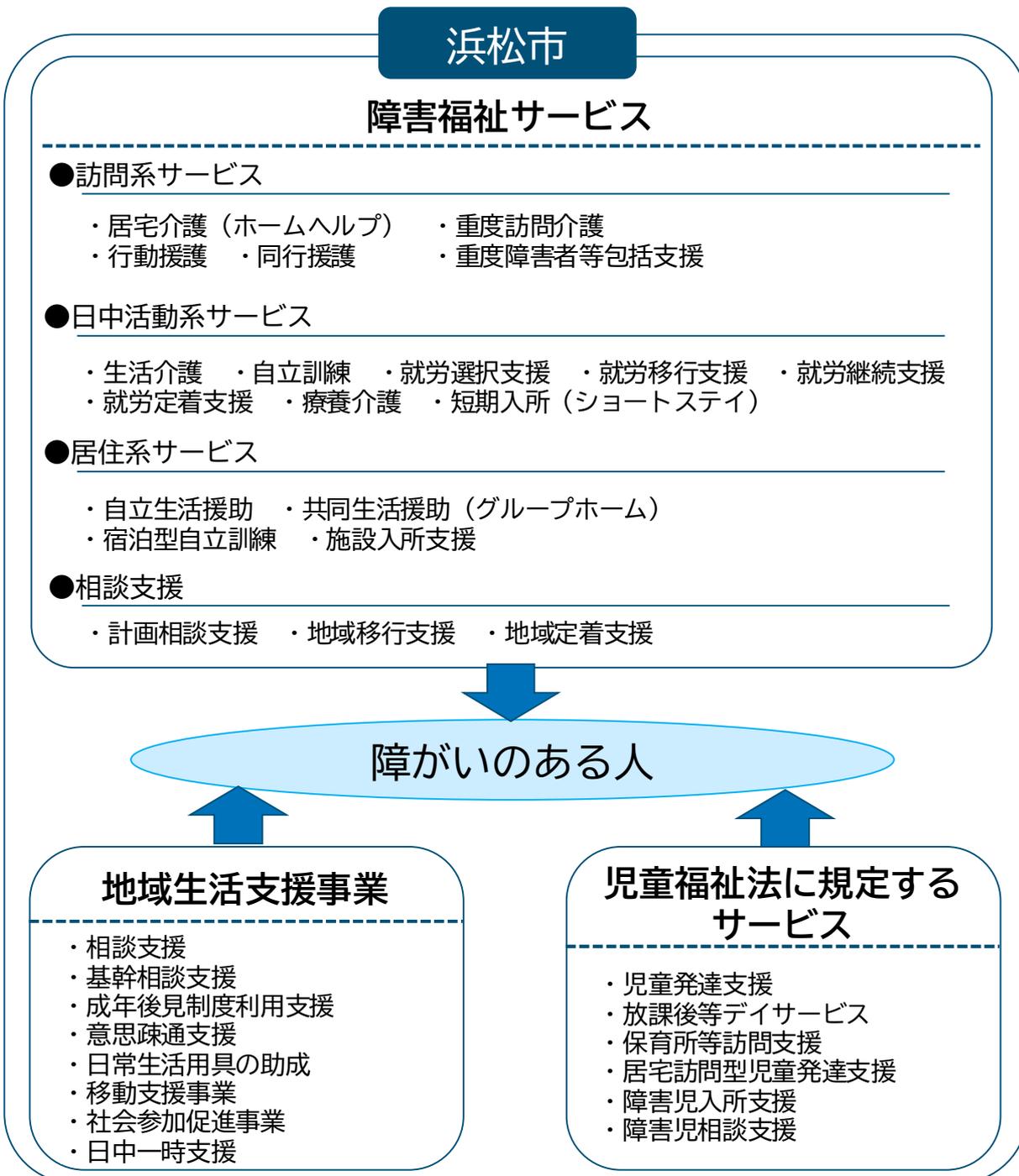
項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の市町村職員参加人数			
相談支援従事者初任研修	8人	8人	8人
障害支援区分認定調査員研修	14人	14人	14人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を事業所や関係自治体と共有する回数	2回	2回	2回
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業所に対する指導監査の結果を関係値地帯と共有する回数	2回	2回	2回

第3章 福祉サービスの見込量

基本理念等を念頭に置き、住み慣れた地域での暮らしを送ることができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業、児童福祉法に規定するサービス等により総合的にサポートします。

本計画において、サービス見込量を計画するとともに、下記により見込量確保に努めます。

- ・事業者への情報提供や事業者間の連携強化を図り、円滑なサービス提供を推進します。
- ・事業実施の意向を有する事業者の把握に努め、事業者の参入を促進します。



《第7期障がい福祉実施計画》

1 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、グループホームや施設に入所して利用できる「居住系サービス」、「相談支援」に分けられます。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅者を対象としたサービスで、介護を担う家族支援のためのサービスとしても利用されています。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者や、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援まで総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時の移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者数	875	938	992	1,050	1,111	1,175
	時間/月	12,696	14,010	14,664	15,513	16,411	17,361
重度訪問介護	利用者数	44	49	58	68	81	95
	時間/月	10,984	14,062	15,377	18,151	21,420	25,276
同行援護	利用者数	119	130	133	137	140	144
	時間/月	1,581	1,874	1,803	1,850	1,898	1,948
行動援護	利用者数	13	17	20	24	28	34
	時間/月	111	138	189	224	265	315
計	利用者数	1,051	1,134	1,203	1,279	1,360	1,448

【見込量の考え方】

- ・すでに利用している者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、第6期計画中的実績を踏まえ利用者数及び利用時間を見込みます。
- ・重度障害者等包括支援は、現在指定事業所がないことから利用実績がありませんが、実態把握や事業所の指定に向けて取り組みます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは昼間の活動場所となるとともに、自立した生活を送るための訓練や支援の場です。障がいの程度や個別の利用ニーズに応じたサービスを提供しています。

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事などの介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。

② 自立訓練（機能訓練）

障害者支援施設等又は自宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを通して身体機能又は生活能力の維持、向上等の訓練を行うとともに、生活の支援等を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

障害者支援施設等又は自宅を訪問して行う入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談及び助言その他の必要な支援等を行います。

④ 就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

⑤ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑥ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結んだうえで、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑦ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑧ 就労定着支援

障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や雇用に伴い生じる課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

具体的には、企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
生活介護	利用者数	1,613	1,648	1,683	1,719	1,756	1,794
	日数/月	32,217	33,189	34,149	34,880	35,626	36,389
自立訓練（機能訓練）	利用者数	37	36	42	49	56	65
	日数/月	319	336	360	418	485	563
自立訓練（生活訓練）	利用者数	77	94	85	85	85	85
	日数/月	1,052	1,200	1,141	1,141	1,141	1,141
精神障害者利用分	利用者数	63	68	61	61	61	61
	日数/月	822	876	876	876	876	876
就労選択支援	利用者数					12	12
	日数/月					168	168
就労移行支援	利用者数	321	327	349	372	396	423
	日数/月	5,747	5,608	6,110	6,515	6,947	7,408
就労継続支援（A型）	利用者数	612	687	709	731	754	778
	日数/月	12,414	13,835	14,441	14,865	15,334	15,818
就労継続支援（B型）	利用者数	1,384	1,401	1,441	1,483	1,525	1,569
	日数/月	25,621	26,188	27,243	28,028	28,832	29,661
就労定着支援	利用者数	139	153	163	174	186	198

【見込量の考え方】

- ・第6期計画中の各サービスの利用量の伸びや、施設入所者・精神に障がいのある入院中の人の地域生活への移行、特別支援学校の卒業生等でサービスの利用が見込まれる人の数を勘案して利用者数及び利用量を見込みます

⑨ 療養介護

医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の世話をを行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
療養介護	利用者数	107	107	113	119	125	132
【見込量の考え方】 ・第6期計画中の各サービスの利用量の伸びを踏まえ利用者数を見込みます。							

⑩ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
短期入所	利用者数	375	462	472	483	493	504
	日数/月	2,522	2,766	2,903	2,967	3,032	3,099
【見込量の考え方】 ・第6期計画の利用者数の状況や今後の介護者の緊急時等の利用希望を踏まえ、利用者数と利用日数を見込みます。							

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、居住の場の一つとなるものであり、共同生活援助（グループホーム）と専門的な支援を行う入所施設で支援を行います。

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	(2024)	(2025)	(2026)
自立生活援助	利用者数	1	1	1	2	2	2
精神障害者利用分	利用者数	1	1	1	1	1	1
【見込量の考え方】 ・施設入所者等の地域移行や入院中の精神に障がいのある人の地域生活への移行を勘案し、利用者数を見込みます。							

② 共同生活援助（グループホーム）

地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	(2024)	(2025)	(2026)
共同生活援助	利用者数	592	706	750	796	848	903
精神障害者利用分	利用者数	145	210	223	237	252	269
【見込量の考え方】 ・グループホームの定員が増加しております。 ・地域移行が促進することで利用量が増加すると見込みます。							

③ 宿泊型自立訓練

居室を提供し、一定期間、家事等の日常生活能力を向上させるための支援等を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
宿泊型自立訓練	利用者数	28	31	32	34	35	37

【見込量の考え方】

・第6期計画中の利用の実績や地域移行の促進による利用を勘案し、利用者数を見込みます。

④ 施設入所支援

介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護等の日中活動系サービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活の支援を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
施設入所支援	利用者数	665	675	675	675	675	675

【見込量の考え方】

・入所待機者が増加傾向にありますが、地域生活への移行を進め、令和4年度実績と同数を見込みます。
 ・障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができる体制整備を進めるとともに、入所待機者の解消にも取り組みます。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
計画相談支援	利用者数	5,708	5,999	6,287	6,589	6,905	7,236

【見込量の考え方】

- ・障害福祉サービス利用者が毎年度5%程度増加していることから、増加を見込みます。

② 地域移行支援

入所施設や精神科病院から地域生活への移行を希望する人に対し、住居の確保等必要な支援を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域移行支援	利用者数	7	4	4	4	4	4
精神障害者利用分	利用者数	5	3	3	3	3	3

【見込量の考え方】

- ・施設入所者等の一人暮らしへの地域移行者数、入院中の精神に障がいのある人のうち、地域生活への移行が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込みます。

③ 地域定着支援

居宅において単身により地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域定着支援	利用者数	112	99	100	100	101	102
精神障害者利用分	利用者数	89	80	80	80	81	82

【見込量の考え方】

- ・第6期計画中的実績や精神に障がいのある人のうち、地域生活への移行が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込みます。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に、地域で生活する障がいのある人のニーズに応じて、市の創意工夫により実施する事業です。障がいのある人の地域における生活を支える様々な事業を行います。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等や障がい特性等について地域住民の理解を深めるために研修や啓発活動を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	(2024)	(2025)	(2026)
理解促進研修・ 啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

【実施に関する考え方】

・障がいに関する理解啓発を図る事業を引き続き実施します。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した社会生活等を営むことができるようにするため、障がい者団体等の自発的な取り組みに対して支援を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	(2024)	(2025)	(2026)
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

【実施に関する考え方】

・障がい者団体の活動に対し、引き続き支援を行います。

③ 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活を営むため、障がいのある人とその家族の相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
基幹相談支援センター	設置数 (か所)	1	1	1	1	1	1
相談支援事業	設置数 (か所)	6	6	6	7	7	7
	相談件数	39,664	38,021	36,643	37,083	37,528	37,978

【見込量の考え方】

- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、引き続き障がい者基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の強化を図ります。
- ・障がい者相談支援センターにおいて必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業(市長申し立て、報酬費助成)

成年後見制度を利用することが必要であると見込まれる知的又は精神に障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
市長申し立て	件数	6	4	10	10	10	10
報酬費助成	件数	80	91	91	92	98	104

【見込量の考え方】

- ・(市長申し立て)身寄りがなく、成年後見制度の利用が難しい人に市長申し立てにより制度利用につなげ、権利擁護を図ります。
- ・(報酬費助成)成年後見制度を利用している人が、生活困窮等により後見人等への報酬の支払いが難しい場合に報酬費助成を行います。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
成年後見制度 法人後見支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
【実施に関する考え方】							
・法人後見の支援を引き続き実施します。							

⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
手話通訳者	派遣人数	1,025	1,052	1,100	1,200	1,200	1,200
要約筆記者	派遣人数	32	47	50	60	60	60
【見込量の考え方】							
・聴覚に障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。							

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人等に対し、日常生活を支援する用具を給付します。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
介護・訓練支援用具	給付件数	40	45	40	45	45	45
自立生活支援用具	給付件数	75	78	67	75	79	83
在宅療養等支援用具	給付件数	140	93	108	112	116	120
情報・意思疎通 支援用具	給付件数	691	702	760	775	790	805
排せつ管理支援用具	給付件数	15,800	15,924	16,019	16,307	16,595	16,883
居宅生活動作補助用具	給付件数	23	19	15	22	22	22
合計	給付件数	16,769	16,861	17,009	17,336	17,647	17,958

【見込量の考え方】

・日常生活用具の適切な給付を受けられるよう、第6期計画の実績を踏まえ、利用件数を見込みます。

⑧ 奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう手話の技術を習得した者を養成します。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
手話奉仕員養成講座	修了者数	1	82	60	60	60	60
要約筆記者養成講座	修了者数	8	3	3	5	5	5

【見込量の考え方】

・聴覚に障がいのある人とのコミュニケーションを確保するため、手話奉仕員養成講座や要約筆記者養成講座を開講します。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等の社会参加を促すため外出のための支援を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
移動支援事業	利用者数	335	353	373	395	417	440
	時間/月	2,319	2,386	2,470	2,555	2,630	2,705
【見込量の考え方】 ・安定したサービスが供給できるよう、人材の確保やサービスの質の向上に努めます。							

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人等の地域生活支援の促進を図るため、創作的活動や生産活動の機会を提供する場を設けます。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域活動支援センター 機能強化事業	設置数 (か所)	6	6	6	7	7	7
	利用者数	14,165	14,299	14,442	15,642	16,842	16,842
【見込量の考え方】 ・障がいのある人の社会参加が促進されるよう、努めます。							

⑪-1 専門性の高い相談支援事業（発達障害者支援センター運営事業）

専門性の高い発達障がいに関する相談に応じ、障がいのある人等が自立した生活を営むことができるようにします。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)			
発達障害者 支援センター	設置数 (か所)	1	1	1	1	1	1
	相談支援件 数	5,409	5,357	5,100	5,100	5,100	5,100
	関係機関へ の助言回数	976	990	800	800	800	800
ペアレントトレー ニングやペアレン トプログラム等の 支援プログラム	受講者数	36	33	40	40	40	40
	実施者数	2	2	2	2	2	2

【見込量の考え方】

- ・発達相談支援センターを継続して設置し、発達障害者支援専門機関として相談に応じるほか、支援者育成や研修会の開催等により発達障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう努めます。
- ・保護者がこどもの個性に合った子育てをサポートするプログラムを実施します。また、保育士、幼稚園教諭等が、発達障がいのある（疑いのある）子どもやその保護者に対し、適切な支援ができるよう研修を実施します。

⑪-2 専門性の高い相談支援事業（障害児療育支援事業）

在宅の障がいのある人の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図ります。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障害児療育支援事業所	設置数 (か所)	1	1	1	1	1	1
【実施に関する考え方】							
・身体障がい児、知的障がい児、重度心身障害児の地域生活を支えるための療育指導を行います。							

⑫ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（手話・要約、盲ろう、失語症）

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成することで、聴覚、言語機能、音声機能等に障がいのある人の意思疎通を図ります。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
手話・要約	修了者数	19	21	23	25	27	29
盲ろう	修了者数	実施	実施	実施	実施	実施	実施
失語症	修了者数	2	2	2	4	4	4
【見込量の考え方】 ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を県と共に養成します。							

⑬ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（手話・要約、盲ろう）

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備し、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人等が自立した生活を行うことができるよう努めます。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
手話・要約	利用件数	4	8	10	15	15	15
盲ろう	利用件数	529	365	400	450	450	450
【見込量の考え方】 ・会議、研修会、講演会等への手話通訳者・要約筆記者の派遣や、専門性の高い盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を県とともに進めます。							

⑭ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

発達障がいのある人への支援体制を整備するため、協議の場を設置し、発達障がいのある人への支援体制の充実を図ります。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
発達障害者支援 地域協議会	開催数	2	2	2	2	2	2

【実施に関する考え方】

- ・発達障がいのある人への支援の推進体制や地域の実情に応じた体制の整備など、発達障がいのある人を支援する施策を円滑に推進するため、発達障害者支援地域協議会を継続して開催します。

(2) 任意事業

① 移動入浴サービス事業

身体障がいのある人で家庭の入浴設備では入浴が困難な人について、移動入浴車が家庭を訪問し、自宅での入浴サービスを行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
移動入浴サービス事業	利用者数	42	49	50	51	52	52
	利用回数 (年)	3,361	3,720	3,783	3,859	3,935	3,935

【見込量の考え方】

・安定したサービスが供給できるよう、事業者の確保に努めます。

② 日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
日中一時支援事業	利用者数	528	539	550	560	571	582
	時間/月	6,509	6,326	7,617	7,650	7,685	7,722

【見込量の考え方】

・対象となる方がサービスを利用できるよう事業の情報発信、周知に努めます。

② 社会参加促進事業

各種事業の実施により障がいのある人の社会参加を促進します。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	(2024)	(2025)	(2026)
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施回数	0	0	1	1	1	1
芸術・文化講座開催等事業	実施回数	0	2	2	2	2	2
点字・声の広報等発行事業	利用者数	190	190	190	190	190	190
<p>【実施に関する考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人のスポーツ大会、障害啓発イベント等の継続開催や文字による情報を得ることが難しい人への点字版、音声版の広報はままつを継続して発行します。 							

《第3期障がい児福祉実施計画》

1 児童福祉法に規定するサービス

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

就学前の発達に課題のあるこどもに対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
児童発達支援	利用児童数	1,332	1,460	1,593	1,738	1,896	2,068
	日数/月	10,934	12,719	13,773	15,026	16,393	17,884

【見込量の考え方】

- ・ニーズが高い事業であることから利用の増加を見込みます。

② 放課後等デイサービス

学校就学中の発達に課題のあるこどもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
放課後等デイサービス	利用児童数	1,993	2,069	2,152	2,238	2,328	2,422
	日数/月	24,929	26,744	27,821	28,938	30,101	31,309

【見込量の考え方】

- ・ニーズが高い事業であることから利用の増加を見込みます。

③ 保育所等訪問支援

発達に課題のあるこどもが通う幼稚園や保育所等を訪問し、他のこどもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
保育所等訪問支援	利用児童数 (年度合計)	839	962	996	1,032	1,069	1,107

【見込量の考え方】

- ・ニーズが高い事業であることから利用の増加を見込みます。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度障がい等により外出が困難な障がいのあるこどもに対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作等の指導をして発達支援を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込					
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数	2	3	4	5	5	5
	日数/月	4	6	9	10	10	10

【実施に関する考え方】

- ・重度障がいや医療的ケアを必要とする外出が困難なこどもに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を実施します。

(2) 障害児入所支援

① 福祉型障害児入所支援

障がいのあるこどもに対し、保護又は日常生活の指導、知識技能の付与を行います。

② 医療型障害児入所支援

障がいのあるこどもに対し、保護又は日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	(2024)	(2025)	(2026)
福祉型障害児入所支援	利用児童数	40	46	46	46	46	46
医療型障害児入所支援	利用児童数	23	16	26	26	26	26

【実施に関する考え方】

・障害児入所施設から地域への移行等が円滑に進むよう関係機関が連携して支援を行います。

(3) 障害児相談支援

障がいのあるこどもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

		実績			見込		
		※令和5年度は見込			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	(2024)	(2025)	(2026)
障害児相談支援	利用児童数	4,317	4,776	5,034	5,306	5,592	5,894

【見込量の考え方】

・障害児通所支援を利用するこどもが増加しているため、同程度の増加を見込みます。

資料編

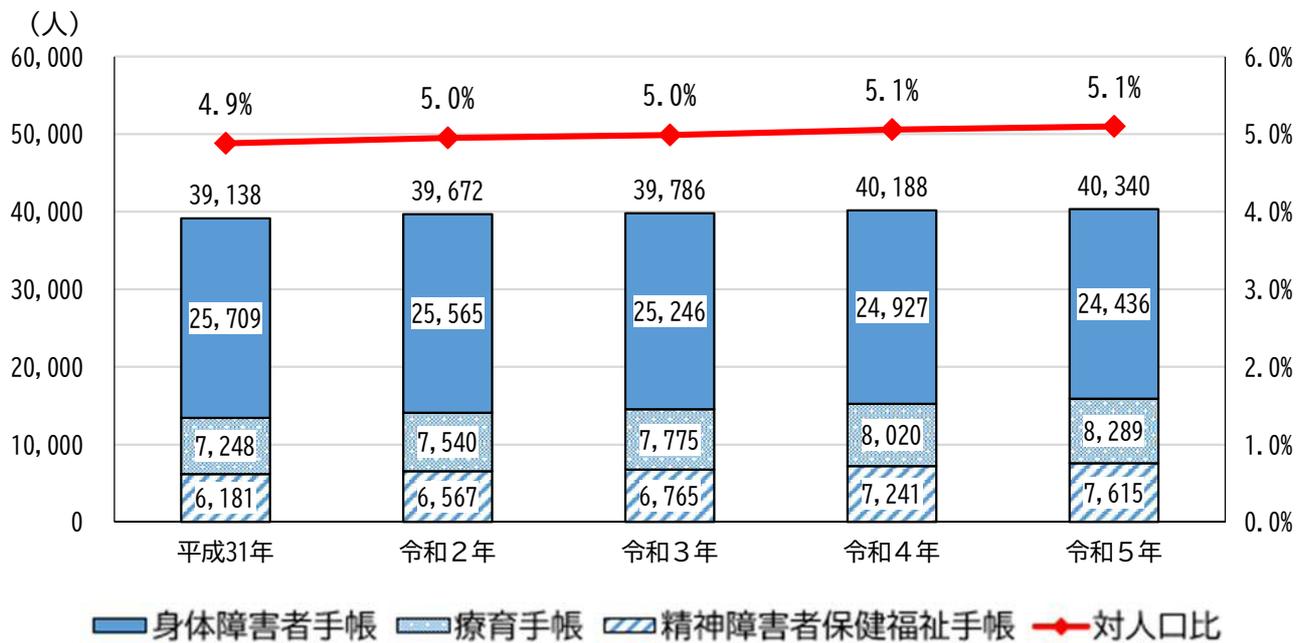
※比率(%)については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

1 障がいのある人の状況

この計画では「障がいのある人」を身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人や難病患者としています。発達障害や高次脳機能障害等、精神障害に含まれるものの障害者手帳を所持していない人や難病患者の実数の把握は困難であるため、ここでは目安として、身体障害、知的障害、精神障害の3区分の手帳所持者数による基本的な統計数値を掲載します。

浜松市の人口は減少傾向にあります。手帳所持者数は増加傾向にあります。重複して所持している人もいるため単純な合計数にはならないものの、浜松市民の約5.1%が手帳を所持していることとなります。

【障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）】



資料編

(単位：人)

	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	5か年比 (H31→R5)	前年度比 (R4→R5)
(A)手帳所持者	39,138	39,672	39,786	40,188	40,340	103.1%	100.4%
身体障害者手帳	25,709	25,565	25,246	24,927	24,436	95.0%	98.0%
療育手帳	7,248	7,540	7,775	8,020	8,289	114.4%	103.4%
精神障害者保健福祉手帳	6,181	6,567	6,765	7,241	7,615	123.2%	105.2%
(B)浜松市人口	802,728	800,870	797,938	793,606	790,580	98.5%	99.6%
(A/B)対人口比	4.9%	5.0%	5.0%	5.1%	5.1%		

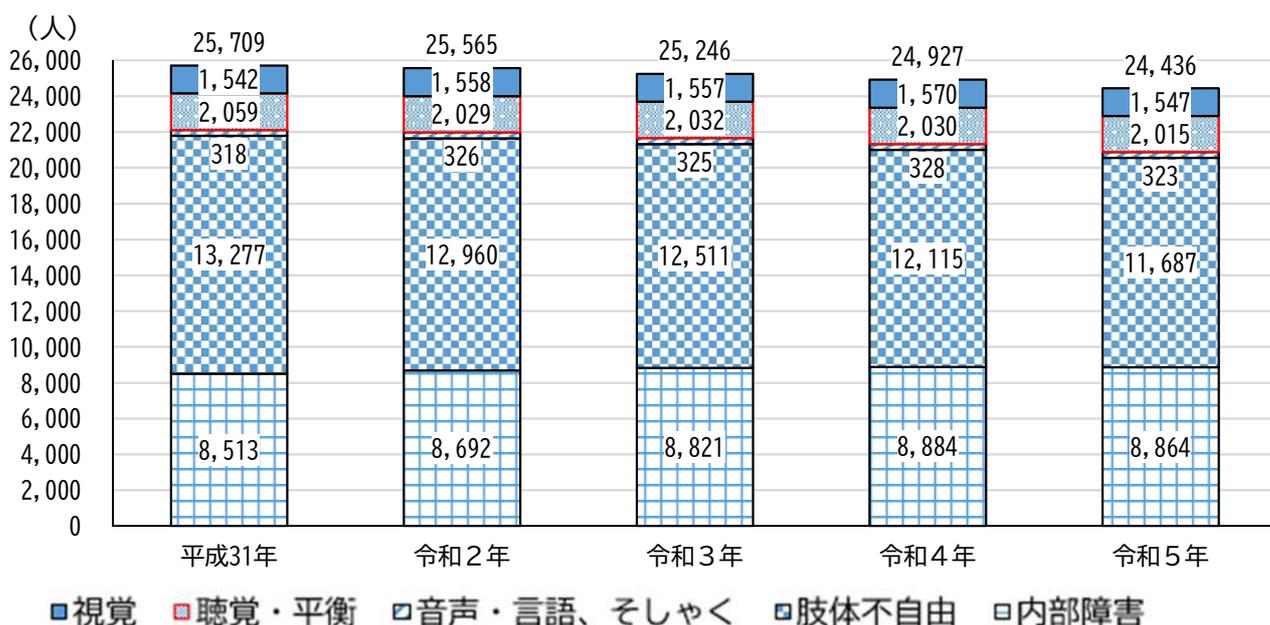
(1) 身体障害

身体障害者手帳所持者は、減少傾向にあり、令和5（2023）年4月1日現在 24,436 人となっています。

手帳所持者を障害別にみると内部障害が増加傾向にあります。また、年齢区分別にみると手帳所持者のうち65歳以上の占める割合は約72.1%（令和5（2023）年値）となっています。

① 障害別 身体障害者手帳所持者の推移

【障がい別 身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）】

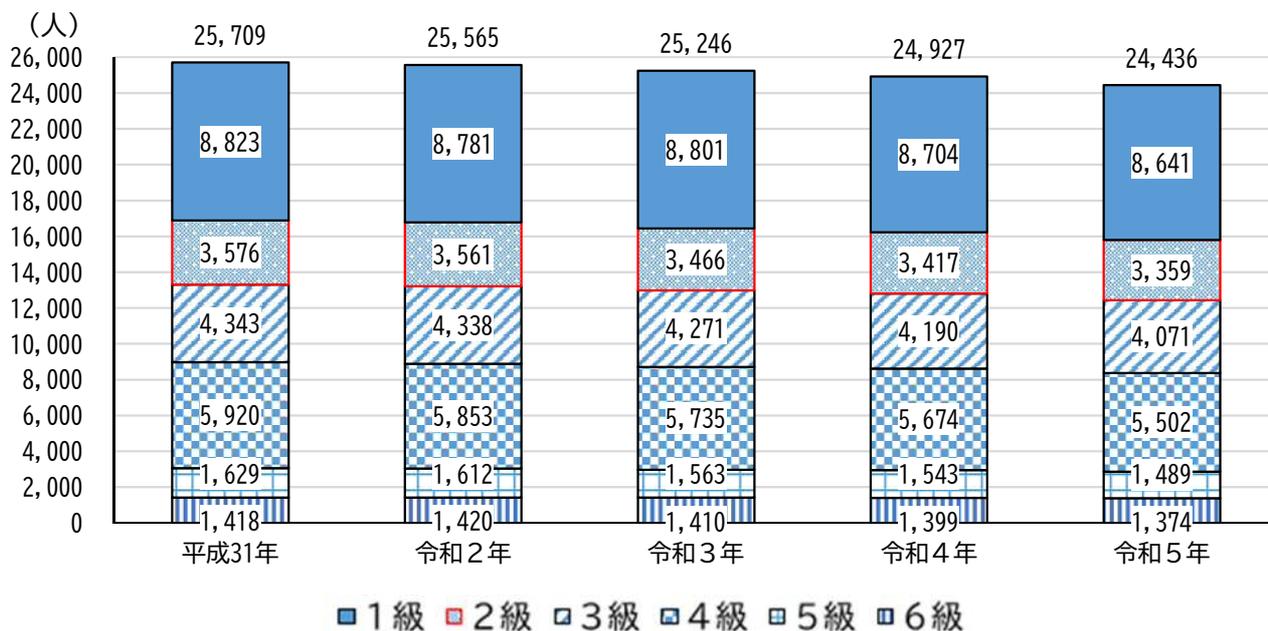


(単位：人)

	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
手帳所持者	25,709	25,565	25,246	24,927	24,436
視覚	1,542	1,558	1,557	1,570	1,547
聴覚・平衡	2,059	2,029	2,032	2,030	2,015
音声・言語、そしゃく	318	326	325	328	323
肢体不自由	13,277	12,960	12,511	12,115	11,687
内部障害	8,513	8,692	8,821	8,884	8,864
対人口比	3.2%	3.2%	3.2%	3.1%	3.1%

② 等級別 身体障害者手帳所持者の推移

【等級別 身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）】

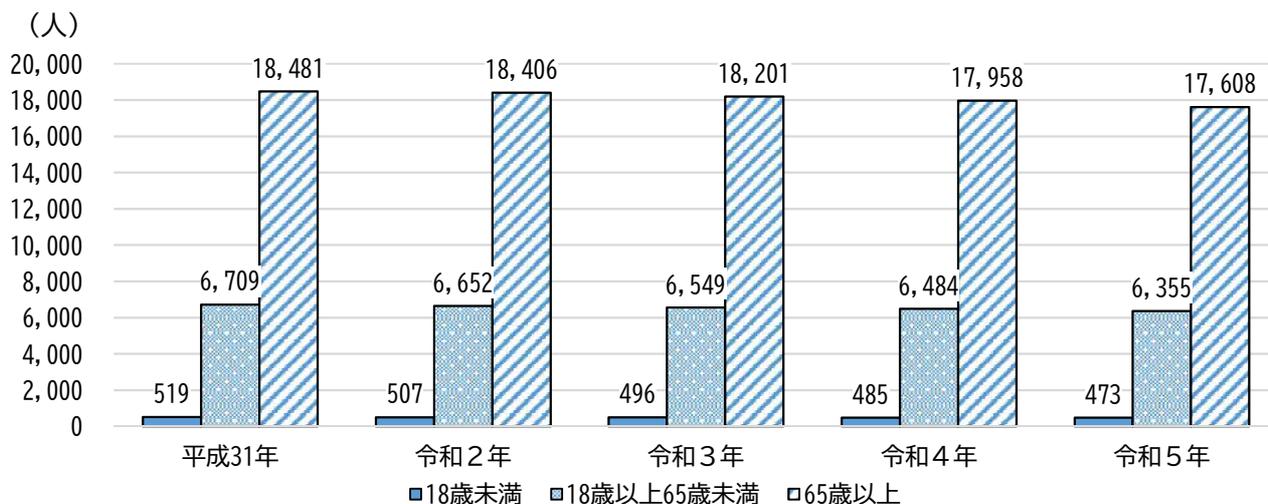


(単位：人)

	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
1級	8,823	8,781	8,801	8,704	8,641
2級	3,576	3,561	3,466	3,417	3,359
3級	4,343	4,338	4,271	4,190	4,071
4級	5,920	5,853	5,735	5,674	5,502
5級	1,629	1,612	1,563	1,543	1,489
6級	1,418	1,420	1,410	1,399	1,374
計	25,709	25,565	25,246	24,927	24,436

③ 年齢別 身体障害者手帳所持者の推移

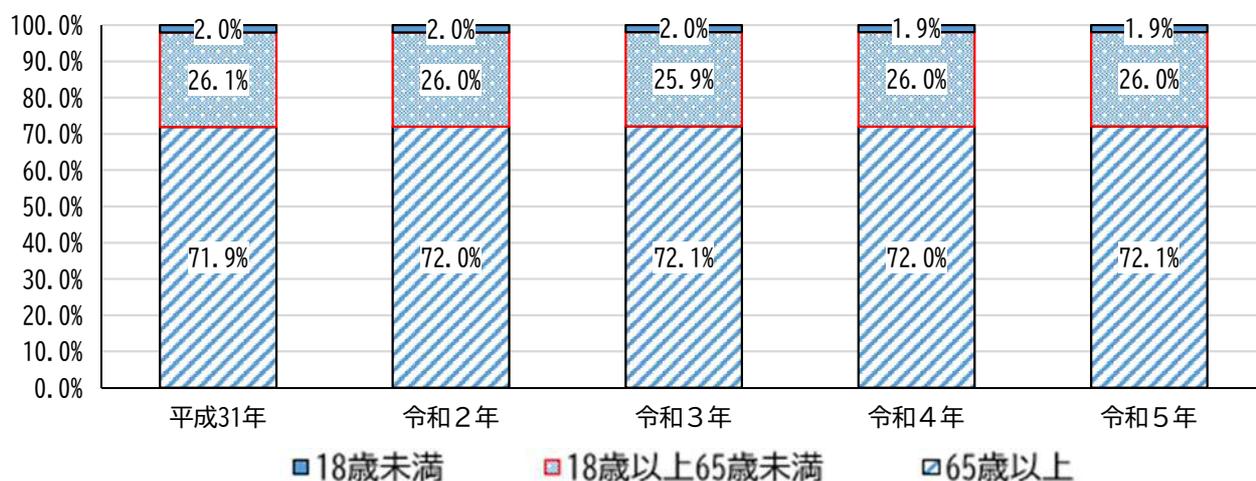
【年齢別 身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）】



(単位：人)

	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
18歳未満	519	507	496	485	473
18歳以上65歳未満	6,709	6,652	6,549	6,484	6,355
65歳以上	18,481	18,406	18,201	17,958	17,608
計	25,709	25,565	25,246	24,927	24,436

【年齢別 身体障害者手帳所持者の構成比推移（各年4月1日現在）】



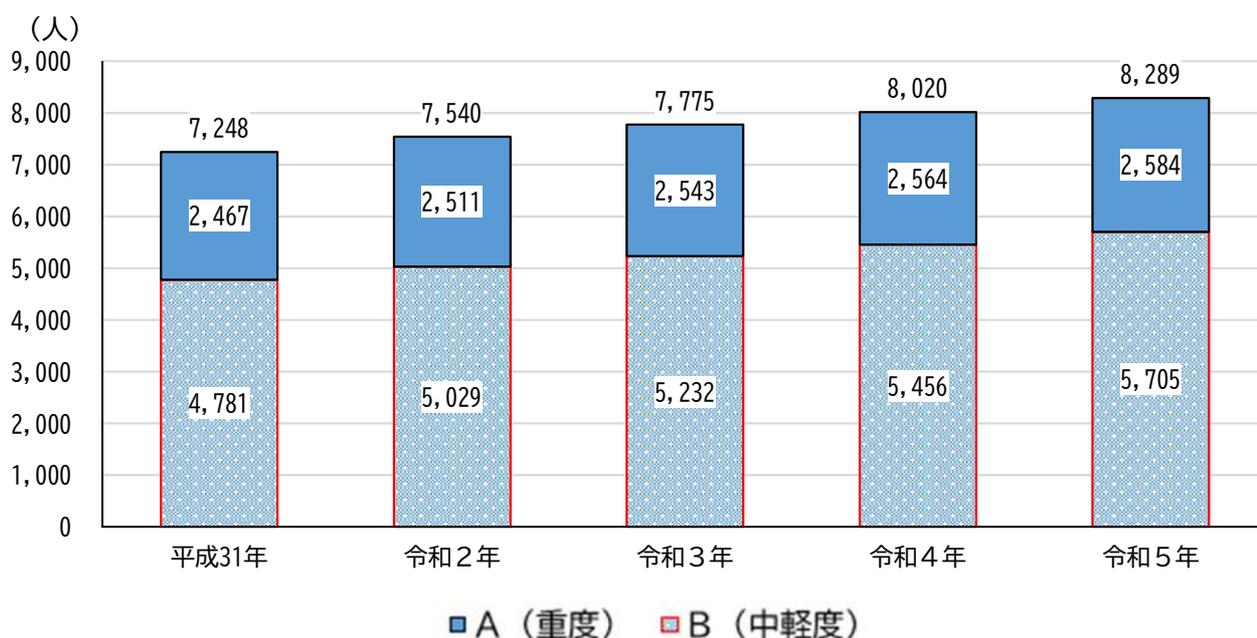
(2) 知的障害

療育手帳所持者は、平成31(2019)年から令和5(2023)年までの4年間で約14.4%増加しています。

手帳所持者を等級別にみると、B(中軽度)の増加率が約19.3%と高くなっています。知的障害は発達期以降に新たに生じるものではないことから、知的障害や発達障害が社会的に認識されてきたことや、障がいの早期発見体制の整備により、知的障害の判定を受ける機会が増えてきたこと等が要因として考えられます。

① 等級別 療育手帳所持者の推移

【等級別 療育手帳所持者の推移 (各年4月1日現在)】

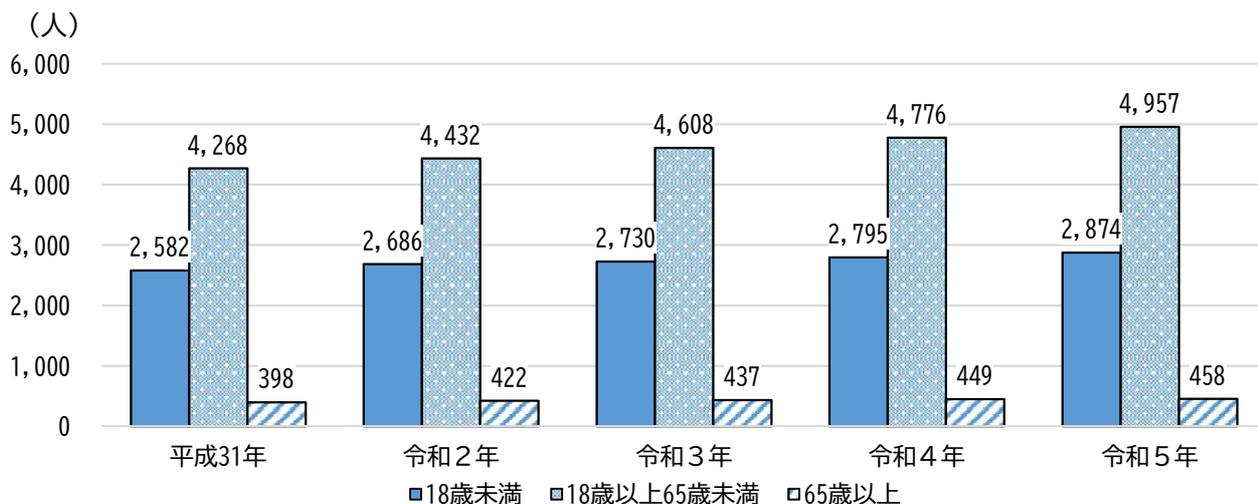


(単位：人)

	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
手帳所持者	7,248	7,540	7,775	8,020	8,289
A (重度)	2,467	2,511	2,543	2,564	2,584
B (中軽度)	4,781	5,029	5,232	5,456	5,705
対人口比	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%

② 年齢別 療育手帳所持者の推移

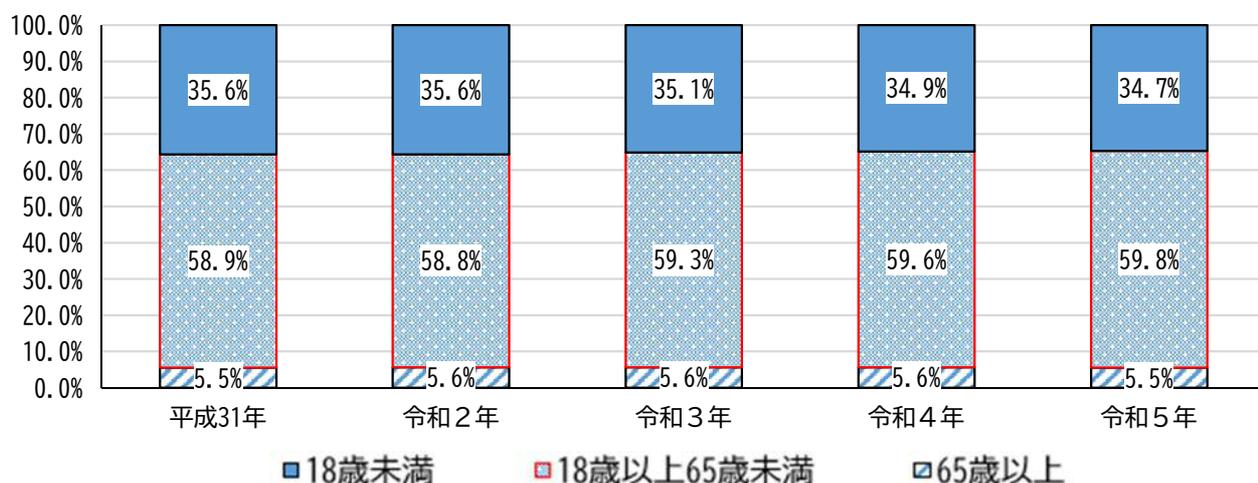
【年齢別 療育手帳所持者の推移（各年4月1日現在）】



(単位：人)

	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
18歳未満	2,582	2,686	2,730	2,795	2,874
18歳以上65歳未満	4,268	4,432	4,608	4,776	4,957
65歳以上	398	422	437	449	458
計	7,248	7,540	7,775	8,020	8,289

【年齢別 療育手帳所持者の構成比推移（各年4月1日現在）】



(3) 精神障害

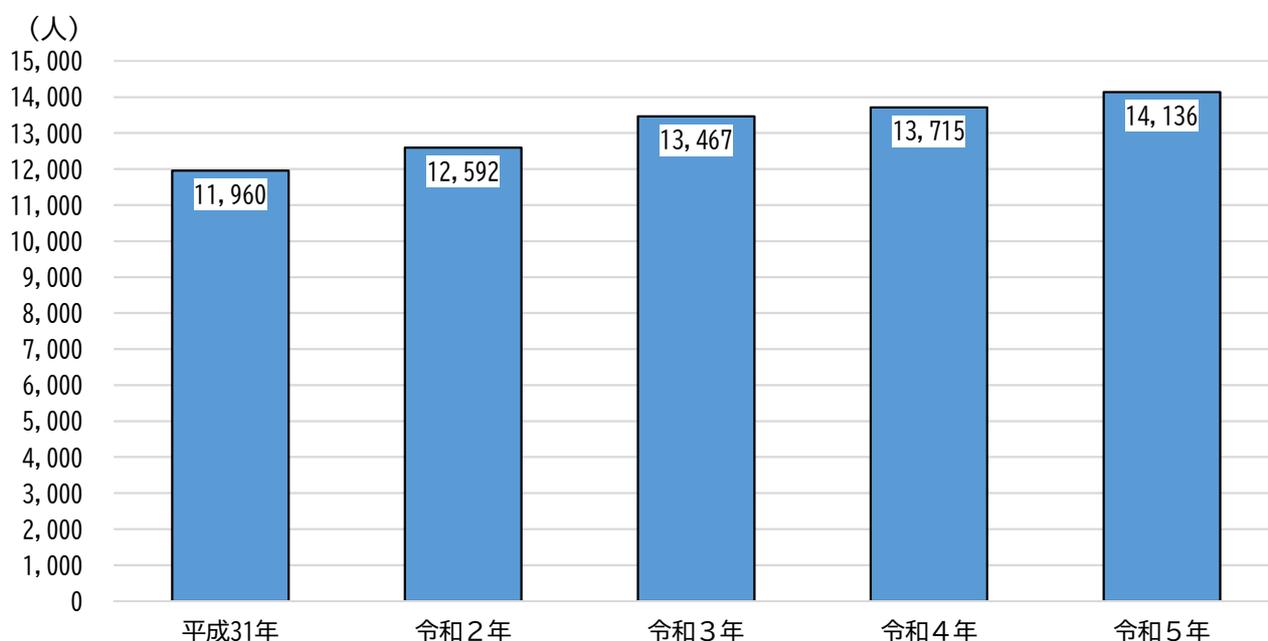
精神障がいのある人のうち、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、令和5（2023）年4月1日現在 7,615 人であり、自立支援医療（精神通院）受給者は 14,136 人です。自立支援医療（精神通院）は、手帳を所持していなくても受給できるため、現状を示す有効な指標となります。

自立支援医療受給者は、平成 31（2019）年から令和 5（2023）年までの 4 年間で約 18.2%増加し、手帳所持者は、平成 31（2019）年から令和 5（2023）年までの 4 年間で約 23.2%増加しています。

また、精神障害者保健福祉手帳を等級別にみると、平成 31（2019）年から令和 5（2023）年までの 4 年間で、1 級は約 1.4%、2 級は約 17.8%、3 級は約 39.6%増加しています。

① 自立支援医療（精神通院）受給者の推移

【自立支援医療（精神通院）受給者の推移（各年 4 月 1 日現在）】

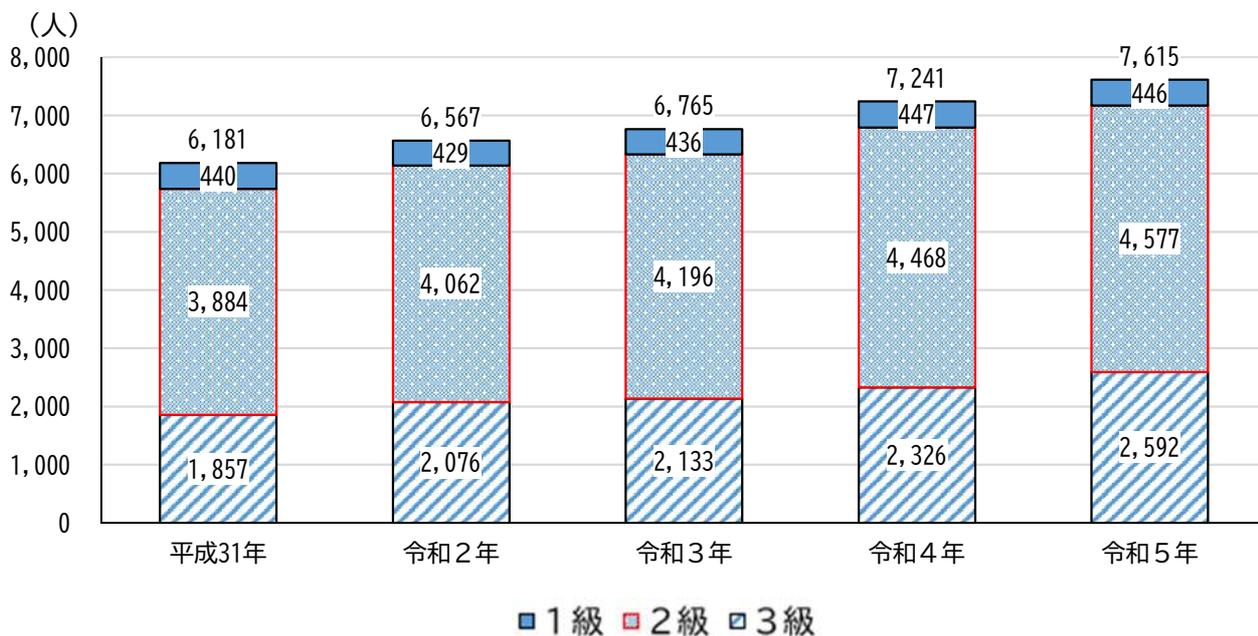


(単位：人)

自立支援医療	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
受給者数	11,960	12,592	13,467	13,715	14,136
対人口比	1.5%	1.6%	1.7%	1.7%	1.8%

② 等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

【等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年4月1日現在）】

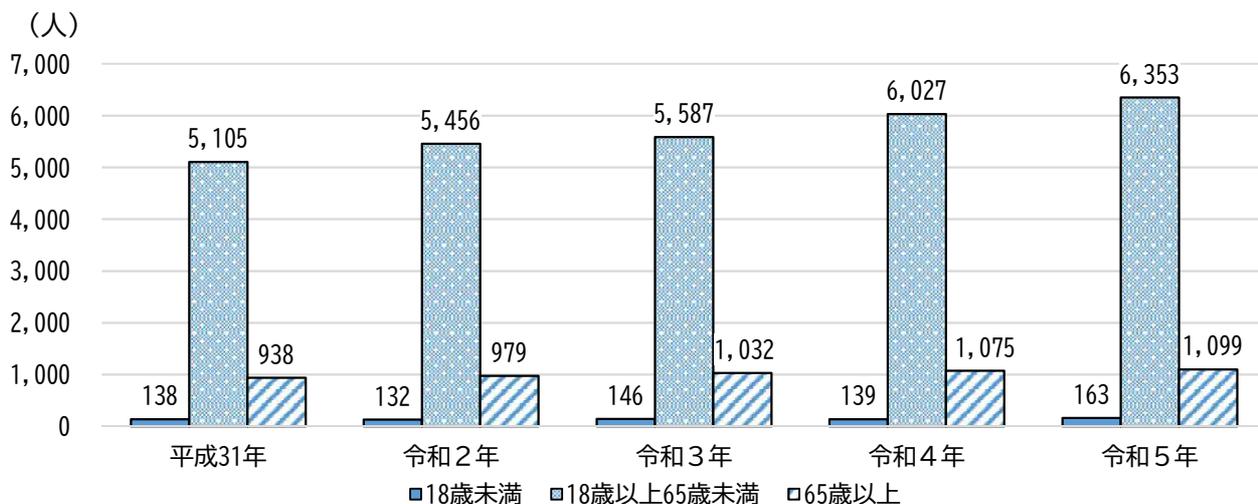


(単位：人)

	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
手帳所持者	6,181	6,567	6,765	7,241	7,615
1級	440	429	436	447	446
2級	3,884	4,062	4,196	4,468	4,577
3級	1,857	2,076	2,133	2,326	2,592
対人口比	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%

③ 年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

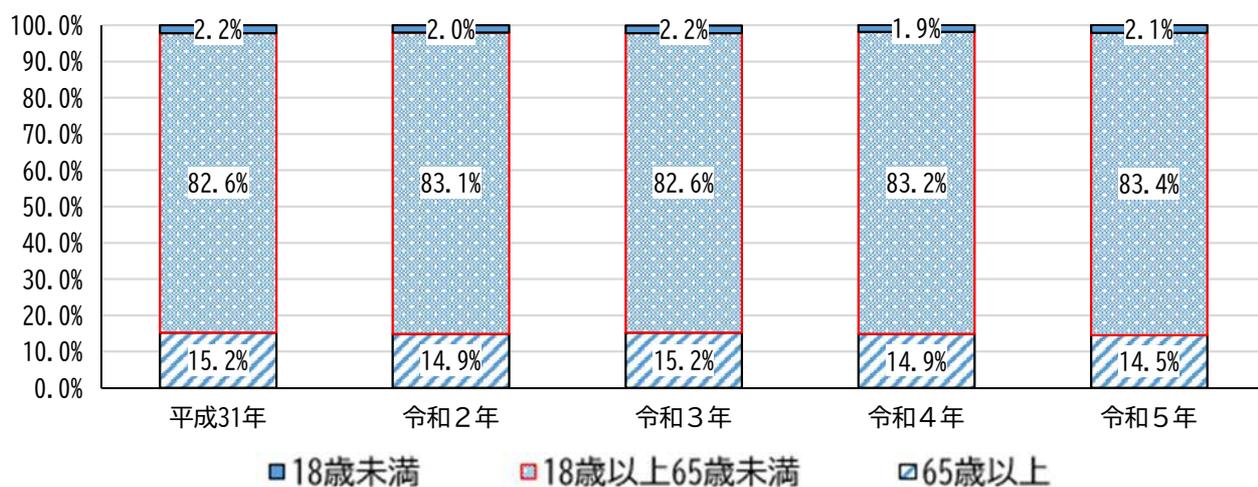
【年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年4月1日現在）】



(単位：人)

	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
18歳未満	138	132	146	139	163
18歳以上65歳未満	5,105	5,456	5,587	6,027	6,353
65歳以上	938	979	1,032	1,075	1,099
計	6,181	6,567	6,765	7,241	7,615

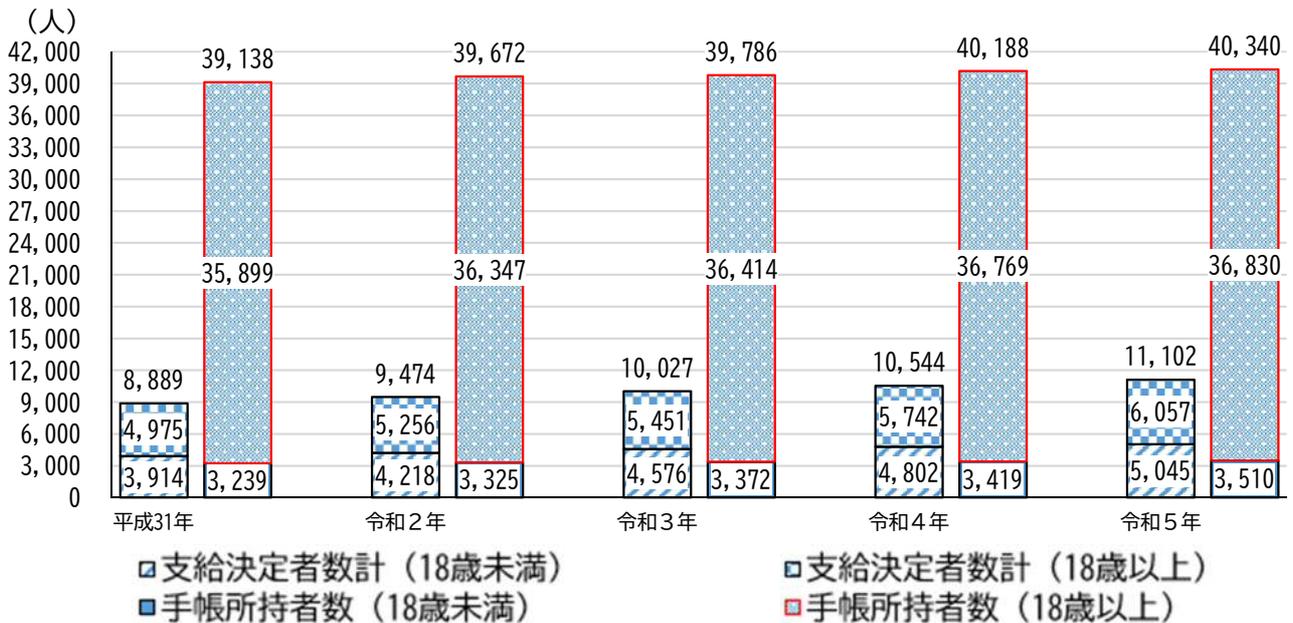
【年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比推移（各年4月1日現在）】



2 障害福祉サービス等支給決定者の状況

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の利用にかかる支給決定者は増加傾向にあり、平成31(2019)年から令和5(2023)年までの4年間で約24.9%増加しています。障害者手帳所持者数の増加率(約3.1%)を上回って支給決定者が増えています。

【障害福祉サービス等支給決定者の推移(各年4月1日現在)】



(単位：人)

支給決定者数	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	5か年比 (H31→R5)	前年度比 (R4→R5)
障害福祉サービス(18歳以上)	4,975	5,256	5,451	5,742	6,057	121.7%	105.5%
障害福祉サービス及び 障害児通所支援(18歳未満)	3,914	4,218	4,576	4,802	5,045	128.9%	105.1%
障害福祉サービス(18歳未満)	385	391	378	363	373	96.9%	102.8%
障害児通所支援	3,529	3,827	4,198	4,439	4,672	132.4%	105.2%
計	8,889	9,474	10,027	10,544	11,102	124.9%	105.3%

手帳所持者数	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	5か年比 (H31→R5)	前年度比 (R4→R5)
18歳未満	35,899	36,347	36,414	36,769	36,830	108.4%	102.7%
18歳以上	3,239	3,325	3,372	3,419	3,510	102.6%	100.2%
計	39,138	39,672	39,786	40,188	40,340	103.1%	100.4%

3 施設・事業所の状況

施設・事業所等		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		施設数	在籍者数	施設数	在籍者数	施設数	在籍者数	
発達支援広場（乳幼児期）		10	-	11	-	11	-	
学 齢 期	小学校	96（分校1）		96（分校1）		96（分校1）		
	発達支援学級設置校	70	1,443	97	1,553	97	1,617	
	知的障害学級設置校	60	835	67	987	65	935	
	自閉症・情緒障害学級設置校	46	589	49	638	52	665	
	難聴学級設置校	2	2	3	2	1	1	
	病弱学級設置校	1	5	2	3	3	13	
	肢体不自由学級設置校	3	12	4	13	1	3	
	中学校	48（分校1）		48（分校1）		48（分校1）		
	発達支援学級設置校	42	611	49	667	49	705	
	知的障害学級設置校	41	404	41	421	40	427	
	自閉症・情緒障害学級設置校	28	201	29	240	32	274	
	難聴学級設置校	1	2	1	2	1	1	
	病弱学級設置校	1	2	1	2	1	1	
	肢体不自由学級設置校	2	2	2	2	0	0	
	特 別 支 援 学 校	浜松特別支援学校（知的障害・肢体不自由）	1	318	1	316	1	303
		浜松特別支援学校城北分校	1	54	1	53	1	53
		浜松視覚特別支援学校（視覚障害）	1	34	1	29	1	23
		浜松聴覚特別支援学校（聴覚障害）	1	35	1	36	1	31
		浜北特別支援学校（知的障害・肢体不自由）	1	294	1	289	1	283
浜名特別支援学校（知的障害・肢体不自由）		1	119	1	119	1	124	
西部特別支援学校（肢体不自由）		1	142	1	137	1	140	
天竜特別支援学校（病弱）		1	80	1	78	1	71	
みをつくし特別支援学校（知的障害）		1	175	1	206	1	255	

施設・事業所等		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		施設数	在籍者数	施設数	在籍者数	施設数	在籍者数
障 が い 児 支 援	児童発達支援	40	590	46	626	56	726
	居宅訪問型児童発達支援	1	-	1	-	1	-
	放課後等デイサービス	92	948	104	1,083	116	1,195
	保育所等訪問支援	7	-	10	-	15	-
	障害児相談支援	30	-	32	-	38	-
	福祉型障害児入所支援	2	50	2	50	2	50
	医療型障害児入所支援	2	230	2	230	2	230

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		施設数	在籍者数	施設数	在籍者数	施設数	在籍者数	
成人期	日中活動系	生活介護	62	1,804	69	1,898	72	1,923
		自立訓練（機能訓練）	4	126	4	126	4	126
		自立訓練（生活訓練）	9	92	9	88	10	84
		就労移行支援	28	373	28	350	23	320
		就労継続支援（A型）	28	559	28	579	32	644
		就労継続支援（B型）	61	1,254	62	1,272	65	1,366
		日中一時支援	57	-	57	-	59	-
		地域活動支援センター	6	-	6	-	6	-
	居住系	共同生活援助（グループホーム）	38	591	46	709	55	876
		施設入所支援	17	890	17	390	17	890
		宿泊型自立訓練	2	38	2	38	2	38
		救護施設	4	320	4	320	4	320
	在宅支援	居宅介護（ホームヘルプ）	76	-	82	-	86	-
		重度訪問介護	59	-	63	-	66	-
行動援護		5	-	5	-	4	-	
同行援護		21	-	22	-	21	-	
短期入所（ショートステイ）		51	-	56	-	61	-	
移動支援		53	-	53	-	51	-	
相談支援	浜松市委託相談支援事業所	5	-	5	-	5	-	
	指定一般相談支援（地域移行支援）	13	-	14	-	16	-	
	指定一般相談支援（地域定着支援）	12	-	13	-	14	-	
	指定特定相談支援	41	-	42	-	48	-	

- ※ 学齢期欄の小学校及び中学校の発達支援学級は各年5月1日現在の状況です。その他は各年4月1日現在の状況です。
- ※ 浜名特別支援学校は市外の学校ですが、浜松市も校区となるため掲載しています。
- ※ 施設入所支援は、障害児入所施設による指定を除きます。
- ※ 救護施設は要保護者を対象とした生活保護法に基づく保護施設ですが、実態として多くの障がいのある人が入所しているため掲載しています。

4 策定経過

年月日	事項	主な内容等
令和4年 12月	浜松市の福祉に関するアンケート調査	・実施期間 12/9～12/23 ・障がいのある人、障害福祉サービス等の支給決定を受けている人(3,200人)に対して調査を実施
令和5年 1月	障害福祉サービス等事業所調査 (アンケート調査)	・障害福祉サービス等事業所(463事業所)に対してオンラインで調査を実施
6月	障害福祉サービス等事業所調査 (訪問調査)	・障害福祉サービス等事業所(48事業所)に対して訪問調査を実施
6月21日	第1回浜松市障害保健福祉施策連絡会 (浜松市障がい者自立支援協議会当事者部会)	(議題) ・浜松市障がい福祉に関するアンケート調査報告について ・次期障がい者計画、障がい福祉実施計画、障がい児福祉実施計画について
8月9日	第1回浜松市精神保健福祉審議会	(議題) ・第4次浜松市障がい者計画の骨子について
8月17日	第2回浜松市障害保健福祉施策連絡会 (浜松市障がい者自立支援協議会当事者部会)	(議題) ・第3次浜松市障がい者計画、第6期浜松市障がい福祉実施計画及び第2期障がい児福祉実施計画の進捗状況報告について ・第4次浜松市障がい者計画の骨子について
8月30日	第1回浜松市障害者施策推進協議会	(議題) ・第3次浜松市障がい者計画、第6期浜松市障がい福祉実施計画及び第2期障がい児福祉実施計画の進捗状況報告について ・第4次浜松市障がい者計画の骨子について
10月16日	第3回浜松市障害保健福祉施策連絡会 (浜松市障がい者自立支援協議会当事者部会)	(議題) ・第4次浜松市障がい者計画の骨子の修正について
10月20日	第2回浜松市障害者施策推進協議会	(議題) ・第4次浜松市障がい者計画(案)について
10月25日	第2回浜松市精神保健福祉審議会	(議題) ・第4次浜松市障がい者計画(案)について
11月6日	第4回浜松市障害保健福祉施策連絡会 (浜松市障がい者自立支援協議会当事者部会)	(議題) ・第4次浜松市障がい者計画(案)について
11月	パブリック・コメントの実施	

※浜松市障害者施策推進協議会の会議録は、市ホームページで閲覧できます。

5 協議会等構成員

(1) 浜松市障害者施策推進協議会

① 浜松市障害者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の審議会その他の合議制の機関として設置する浜松市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(平21条例31・全改、平23条例48・一部改正)

(委員)

第2条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者又は障害者の福祉若しくは医療に関する事業に従事する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平20条例30・平31条例21・一部改正)

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日浜松市条例第30号抄)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に第3条から第5条まで、第7条、第8条、第10条及び第12条から第25条までの規定による改正前の(中略)、浜松市障害者施策推進協議会条例、(中略)(以下これらを「旧条例」という。)の規定により在職する附属機関の委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、第3条から第5条まで、第7条、第9条、第10条及び第12条から第25条までの規定による改正後の(中略)、浜松市障害者施策推進協議会条例、(中略)の規定は適用せず、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成21年3月24日浜松市条例第31号抄)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月29日浜松市条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(平成24年5月21日)又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成31年3月15日浜松市条例第21号抄)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

② 浜松市障害者施策推進協議会の委員

(敬称略／役職・五十音順)

役 職	氏 名	団 体 名
会長	新宮 尚人	学校法人聖隷学園 聖隷クリストファー大学
職務代理者	高橋 久美子	浜松市浜松手をつなぐ育成会
	小澤 久好	浜松公共職業安定所
	兼子 とみ江	浜松市身体障害者福祉協議会
	澤根 緑	浜松市民生委員児童委員協議会
	塩野 州平	一般社団法人 浜松市薬剤師会
	鈴木 一	一般社団法人 浜松市歯科医師会
	高柳 弘行	NPO法人 浜松地区精神保健福祉会明生会
	村松 真奈美	NPO法人 浜松地区肢体不自由児親の会
	湯口 琢磨	NPO法人 浜松市医師会

任期：令和5年5月11日から令和8年5月10日まで

(2) 浜松市障がい者自立支援協議会の構成員

(敬称略／役職・五十音順)

役 職	氏 名	団 体 名
会長	川向 雅弘	学校法人聖隷学園 聖隷クリストファー大学
	宇佐美 嘉康	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会 地域支援課
	海野 洋一郎	社会福祉法人 みどりの樹
	大嶋 正浩	医療法人社団 至空会 メンタルクリニックダダ
	太田 裕子	浜松市発達医療総合福祉センター
	川嶋 章記	医療法人社団 至空会 相談支援センターだんだん
	小出 隆司	浜松市浜松手をつなぐ育成会
	田中 公子	浜松市立豊西小学校
	富永 直樹	社会福祉法人 天竜厚生会
	松本 知子	浜松市根洗学園

任期：令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 浜松市障害保健福祉施策連絡会（浜松市障がい者自立支援協議会当事者部会）

（五十音順）

団 体 名
アクティブ
NPO法人 浜松地区肢体不自由児親の会
NPO法人 浜松地区精神保健福祉会 明生会
天竜川地域精神保健福祉会 若杉会
浜松市視覚障害者福祉協会
浜松市身体障害者福祉協議会
浜松市浜松手をつなぐ育成会
浜松浜北手をつなぐ育成会
浜松福祉を考える会
浜松ろうあ協会

6 障がい福祉に関するアンケート調査

(1) 目的

障がいのある人の生活実態や障害福祉サービスの利用状況、今後の意向を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 実施概要

浜松市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している人、障害福祉サービスや児童通所サービスの支給決定を受けている人及びその家族にアンケート調査を実施しました。

項目	内容
調査時期	令和4年12月9日(金)～令和4年12月23日(金)
調査対象	18歳以上の障がいのある人：2,200人 18歳未満の障がいのある人：1,000人 合計3,200人を無作為抽出
調査方法	郵送配付、郵送回収
有効回収数	18歳以上の障がいのある人：1,061人(回収率48.2%) 18歳未満の障がいのある人：440人(回収率44.0%) 合計：1,501人(回収率46.9%)

7 障害福祉サービス事業所調査

(1) 目的

この計画を策定するにあたり、障害福祉サービスの利用者と障害福祉サービス事業所の従業員等の支援者から、現状や障害福祉サービス等の利用状況、障がい福祉施策に関する意見などを聞き取ることを目的に、障害福祉サービス事業所へのアンケート調査及び訪問調査を実施しました。

(2) 実施概要

① 事業所の利用者及び従事者へのアンケート調査

項目	内容
調査時期	令和5年1月13日(金)～1月27日(金)
調査対象	指定463事業所
調査方法	オンラインで調査
有効回収数	197事業所(回答率42%)

② 障害福祉サービス事業所への訪問調査

項目	内容
調査時期	令和5年6月15日(木)～令和5年7月12日(水)
調査対象	48事業所 (このうち37事業所について利用者からの聞き取りを実施)

8 用語集

【あ行】

■アクセシビリティ P9

年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが情報や製品、建物、サービス等を支障なく利用できること。

■あんしん情報キット P72

かかりつけ医や緊急連絡先、持病、服薬等の情報が記入されたカードを入れたキット。

■インクルージョン P118

包み込むという意味で、障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の中で生活し、そのニーズに応じた地域生活支援を受けられるようにしていくこと。

【か行】

■キッズサポーター P77

幼稚園の主に障がいがある子どもが在籍する学級において、学級担任の指導補助を行う指導員。

■キャリア教育 P80

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育。

■救護施設 P58

身体や精神に障がいがあり、経済的な問題も含めて在宅での日常生活が困難な人たちが、健康に安心して生活するための生活保護施設。「生活保護法」第38条第1項第1号に定められている。

■共生社会 P9

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。

■権利擁護 P9

自ら物事を判断することが困難な障がいのある人に対して、本人の意思を尊重し支援を行うこと。

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW） P54

地域住民からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う人。

■高次脳機能障害 P13

怪我や病気等により脳の損傷を負うことで、記憶障害、注意障害等、脳の認知機能に障害が起こる状態。

■合理的配慮 P11

障がいの有無にかかわらず、すべての人が平等に社会参加できるよう、それぞれの障がいの特徴や困難等に合わせた配慮。

【さ行】

■サポートかけはしシート P77

児童発達支援事業所と小学校において、進級や進学の際に、こどもに対して継続して必要な支援を行うことを目的に作成するシート。こどもの特性や配慮すべき点等を記載。

■児童発達支援センター P30

地域の障がいのあるこどもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

■児童福祉法 P6

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的な法律。

■社会的障壁 P23

障がいのある人が日常生活又は社会生活するうえで支障となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のもの。

■社会福祉法 P6

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定める法律。

■社会モデル P10

障がいのある人が受ける制限は、心身機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方。

■障害者基本法 P6

障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。

■障害者虐待防止法 P53

障がいのある人に対する虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

■障害者雇用促進法 P12

障がいのある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。

■障害者差別解消支援地域協議会 P23

社会生活を円滑に営むうえで困難を有する障がいのある人に対して、支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関により構成される組織で、相談事例の共有や差別の解消に資する取り組みの共有・分析を行う。

■障害者差別解消法 P10

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。

■障害者週間 P44

12月3日から9日まで。障害者基本法において、国民の間に広く障がいのある人の福祉について理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために定められる。

■障害者総合支援法 P6

地域社会における共生の実現に向けて、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業等の支援を総合的に行うことを定めた法律。

■障害者相談支援事業所 P56

障がいのある人とその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助等を行う。また、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。

■人権の花運動 P46

ひまわりの花の栽培を通じてやさしさと思いやりの心をはぐくむ人権啓発運動。

■身体障害者手帳 P50

身体障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

■スクールヘルパー P77

小中学校の発達支援学級や個人的支援が必要な子どもが在籍する通常の学級において、日常生活の指導補助を行う指導員。

■精神障害者保健福祉手帳 P93

精神障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

■精神保健福祉法 P12

精神障害者の医療・保護、社会復帰の促進、自立への援助、発生の予防などを行い、福祉の増進と国民の精神的健康の向上を図ることを目的とする法律

【た行】

■地区社会福祉協議会 P48

地域における生活上の身近な課題について協議し、地域内の各種団体、組織と協力しながら住民主体の地域福祉活動を推進する自主的な住民組織。

【な行】

■農福連携 P84

障がいのある人等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。

【は行】

■パブリック・コメント P102

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

■発達支援教育 P76

特定の子どもだけを対象として支援するのではなく、すべての子ども一人ひとりの発達段階と教育的ニーズに応じて健やかな成長発達を支援するもの。

■発達支援教育コーディネーター P76

園内、校内における発達教育の推進役。個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等、子どもへの最適な支援の方策を提案したり、幼稚園・学校内外の連絡調整を行ったりする教員。

■発達支援教室支援員 P77

教員免許を持ち、発達支援教室において個別指導が必要な子どもに対して教科学習を中心とした支援を行う指導員。

■発達障害 P13

自閉症スペクトラム症（自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害を含む）、注意欠如・多動症、限局性学習症等、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定められたもの。

■浜松市子育てサポートはますくノート P77

保護者と保健、医療、福祉、教育機関等が子どもの成長にかかわる情報を共有し、子育て家庭の支援をするための冊子。また、「はますくQ&A」にて子育ての悩みや不安について専門家のアドバイスを掲載。

■浜松市総合計画 P6

浜松市の都市づくりの目標となる計画。

■ピアサポート P49

同じような立場の人によるサポート（ピア＝仲間、同僚）。

■避難行動要支援者 P72

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

■避難支援等関係者 P28

要支援者の安否確認や避難支援などを担う、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの関係者をいう

■福祉避難所 P28

指定避難所生活において特別な配慮を必要とする高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者を対象に開設される2次的な避難所のこと。

■ヘルプカード P46

ヘルプマークが標示され、緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されたカード。

■ヘルプマーク P46

外見からは分からない内部障がいの人等、周囲の人に配慮や援助を必要としていることを知らせるために作成されたマーク。

【ま行】

■民生委員・児童委員 P48

民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から無報酬で委嘱された非常勤の特別職の公務員で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努める人々。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねるとされ、地域のこども及び妊産婦の福祉の増進にも努める。

【や行】

■ユニバーサル農業 P84

園芸作業を行うことによる生きがいづくりや高齢者・障がいのある人等の社会参加などの効用を、農作業の改善や農業の多様な担い手の育成などに活かしていこうという取り組み。

■要配慮者 P28

高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人。

【ら行】

■療育手帳 P50

知的障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

【英字・数字】

■PDCAサイクル P14

業務を円滑に進めるためにPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を繰り返し行うこと。

第4次浜松市障がい者計画

第7期浜松市障がい福祉実施計画・第3期浜松市障がい児福祉実施計画

令和6（2024）年3月発行

発行：浜松市

企画・編集：健康福祉部 障害保健福祉課

〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町103番地の2

電話：(053)457-2034

FAX：(053)457-2630

URL：<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>
